



官製談合防止に向けた発注機関の取組 に関する実態調査報告書

～発注機関におけるコンプライアンス活動～

平成23年9月
公正取引委員会

目次

第1 調査の趣旨・方法	
1 調査の趣旨等	1
2 調査の方法	1
(1) アンケート調査	1
(2) ヒアリング調査	2
第2 過去の入札談合等関与行為及び類似行為の分析	
1 入札談合等関与行為の態様	3
2 入札談合等関与行為及び類似行為の背景・要因	5
3 発注機関による改善措置	5
第3 調査結果	
1 発注機関・職員における法令遵守意識の向上	6
(1) コンプライアンス研修	6
ア 入札談合等関与行為防止法の研修	6
イ 研修対象職員の所属部署	8
ウ 研修の対象職員	10
エ 研修の開催頻度	13
(2) コンプライアンス・マニュアル	15
ア コンプライアンス・マニュアルの作成	15
イ コンプライアンス・マニュアルへの入札談合等関与行為防止法の明記	17
ウ 発注担当職員向けマニュアルの作成	19
(3) 官製談合事件に関わった職員に対する懲戒	20
2 入札談合等関与行為等を防止する体制面の整備	22
(1) コンプライアンス担当部署の設置	22
(2) 発注担当部署と契約担当部署の分離	25
(3) 入札手続・条件のチェック	26
ア 仕様書等や入札参加資格のチェック体制	26
イ 入札結果のチェック	28
(ア) 不自然な状況（1者入札，同一事業者による長期継続受注及び落札率 100%案件）の情報集約・分析の取組	28
(イ) 不自然な状況への具体的な取組内容	30
(4) 第三者機関の設置によるチェック	35
ア 入札等に関する第三者機関の設置状況	35
イ 第三者機関の設置目的	36
(5) 公益通報窓口等	38

ア	公益通報窓口の設置	38
イ	官製談合に関する通報窓口の利用を促す取組	40
ウ	外部からの情報収集	41
(6)	秘密情報の管理	42
ア	秘密情報の管理に関する取組	42
イ	秘密情報管理規程の内容	44
3	入札談合等関与行為等を防止するための施策	47
(1)	公共調達に関する外部からの働きかけに対する対応	47
ア	外部からの働きかけに対する対応状況	47
イ	外部との接触における留意点の作成・周知	50
(2)	人事上の配慮	53
ア	発注担当職員の長期配属の防止	53
イ	長期配属の期間	54
(3)	OBへの対応	56
ア	OBの再就職先の把握	56
イ	OBの再就職先における業務内容の把握	57
ウ	OBに対する取組	58

第4 入札談合等関与行為等の防止に向けて

1	調査結果の分析・評価	60
(1)	発注機関・職員における法令遵守意識の向上	60
ア	研修の拡充	60
(ア)	研修の積極的な実施	60
(イ)	幹部・管理職や発注担当職員に対する研修の強化	61
(ウ)	研修の適時の実施	61
イ	コンプライアンス・マニュアルの整備	61
ウ	組織としての意思の明確化	62
(2)	入札談合等関与行為等を防止する体制面の整備	62
ア	法令遵守を推進する体制の整備	62
イ	入札談合等関与行為等の未然防止・発見のためのチェック体制の整備	63
(ア)	入札手続・条件の事前チェック体制の整備	63
(イ)	入札結果の事後検証により問題行為を発見する仕組みの構築	63
(ウ)	第三者機関による事後検証の強化	64
(エ)	公益通報窓口の設置	64
ウ	秘密情報の管理徹底	65
(3)	入札談合等関与行為等を防止するための施策	65

ア	外部からの働きかけに対する対策	65
イ	人事上の配慮	66
ウ	入札参加事業者に再就職したOBへの対応	66
2	公正取引委員会としての今後の対応	67

参考資料

1	アンケート調査票	68
2	入札談合等関与行為防止法の概要	74
3	過去の入札談合等関与行為の事例	75
4	過去の入札談合等関与行為事例における改善措置	77
5	過去の入札談合等関与行為防止法刑事事件例	79
6	公正取引委員会の研修事業	80
7	参照条文	81
8	公正取引委員会所在地	89

第1 調査の趣旨・方法

1 調査の趣旨等

「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）の適用事例が後を絶たない^(注1)。この現状を踏まえ、同法が適用される行為を未然に防止するための取組の現状及び課題を明らかにし、発注機関におけるそのような取組の実効性を高めることを目的として、同法の適用対象となる発注機関に対し、アンケート調査とヒアリング調査を行った^(注2)。

^(注1) 平成15年の同法施行以降、公正取引委員会が同法に基づいて認定した入札談合等関与行為（同法第2条第5項第1号から第4号までのいずれかに該当する行為をいう。以下同じ。）の事例は11件であり、平成19年以降は毎年同法適用事例が発生している。また、平成18年改正で導入された第8条（職員による入札等の妨害）に違反する行為及び刑法第96条の6第1項（競売入札妨害）に違反する行為についての刑事事件も相当数みられる（第8条違反事件の例については参考資料5参照）。

^(注2) 公正取引委員会は、平成17年10月に入札談合等関与行為を防止するための取組を含む「公共調達における入札談合防止のための取組等の実態に関する調査報告書」（以下「平成17年調査」という。）を公表している。今回の調査では、近年、入札談合等関与行為防止法適用事例が集積し、入札談合等関与行為の実態及び発注機関の改善措置内容が明らかとなってきたことを踏まえ、入札談合等関与行為等（入札談合等関与行為及び入札談合等関与行為防止法第8条違反行為をいう。以下同じ。）の未然防止に向けた取組に焦点を当てた。

2 調査の方法

(1) アンケート調査

平成23年3月末時点の状況についてアンケート調査を行った（平成23年5月）。アンケート調査票の送付先は、入札談合等関与行為防止法の適用対象となる国の機関、地方公共団体及び政府出資法人計526機関である。

発送先	発送数	回収数	回収率
①：国の機関	22	20	90.9%
②：都道府県	41	39	95.1%
③：政令指定都市	17	16	94.1%
④：中核市	35	35	100.0%
⑤：②～④以外の人口30万人以上の地方公共団体	28	27	96.4%
⑥：人口5万人以上30万人未満の地方公共団体	200	192	96.0%
⑦：政府出資法人	183	162	88.5%
合計	526	491	93.3%

^(注1) 「国の機関」は、公正取引委員会が入札談合の未然防止等を目的として毎年開催している「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」に出席している行政機関である。

^(注2) 「都道府県」、「政令指定都市」、「中核市」及び「②～④以外の人口30万人以上の地方公共団体」は、平成22年3月末時点においてそれぞれ該当する全ての地方公共団体である。ただし、平成23年3月11日の東日本大震災発生を踏まえ、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地方公共団体（以下「被

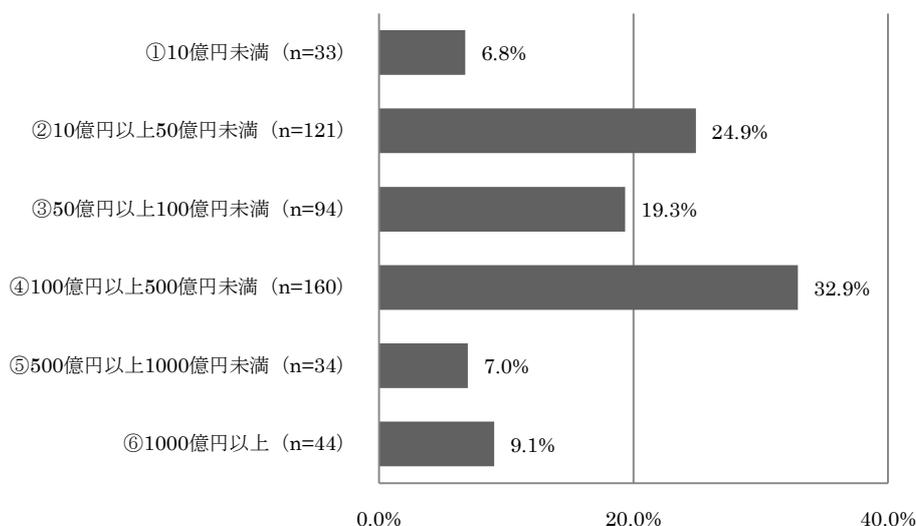
災地方公共団体」という。)等については、原則発送を取りやめた。

(注3) 「人口5万人以上30万人未満の地方公共団体」は、平成22年3月末時点において該当する地方公共団体から被災地方公共団体等を原則として除き、無作為に抽出した200の地方公共団体である。

(注4) 「政府出資法人」は、平成23年1月現在において国が資本金の2分の1以上を出資している218法人(独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人等)から、被災地方公共団体の区域に所在する法人、廃止予定の法人及び清算中の法人を除いたものである。

(注5) 1つの発注機関から部署別に2通以上のアンケート票が返送された場合には、最も発注金額の多い部署の回答をその発注機関の回答として集計している(以下同じ)。また、択一式の間において複数回答している場合など、間の指示に従っていない回答については全てその間に限り無効回答として処理している。

■ アンケートに回答した発注機関の年間発注規模分布



(2) ヒアリング調査

前記アンケート調査に加え、発注機関に対するヒアリング調査を行った(平成22年11月～平成23年8月)。ヒアリング調査先は、公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求を受けた発注機関、職員が入札談合等関与行為に類似する行為(同法第8条(職員による入札等の妨害)違反行為及び刑法第96条の6第1項(競売入札妨害)違反行為をいう。以下同じ。)について刑事事件で有罪となり、再発防止に取り組んでいる発注機関、アンケート調査において興味深い取組等を回答した発注機関等33機関である。

第2 過去の入札談合等関与行為及び類似行為の分析

入札談合等関与行為防止法違反行為の未然防止に向けた課題を整理するため、公正取引委員会が同法に基づいて認定した入札談合等関与行為の態様、入札談合等関与行為及びこれに類似する行為が生じた背景及び要因並びに発注機関が講じた改善措置について分析・検討を行った。

1 入札談合等関与行為の態様

公正取引委員会が認定した入札談合等関与行為の態様をまとめると次表のとおりである（各事例の概要については参考資料3参照）。

これらの事例から次のような点が指摘できる。

- ① 入札談合等関与行為は、国の機関から地方公共団体、政府出資法人まで、出先機関を含め様々な発注機関で発生している。
- ② 工事だけでなく、物品や業務に係る発注でも発生している。
- ③ ほぼ全ての事例が発注担当部署の職員の間によるものである。
- ④ 全ての事例において管理職以上の職員が関与している。
- ⑤ 職員だけでなくOBが関わった事例も多い。

	発注機関	入札談合の対象	関与部署 (注1)	関与者 役職	OBの 関与 (注2)	外部から の働きかけ (注2)	関与行為類型 (法第2条第5項)			
							談合の 明示的 な指示 (第1号)	受注者 に関する 意向の 表明 (第2号)	発注に 係る秘 密情報 の漏え い (第3号)	特定の 談合の 幫助 (第4号)
①岩見沢市 (H15. 1. 30 改 善措置要求)	人口5万人 以上30万 人未満の地 方公共団体	建設工事	発注担当 部署	幹部, 一般職員	—	—	○	○	○	(注3)
②新潟市 (H16. 7. 28 改 善措置要求)	政令指定都 市(注4)	建設工事	発注担当 部署	管理職, 一般職員	—	有	×	×	○	
③日本道路公 団 (H17. 9. 29 改 善措置要求)	政府出資法 人	鋼橋上部 工工事	発注担当 部署	幹部, 管理職, 一般職員	有	有	○	×	○	
④国土交通省 (H19. 3. 8 改 善措置要求)	国の機関	水門設備 工事	発注担当 部署	管理職, 一般職員	有	—	×	○	×	
⑤防衛施設庁 (H19. 6. 20 通 知(注5))	国の機関	土木・建 築工事	発注担当 部署	幹部, 管理職	有	—	○	○	×	○
⑥緑資源機構 (H19. 12. 27 通 知(注5))	政府出資法 人	林道調査 測量設計 業務	発注担当 部署	幹部, 管理職	—	—	○	○	×	×
⑦札幌市 (H20. 10. 29 改 善措置要求)	政令指定都 市	電気設備 工事	発注担当 部署	管理職	—	—	○	○	×	×
⑧国土交通省 (H21. 6. 23 改 善措置要求)	国の機関	車両管理 業務	発注担当 部署	管理職, 一般職員	有	—	×	×	○	×
⑨防衛省航空 自衛隊 (H22. 3. 30 改 善措置要求)	国の機関	什器類	発注担当 部署	管理職	—	—	○	○	×	×
⑩青森市 (H22. 4. 22 改 善措置要求)	中核市	土木工事	契約担当 部署	幹部	—	有	×	×	×	○
⑪茨城県 (H23. 8. 4 改 善措置要求)	都道府県	土木・舗 装工事	発注担当 部署	管理職	—	有	○	○	×	○

(注1) 本調査では、発注機関において公共調達を希望する部署であって、工事や物品等の発注の計画、仕様書や設計書の作成等を行う部署(例えば、●●建設部○〇施設課等)を「発注担当部署」と、発注機関において会計及び公共調達の契約に関する事務を担当する部署(例えば、会計課、契約課等)を「契約担当部署」とそれぞれ定義している。

(注2) 公正取引委員会の事実認定において確認されたものを「有」としている。

(注3) 特定の談合の幫助は、平成18年改正(平成19年3月14日施行)により入札談合等関与行為とされたものである。

(注4) 新潟市は、改善措置要求が行われた時点では政令指定都市になっていない。

(注5) 発注機関が近く解散する予定であったこと等を踏まえ、入札談合等関与行為が認められたことの通知のみを行い、改善措置要求を行っていない。

2 入札談合等関与行為及び類似行為の背景・要因

公正取引委員会が改善措置要求等をした際の認定事実や当該要求等を受けた発注機関の調査報告書から、職員が入札談合等関与行為を行った背景・要因として、次の点が挙げられる。

- ① 地元業者の安定的・継続的な受注の確保や困難な事業に適切に対応できる専門的な事業者の育成など、業界や地元業者を保護・育成するため
- ② 信用確実な事業者へ発注し、品質を確保するため
- ③ 発注機関からの要請によく応えていた従前の契約事業者など、特定の事業者との契約を継続するため
- ④ 入札関連情報や指名業者選定上の配慮などを求める事業者からの働きかけに応えるため
- ⑤ 過去の取引実績の維持等により、円滑な入札業務を確保するため（随意契約から入札への切替えによる混乱の回避を含む。）
- ⑥ 職員の再就職先を確保するため

また、発注機関の職員の入札談合等関与行為に類似する行為について刑事事件として立件された事例のいくつかにおいても、同様の背景・要因が認められる。

3 発注機関による改善措置

公正取引委員会の改善措置要求を受けた発注機関は再発防止のための改善措置を取りまとめているところ、多くの機関において、次のような措置が講じられている（各発注機関の改善措置の内容については参考資料4参照）。

- ① 入札談合等関与行為防止法等の法令遵守に係るコンプライアンス・プログラムやコンプライアンス・マニュアルの策定・周知徹底
- ② コンプライアンス研修の実施
- ③ コンプライアンス担当組織の設置
- ④ 入札契約関連情報の管理の厳格化
- ⑤ 発注担当部署と契約担当部署の分離
- ⑥ 外部からの働きかけ内容の記録・報告・公表
- ⑦ 発注担当部署内への事業者の立入制限
- ⑧ 職員の関係業界への再就職の自粛
- ⑨ 入札制度の見直し

また、これらに加えて、⑩内部通報制度の強化、⑪入札状況等のチェック機能の強化、⑫OBによる営業活動の禁止、⑬退職予定職員に対する指導、⑭契約担当職員の同一職での長期従事の抑制等の措置を講じている発注機関もある。

職員の入札談合等関与行為に類似する行為について刑事事件として立件された発注機関も、再発防止のためほぼ同様の措置を講じている。

第3 調査結果

前記第2を踏まえつつ、発注機関における入札談合等関与行為等の未然防止のための各種取組の現状を調査した。

1 発注機関・職員における法令遵守意識の向上

(1) コンプライアンス研修

ア 入札談合等関与行為防止法の研修

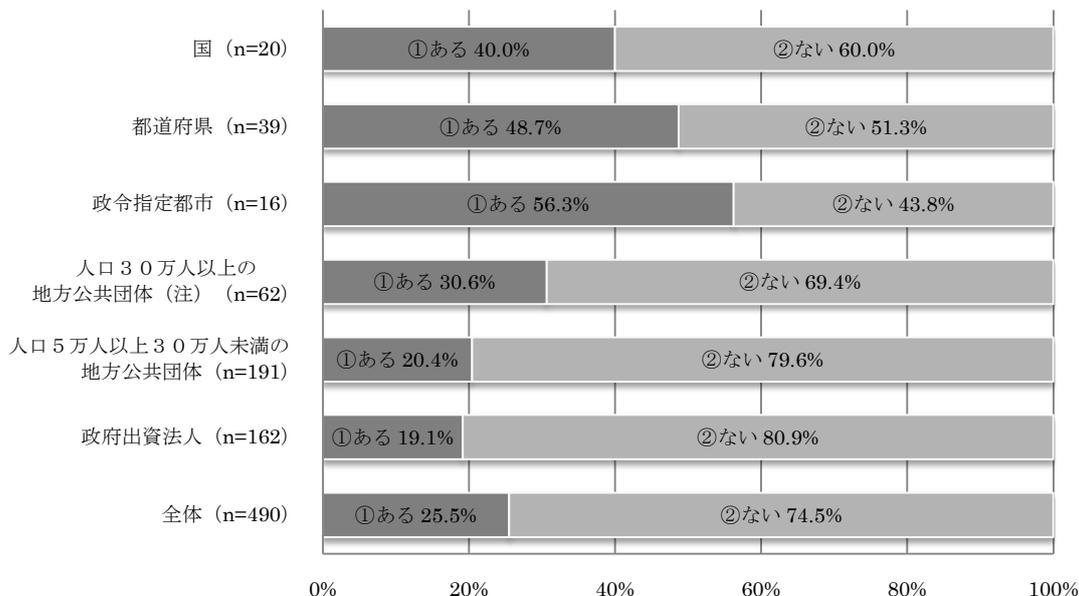
アンケート調査において、過去3年間に職員に対して入札談合等関与行為防止法の内容を周知するための研修を実施したことがあるかを尋ねたところ、全体では、「①ある」と回答した発注機関の割合は25.5%であった。発注機関別にみると、政令指定都市が56.3%と最も高く、都道府県の48.7%、国の機関の40.0%がこれに続いている。一方、人口30万人以上の地方公共団体、人口5万人以上30万人未満の地方公共団体及び政府出資法人では、研修を実施している割合は2～3割にとどまった。

問 入札談合等関与行為防止法の研修（アンケートの問1）

貴発注機関では、過去3年間（平成20年度～22年度）に、職員に対して、入札談合等関与行為防止法の内容を周知するための研修を実施したことがありますか。

なお、職員の綱紀保持のための研修の中で、入札談合等関与行為防止法に関する説明を併せて行っている場合は、「①ある」を選んでください。

- ①ある
- ②ない



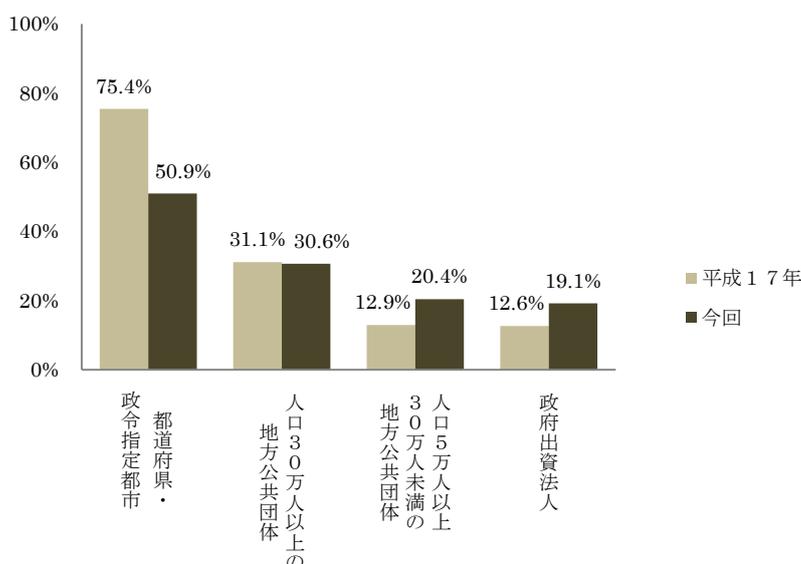
(注) 中核市は「人口30万人以上の地方公共団体」に含めている（以下同じ。）。

(参考) 平成17年調査との比較

平成17年調査では、過去3年間に独占禁止法又は入札談合等関与行為防止法に関する研修等の実施状況を尋ねている。今回の調査結果と比較すると次のとおりであり、研修を実施したものの割合は、人口5万人以上30万人未満の地方公共団体及び政府出資法人では高くなっているが、都道府県及び政令指定都市では低くなっている。ただし、平成17年調査時の設問では独占禁止法又は入札談合等関与行為防止法の研修の実施状況を尋ねたのに対して、今回の調査では、入札談合等関与行為防止法のみを対象としたことが影響しているとも考えられる。

(注) <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/05.october/05101404.html>

■ 過去3年間に職員に研修を実施した割合



(注1) 平成17年の数値は、平成17年調査における「貴団体では、過去3年間に、職員に対して、発注機関における入札談合及び入札談合等関与行為の防止を目的として、独占禁止法や入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」といいます。）の内容を周知するための研修を実施したことがありますか。」との問に対し、「①ある」と回答したものの割合である。

(注2) 平成17年調査では、独占禁止法又は入札談合等関与行為防止法のいずれかの研修実施状況について調査した一方、今回の調査では入札談合等関与行為防止法の研修のみを対象としている。

(注3) 平成17年調査では、国の機関に対する調査は行っていない（以下同じ。）。

(注4) 平成17年調査では、都道府県及び政令指定都市を統合して集計しているため、今回の数値もこれに合わせて再集計している（以下同じ。）。

イ 研修対象職員の所属部署

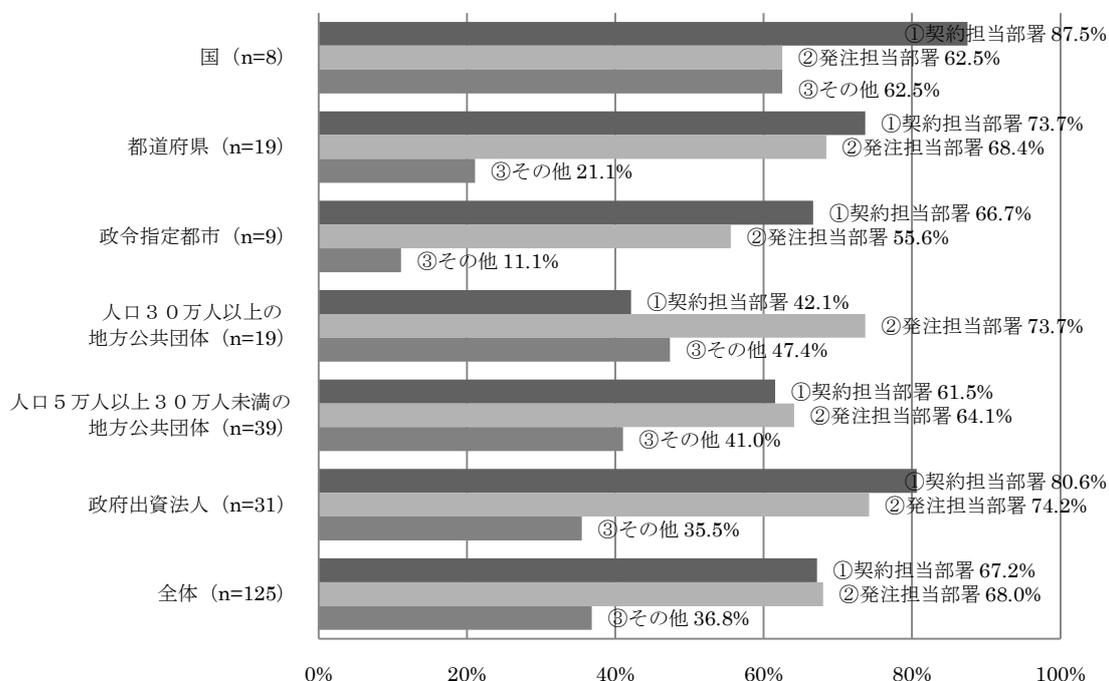
アンケート調査において、過去3年間に入札談合等関与行為防止法の研修を実施したことがあると回答した発注機関に対し、研修の対象部署を尋ねたところ、全体では、「①契約担当部署」も「②発注担当部署」も7割近くであった。発注機関別にみると、人口30万人以上の地方公共団体及び人口5万人以上30万人未満の地方公共団体では、発注担当部署を研修の対象としているものが契約担当部署を研修の対象としているものを上回ったが、国の機関、都道府県、政令指定都市及び政府出資法人では、発注担当部署を研修の対象としているものよりも契約担当部署を研修の対象としているものが多かった。

「③その他」の内容としては、「全職員を対象としている」（政府出資法人）、「各課室の庶務担当職員を対象としている」（市）などの回答がみられた。

問 研修対象職員の所属部署（アンケートの問2）

問1で「①ある」と回答した発注機関にお尋ねします。研修の対象は、どの部署ですか（複数回答可）。

- ①契約担当部署
- ②発注担当部署
- ③その他（具体的な内容）

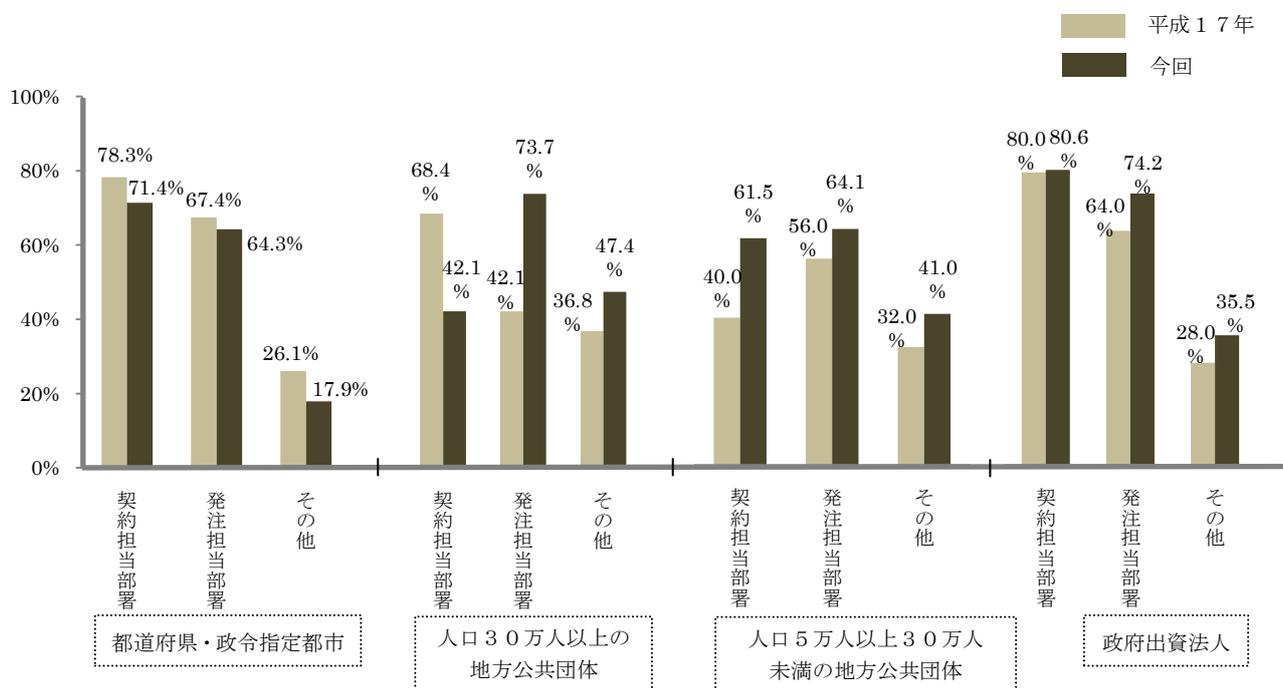


ヒアリング調査においては、大学病院では医師や研究者も実験等で必要な機材の発注を行うことがあるが、このような職員は契約事務は専門ではないため、手続に不安があるという声がかれまでも上がっていたことから、医師や研究者向けの契約研修を実施し、その中で官製談合の問題にも触れているとする事例（国立大学法人）がみられた。

（参考）平成17年調査との比較

平成17年調査では、過去3年間に独占禁止法又は入札談合等関与行為防止法の研修をどの課の職員に行ったかを尋ねている。今回の調査結果と比較すると次のとおりであり、人口30万人以上の地方公共団体において、研修実施対象の比重が契約担当部署から発注担当部署に移っている。この点についてヒアリング調査を行ったところ、契約担当部署では官製談合防止に関する教育や情報収集を業務の中で常に行っているため、現在は、違反のリスクが高く、法律を勉強する機会の少ない発注担当職員に研修を実施している（特別区）などの回答がみられた。

■ 研修対象職員の所属部署



(注) 平成17年の数値は、それぞれ、平成17年調査における「研修の対象は、どの課の職員ですか。(複数回答可)」との間に対し、「①契約担当課」、「②発注担当課」及び「③その他」と回答したものの割合である。

ウ 研修の対象職員

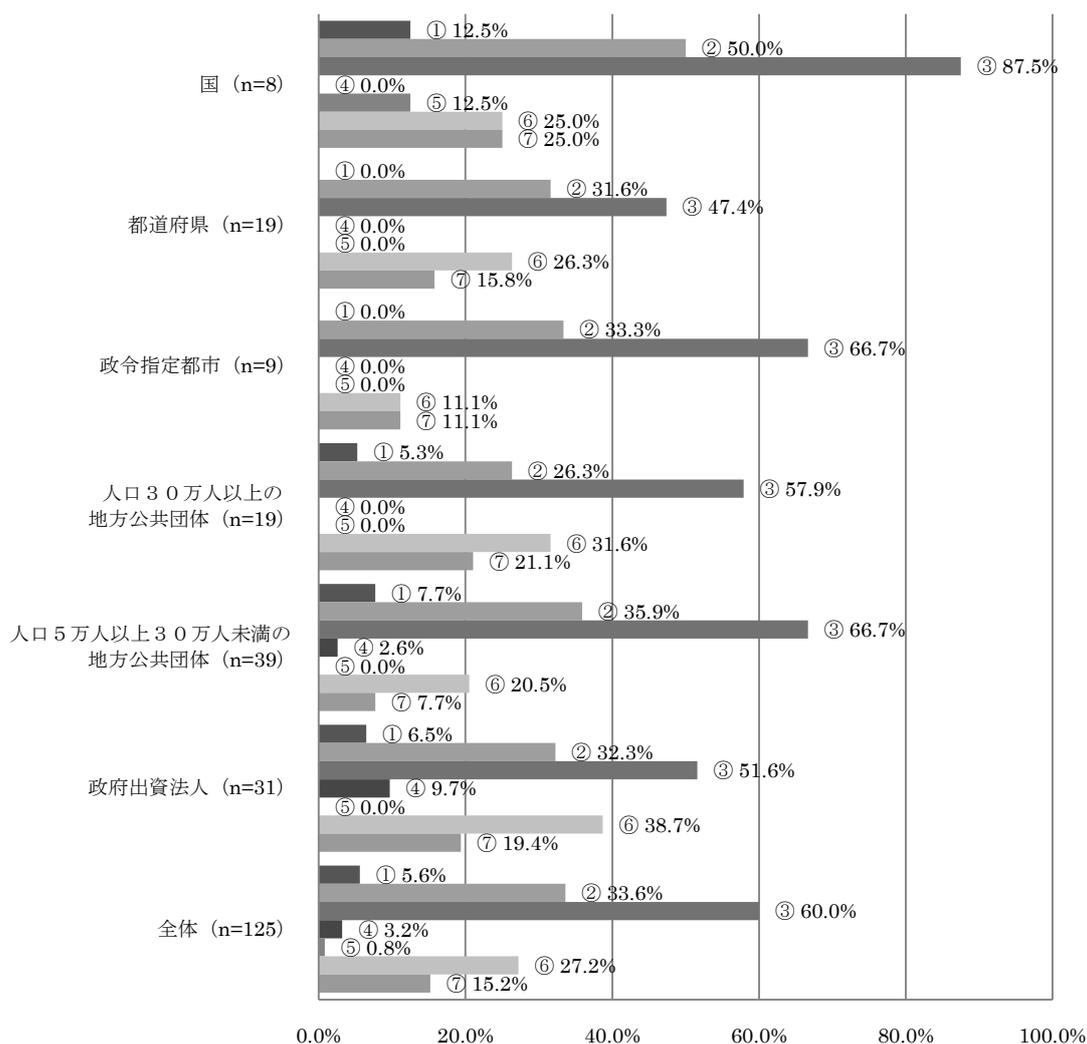
アンケート調査において、過去3年間に入札談合等関与行為防止法の研修を実施したことがあると回答した発注機関に対し、どのような役職の職員を対象としたかを尋ねたところ、全体では、「③一般職員」が60.0%と多かった。一方、「①部長級より上の幹部職員」（部長級は含まない。以下同じ。）（5.6%）、「④非常勤職員」（3.2%）及び「⑤1年以内に退職を予定している職員」（0.8%）を研修の対象者としている発注機関は少なかった。発注機関別にみると、国の機関、人口30万人以上の地方公共団体、人口5万人以上30万人未満の地方公共団体及び政府出資法人では「①部長級より上の幹部職員」を研修の対象としているとの回答があったが、いずれも1割程度であった。「⑤1年以内に退職を予定している職員」を研修の対象者としたものは、国の機関（12.5%）のみであった。

「⑦その他」の内容としては、「土木部新任部課長を研修の対象者としている」（県）、「新規採用者を研修の対象者としている」（政府出資法人）などの回答がみられた。

問 研修の対象職員（アンケートの問3）

問1で「①ある」と回答した発注機関にお尋ねします。上記研修は、どのような役職の職員を対象としたものですか（複数回答可）。

- ①部長級より上の幹部職員（部長級は②に含みます。）
- ②部長級以下の管理職
- ③一般職員
- ④非常勤職員
- ⑤1年以内に退職を予定している職員
- ⑥対象は限定していない
- ⑦その他（具体的な内容）

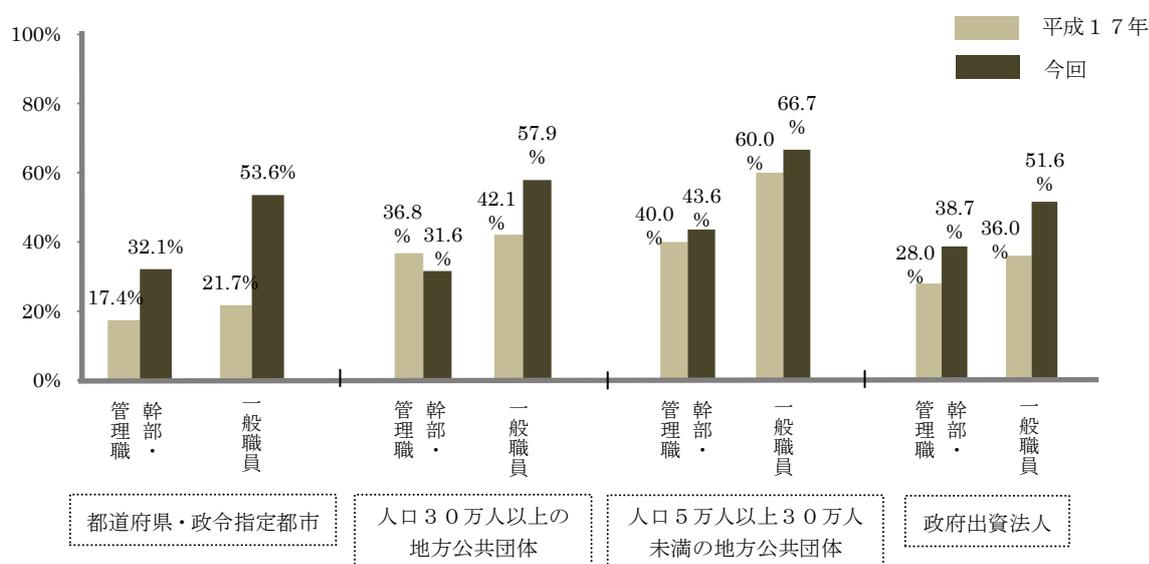


ヒアリング調査においては、役員を対象としたコンプライアンス研修を実施している事例（政府出資法人）や、既に退職している職員のうち、希望する者に対して入札談合の防止に関する研修機会を提供している事例（政府出資法人）がみられた。

(参考) 平成17年調査との比較

平成17年調査では、独占禁止法又は入札談合等関与行為防止法の研修にどのような職員が出席しているかを尋ねている。今回の調査結果と比較すると次のとおりであり、幹部・管理職以上より一般職員に対し研修を実施しているものの方が多いという傾向は変わっていない。

■ 研修対象職員の役職



(注1) 今回の「幹部・管理職」の数値は、「①部長級より上の幹部職員」及び「②部長級以下の管理職」を合わせたものである。

(注2) 平成17年の数値は、それぞれ、平成17年調査における「どのような職員が研修に出席しますか。(複数回答可)」との問に対し、「②管理職」及び「③一般職員」と回答したものの割合である。

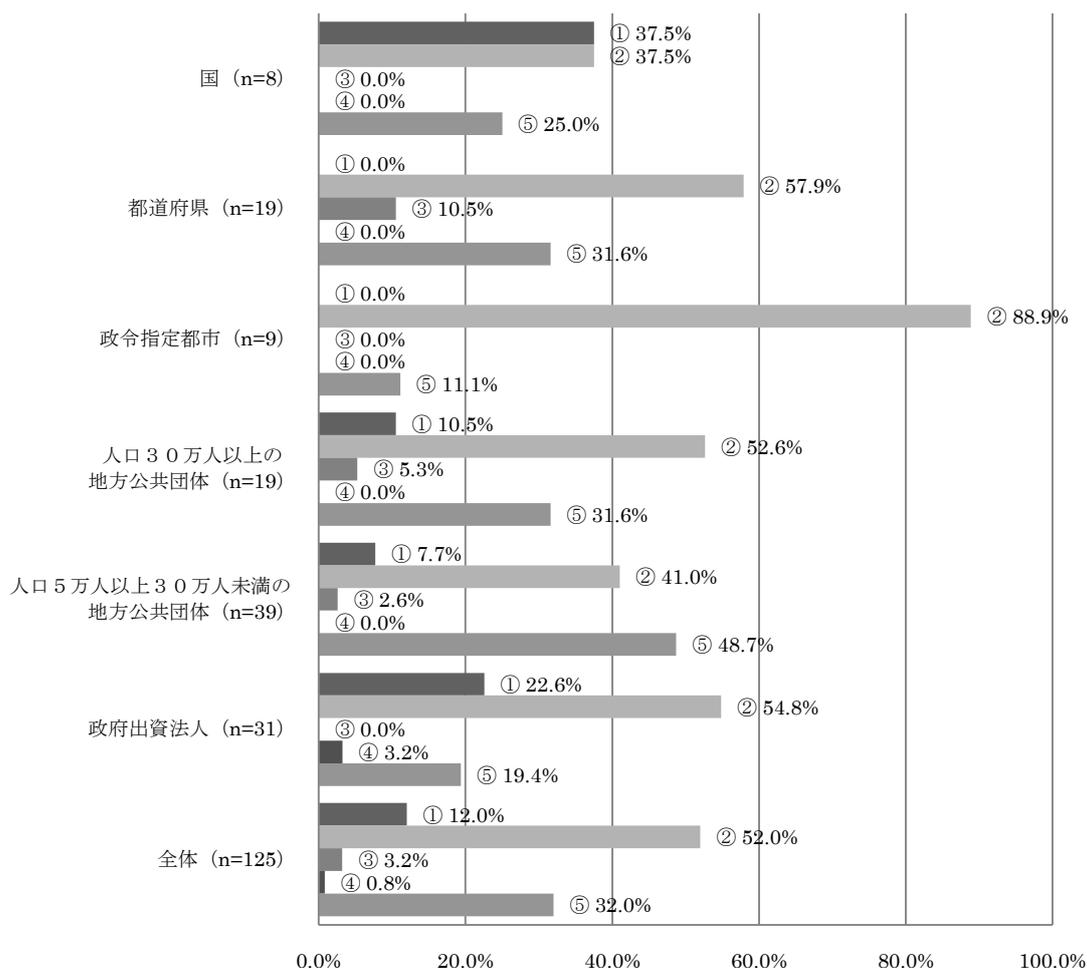
エ 研修の開催頻度

アンケート調査において、過去3年間に入札談合等関与行為防止法の研修を実施したことがあると回答した発注機関に対し、研修の開催頻度を尋ねたところ、全体では、「②1年に1回程度」研修を行っているという回答したものが52.0%で最も多く、「⑤不定期に実施している」と回答したものが32.0%でこれに続いた。発注機関別にみると、国の機関では「①半年に1回程度」と回答したものと「②1年に1回程度」と回答したものが37.5%で同数であり、政令指定都市では「②1年に1回程度」と回答したものが88.9%で最も多かった。

問 研修の開催頻度（アンケートの間4）

問1で「①ある」と回答した発注機関にお尋ねします。研修の開催頻度はどれくらいですか。

- ①半年に1回程度
- ②1年に1回程度
- ③2年に1回程度
- ④3年に1回程度
- ⑤不定期に実施している

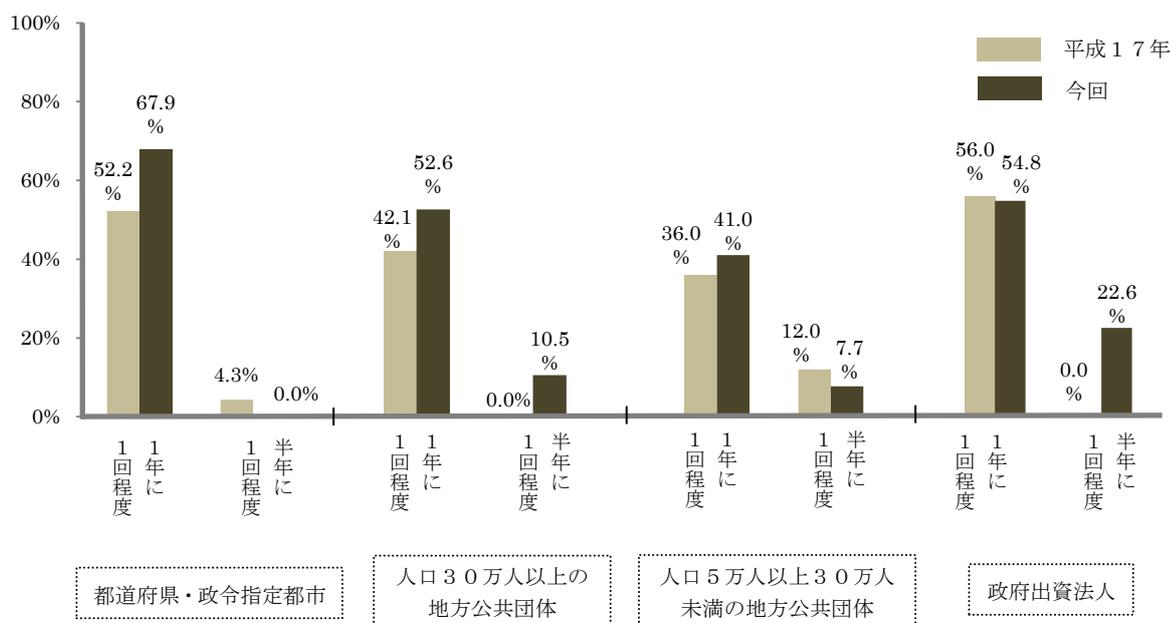


ヒアリング調査においては、年2回各課にコンプライアンスに関する研修を義務付けているほか、コンプライアンス・業務点検月間を設けているとする事例（市）や、人事課主催の新人研修、階層別研修などの場でコンプライアンスの枠を設けているとする事例（市）がみられた。

（参考）平成17年調査との比較

平成17年調査では、独占禁止法又は入札談合等関与行為防止法の研修を行っているという回答した発注機関に対してその頻度を尋ねている。今回の調査と比較すると次のとおりである。

■ 研修開催の頻度



（注）平成17年の数値は、それぞれ、平成17年調査における「研修を、どの位の頻度で行っていますか。」との問に対し、「①年に1回程度」及び「②半年に1回程度」と回答したものの割合である。

(2) コンプライアンス・マニュアル

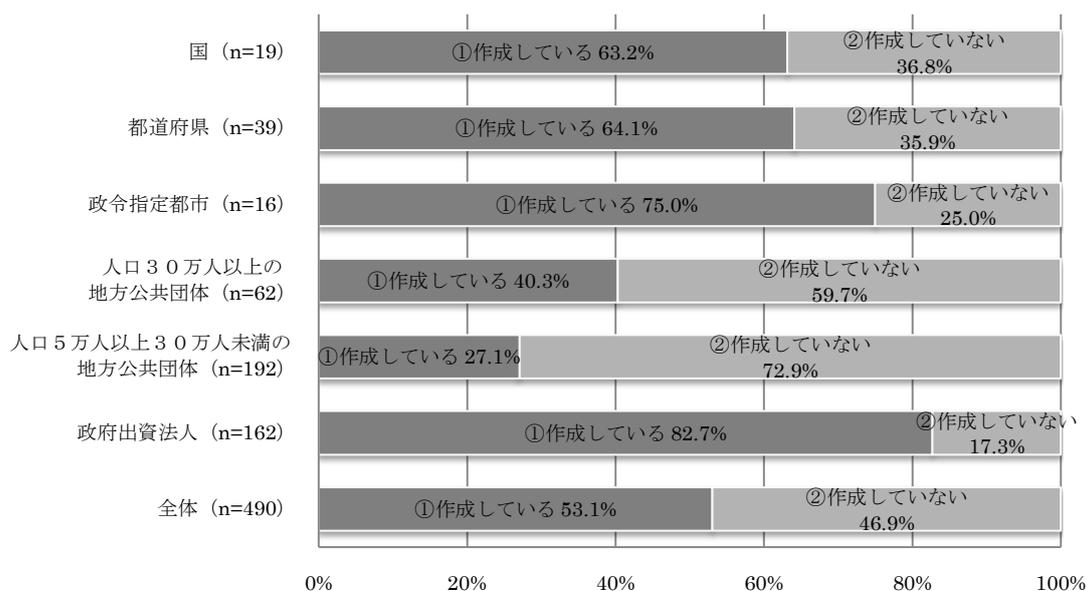
ア コンプライアンス・マニュアルの作成

アンケート調査において、コンプライアンス・マニュアルの作成状況を尋ねたところ、全体では、53.1%の発注機関がコンプライアンス・マニュアルを作成していた。発注機関別にみると、政令指定都市及び政府出資法人では、「①作成している」と回答したものの割合がそれぞれ75.0%及び82.7%と高かった。一方、人口30万人以上の地方公共団体及び人口5万人以上30万人未満の地方公共団体ではそれぞれ40.3%及び27.1%にとどまった。

問 コンプライアンス・マニュアルの作成（アンケートの問6）

貴発注機関では、コンプライアンスに関する服務規程やマニュアル等（以下「コンプライアンス・マニュアル」といいます。）を作成していますか。

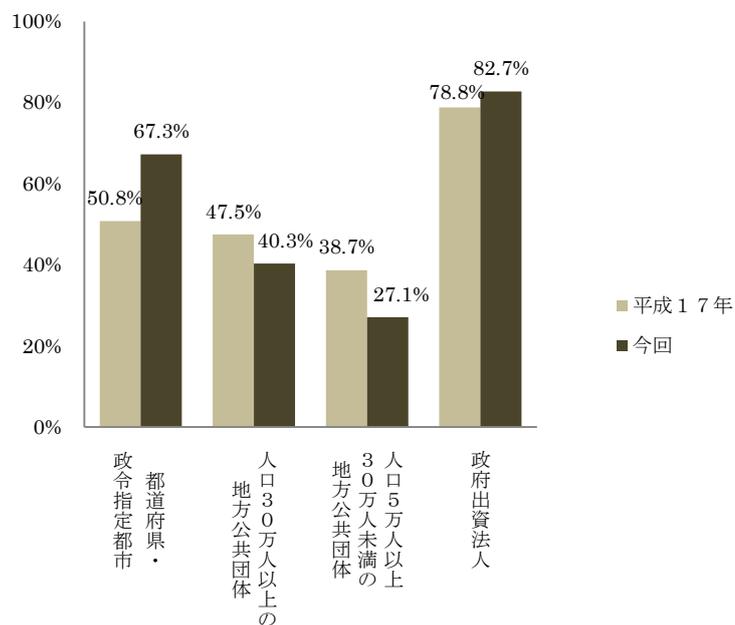
- ①作成している
- ②作成していない



(参考) 平成17年調査との比較

平成17年調査では、職員の法令遵守に関して服務規程やコンプライアンス・マニュアルを作成しているかを尋ねている。今回の調査結果と比較すると次のとおりであり、都道府県・政令指定都市及び政府出資法人では、コンプライアンス・マニュアルを作成している割合は高まっている。

■ コンプライアンス・マニュアルを作成している割合



(注) 平成17年の数値は、平成17年調査における「貴団体では、職員の法令遵守について服務規程やコンプライアンス・マニュアルを作成し、定めていますか。」との問に対し、「①定めている」と回答したものの割合である。

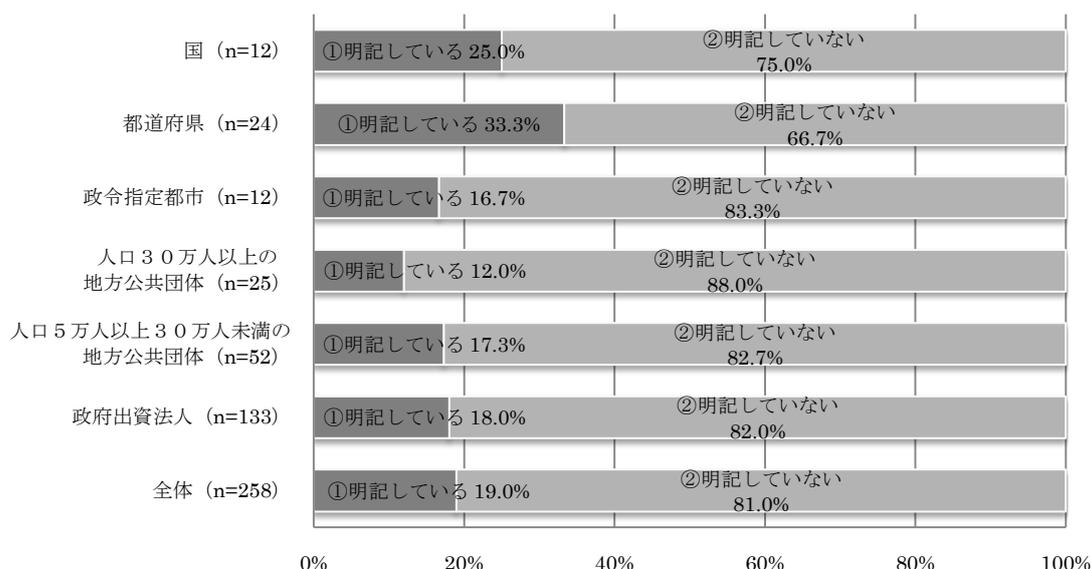
イ コンプライアンス・マニュアルへの入札談合等関与行為防止法の明記

アンケート調査において、コンプライアンス・マニュアルを作成していると回答した発注機関に対し、当該コンプライアンス・マニュアルに入札談合等関与行為等を行わないよう明記しているかを尋ねたところ、全体では、「①明記している」と回答した発注機関の割合は19.0%であった。発注機関別にみても、その割合が最も高い都道府県でも33.3%であった。コンプライアンス・マニュアルを作成している発注機関であっても、そのマニュアルに入札談合等関与行為等を行わないよう明記しているものは少ない。

問 入札談合等関与行為防止法の明記（アンケートの問7）

問6で「①作成している」と回答した発注機関にお尋ねします。コンプライアンス・マニュアルに、入札談合等関与行為防止法に違反する行為を行わないよう明記していますか。

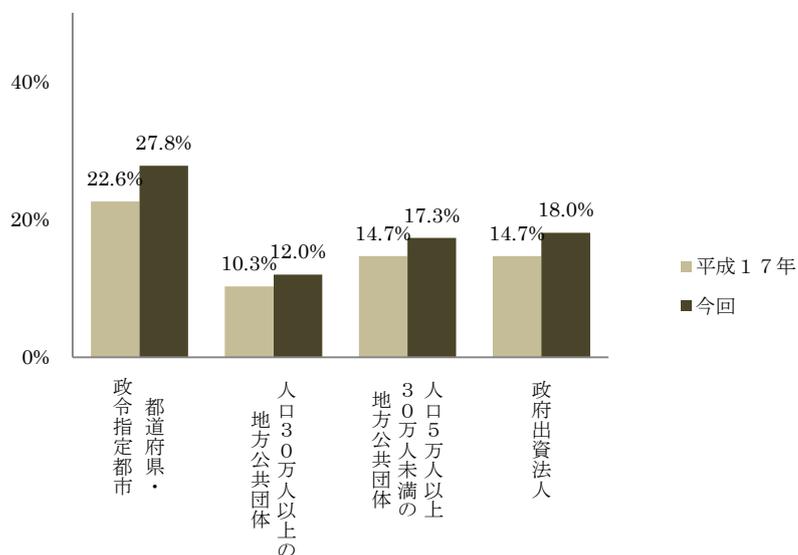
- ①明記している
- ②明記していない



（参考）平成17年調査との比較

平成17年調査では、職員の法令遵守について定めている服務規程やコンプライアンス・マニュアル等に、職員が入札談合等関与行為を行わないよう明記しているかを尋ねている。今回の調査結果と比較すると次のとおりであり、入札談合等関与行為等を行わないようコンプライアンス・マニュアルに明記している発注機関の割合は高くなっている。

■ コンプライアンス・マニュアルに入札談合等関与行為防止法を明記している割合



(注) 平成17年の数値は、平成17年調査における「上記(2)で①(※コンプライアンス・マニュアル等を定めている。)と回答した団体では、職員が入札談合等関与行為を行わないよう明記していますか。」との問に対し、「①明記している」と回答したものの割合である。

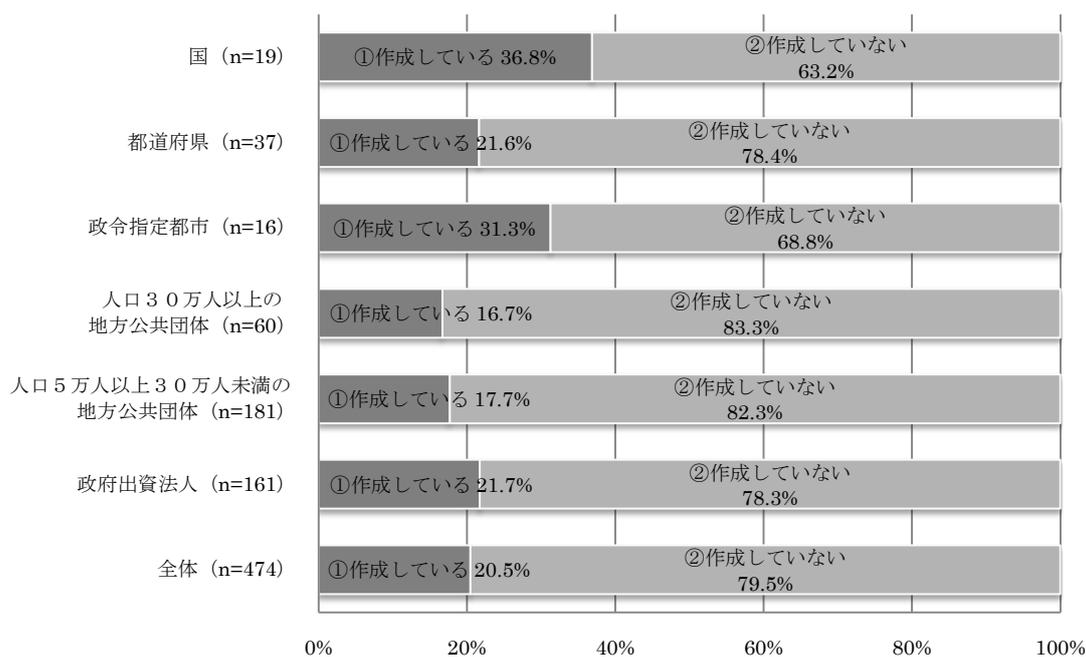
ウ 発注担当職員向けマニュアルの作成

アンケート調査において、発注担当職員が官製談合事件に関わることをないように特に注意すべき事項（入札談合等関与行為防止法等の関係法令，問題が生じた際に採るべき行動など）等を整理した発注担当職員向けマニュアルを作成しているかを尋ねたところ，全体では，「①作成している」と回答した発注機関の割合は20.5%であった。発注機関別にみると，国の機関及び政令指定都市では，「①作成している」と回答したものの割合はそれぞれ36.8%及び31.3%と比較的高かった。一方，それ以外の発注機関ではいずれも2割前後にとどまった。

問 発注担当職員向けマニュアルの作成（アンケートの問8）

貴発注機関では，問6のコンプライアンス・マニュアルとは別に，発注担当職員が官製談合事件に関わることをないように特に注意すべき事項（入札談合等関与行為防止法等の関係法令，問題が生じた際に採るべき行動）等を整理した発注担当職員向けマニュアルを作成（発注・契約事務の進め方についてのマニュアルに記載している場合を含みます。）していますか。

- ①作成している
- ②作成していない



ヒアリング調査においては，法令等の資料を整理したマニュアルではないが，自らの調達方針（調達の相手先の選定については，透明性及び公平性を確保した競争を原則とするなど）を取りまとめた調達基本方針を作成し，発注に係る不正は容認しないという組織の意思を明確にしているとする事例（国立大学法人）がみられた。

(3) 官製談合事件に関わった職員に対する懲戒

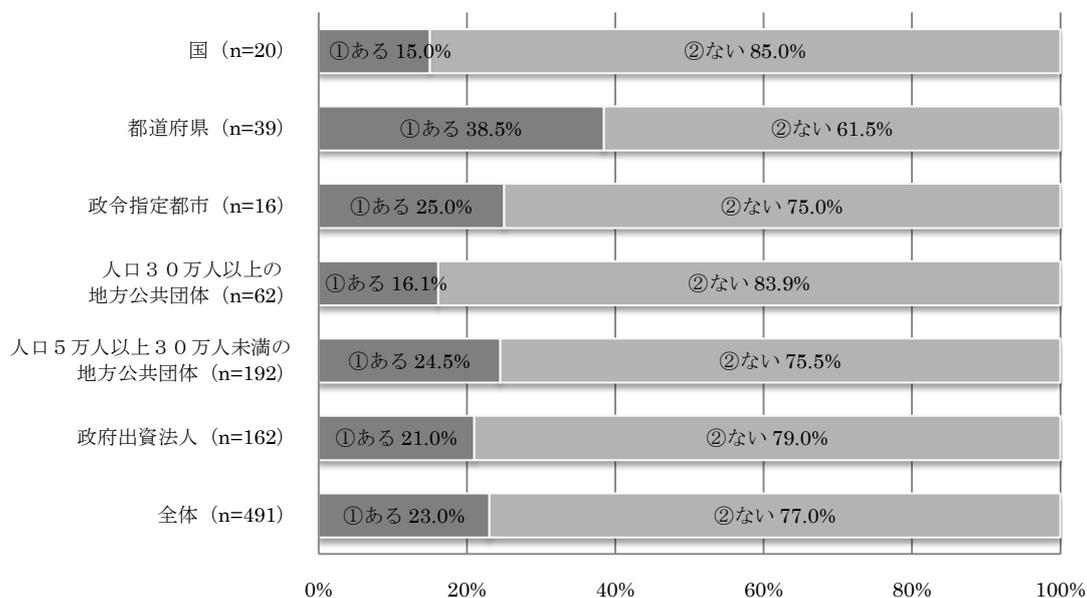
アンケート調査において、懲戒規程に官製談合事件を想定した規定や標準例があるかを尋ねたところ、全体では、「①ある」と回答した発注機関の割合は23.0%であり、発注機関別では、都道府県の38.5%が最も高かった。

問 官製談合事件に関わった職員に対する懲戒（アンケートの問9）
 貴発注機関の懲戒規定において、官製談合事件を想定した規定や標準例（例えば、次のような具体例を明記したものをいいます。）はありますか。
 なお、官製談合事件が生じたときは「信用失墜」等の一般規定を適用するという場合は「②ない」と回答してください。

【例1】
 入札談合等関与行為の排除及び防止（並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰）に関する法律第2条第5項各号に規定する「入札談合等関与行為」を行った職員は〇〇とする。

【例2】
 入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他のものに談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は〇〇とする。

①ある
 ②ない



ヒアリング調査においては、以前から懲戒処分に関する指針を作っていたが、一部の職員しか内容を知らず、周知もしていなかったところ、官製談合事件が起きた後は、懲戒処分の指針を職員に周知したとする事例（一部事務組合）がみられた。

(参考) 発注機関における作成例

作成例1 (国の機関)

懲戒処分の指針について(人事院通知平成12年3月31日職職-68(平成20年4月1日改正))

懲戒処分の指針

第2 標準例

1 一般服務関係

(11) 入札談合等に関する行為

国が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

作成例2 (長野県)

懲戒処分等の指針

第3 標準例

(13) 官製談合

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律第2条第5項に規定する「入札談合等関与行為」を行った職員は、免職又は停職とする。

作成例3 (国立大学法人富山大学)

国立大学法人富山大学 職員懲戒規則

懲戒処分標準例

1 服務一般に関するもの

(13) 官製談合

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第2条第5項に規定する「入札談合等関与行為」を行った職員は、懲戒解雇、諭旨解雇又は出勤停止とする。

2 入札談合等関与行為等を防止する体制面の整備

(1) コンプライアンス担当部署の設置

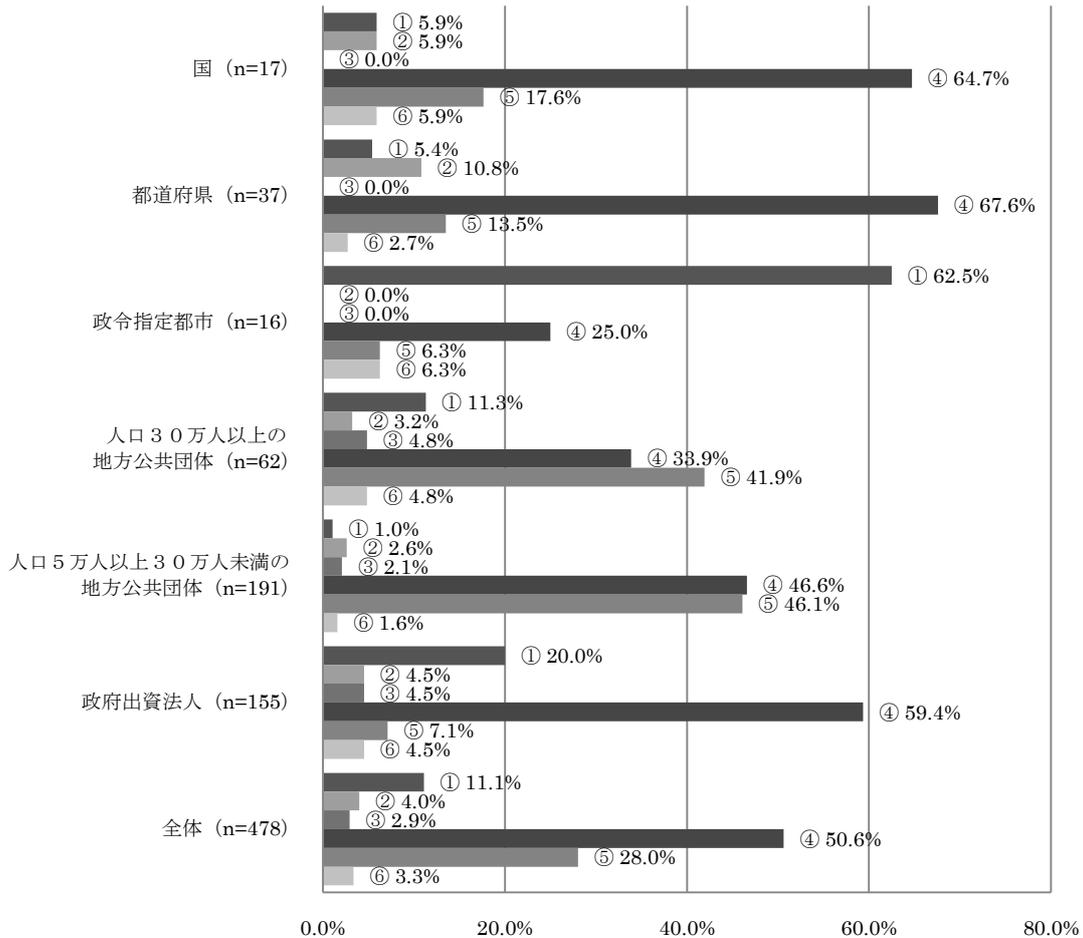
アンケート調査において、職員のコンプライアンスを担当する部署を設置しているかを尋ねたところ、全体では、「④人事課・総務課等の既存部署の中の担当班等が、他の業務と併せて担当している」と回答した発注機関が50.6%で最も多く、「⑤設置していない」と回答した発注機関が28.0%でこれに続いた。発注機関別にみると、政令指定都市では「①担当管理職のいる専担部署を設置している」と回答した発注機関が62.5%で最多である。

「⑥その他」の内容としては、「総務課に設置し、任期付職員として弁護士資格を持つ者を配置している」（国の機関）、「人事課内に、コンプライアンス相談員を置くとともに、独立した受付窓口として、外部人材のコンプライアンス監視員を置いている」（県）、「内部統制委員会を設置している」（政府出資法人）、「コンプライアンス推進責任者及び内部監査室を設置している」（国立大学法人）などの回答がみられた。

問 コンプライアンス専担部署の設置（アンケートの問5）

貴発注機関では、職員のコンプライアンスを担当する部署を設置していますか。

- ①担当管理職のいる専担部署を設置している
- ②人事課・総務課等の既存部署の中に専担の担当班等を設置している
- ③人事課・総務課等の既存部署の中に専担の担当者を置いている
- ④人事課・総務課等の既存部署の中の担当班等が、他の業務と併せて担当している
- ⑤設置していない
- ⑥その他（具体的な内容）



ヒアリング調査においては、コンプライアンス担当部署を設置し、これを実質的にトップ直轄部署として、他の部署から軽んじられることのないよう配慮したとする事例（政府出資法人）がみられた。

(参考) 平成17年調査の状況

平成17年調査では、職員の法令遵守を担当する組織を設けているかどうかを尋ねているところ、その結果は次表のとおりである。

■ 法令遵守を担当する組織の有無

	設けている	設けていない
都道府県・政令指定都市	31.1%	60.7%
人口30万人以上の地方公共団体	27.9%	68.9%
人口5万人以上30万人未満の地方公共団体	22.2%	70.1%
政府出資法人	40.9%	47.5%

(注) 平成17年調査における「貴団体では、職員の法令遵守を担当する組織を設けていますか。」との問に対して、「①設けている」及び「②設けていない」と回答したものの割合をそれぞれ記載している。

(2) 発注担当部署と契約担当部署の分離

アンケート調査において、発注担当部署と契約担当部署を分離しているかを尋ねたところ、全体では、「①分離している」と回答した発注機関の割合が82.6%であった。発注機関別にみると、政令指定都市及び人口30万人以上の地方公共団体では全て「①分離している」と回答し、政府出資法人では36.3%が「②分離していない」と回答した。

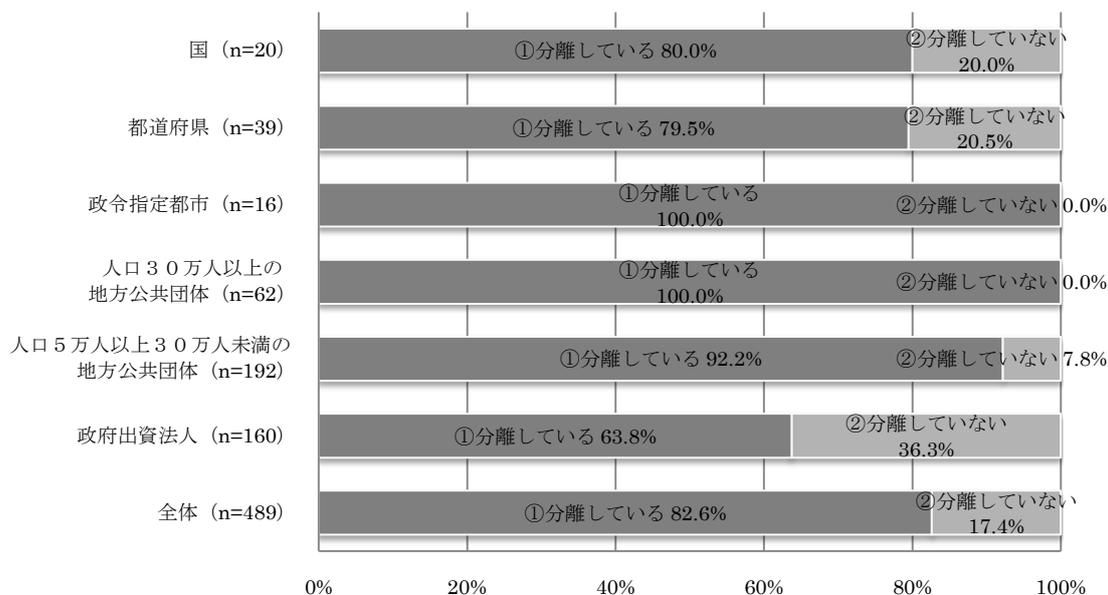
問 発注担当部署と契約担当部署の分離（アンケートの問17）

発注機関によっては、事業者と接触する機会が多い発注担当部署と契約担当部署を分離しているところもあるようですが、貴発注機関では、発注担当部署と契約担当部署を分離していますか。

なお、一定金額以上の予定価格、物件の内容等により一部実施しているといった場合には「①分離している」を選択してください。

①分離している

②分離していない



ヒアリング調査においては、万が一、発注部署と事業者との間に癒着等があったとしても、契約課が入札を執行することにより不正を防ぐことができるよう、予定価格が2000万円を超える発注物件は全て総務部契約課で入札を執行ことにしているとする事例（市）や、官製談合事件が発生した当時、建設工事に係る一連の手続を発注担当部署が一括して行っていたことが受注企業との癒着の原因となったと考え、事件後に入札の執行や受注企業等との交渉を専門的に行う調達部署を新設したとする事例（政府出資法人）がみられた。

(3) 入札手続・条件のチェック

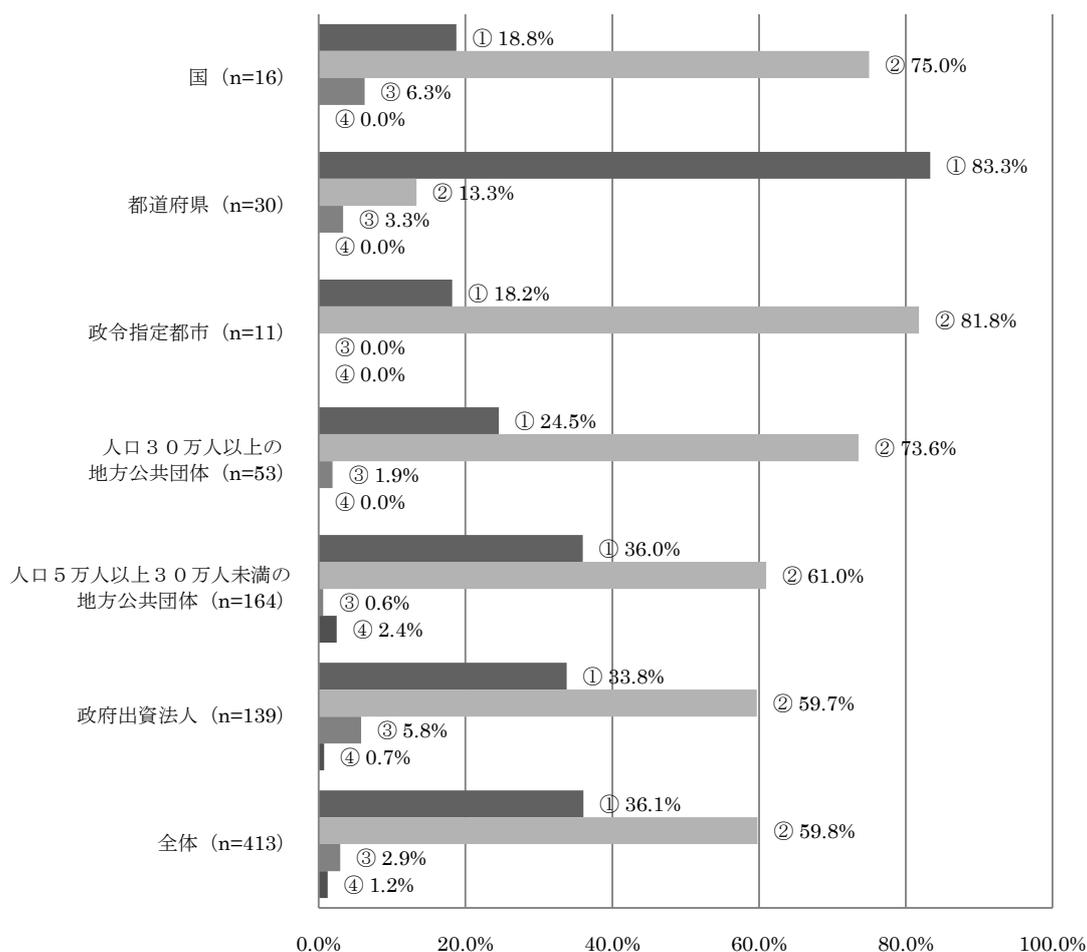
ア 仕様書等や入札参加資格のチェック体制

アンケート調査において、入札等に付す工事や物品の仕様書、設計書や入札参加資格についてのチェックを行っているかを尋ねたところ、全体では、「②発注担当部署とは別の契約担当部署でチェックを行っている」と回答した発注機関が59.8%で最も多く、「①発注担当部署で内部チェックを行っている」(36.1%)と回答した発注機関がこれに続いた。発注機関別にみると、都道府県では「①発注担当部署で内部チェックを行っている」と回答したものの割合が83.3%であった。

問 仕様書等のチェック（アンケートの問18）

入札等に付す工事や物品の仕様書、設計書や入札参加資格についてのチェックを行っていますか。

- ①発注担当部署で内部チェックを行っている
- ②発注担当部署とは別の契約担当部署でチェックを行っている
- ③「入札監視委員会」等の第三者機関がチェックを行っている
- ④特に行っていない



ヒアリング調査においては、発注部署の担当者が自分で入札参加条件等を決定できるようにしてしまうと、担当者の主観による恣意性が生じるほか、悪意ある事業者が担当者に働きかけを行う動機を与えてしまうと考え、入札参加事業者の選定手続を発注部署から切り離し、総務部契約課が事務局となる「入札業者選定会議」（市役所幹部職員で構成）を開催して決定しているとする事例（市）がみられた。

イ 入札結果のチェック

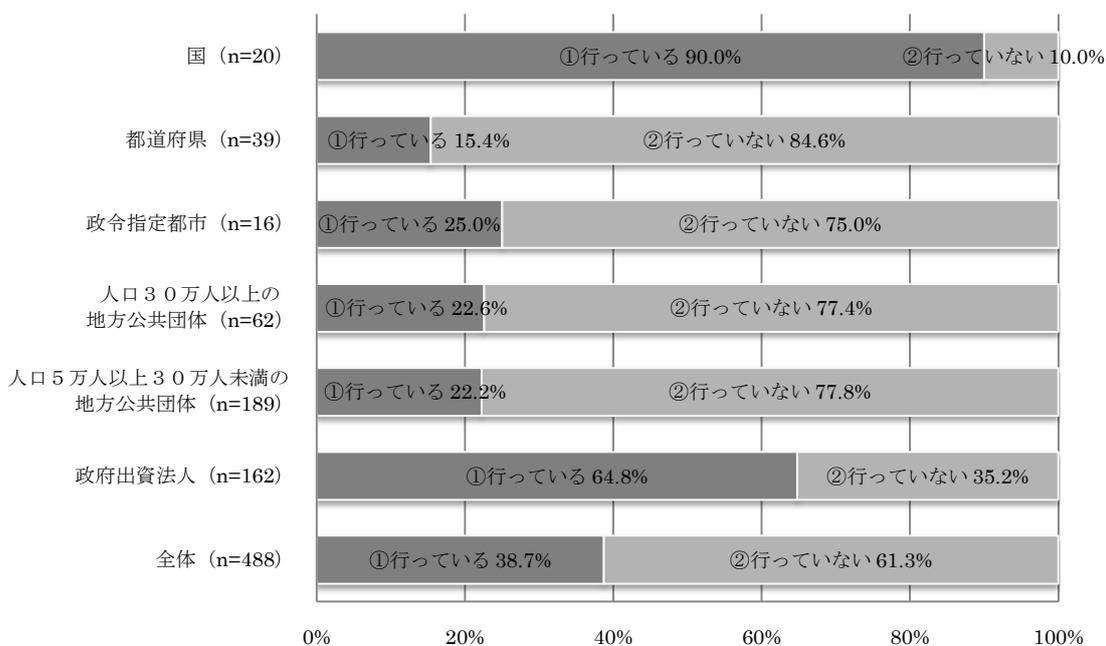
(7) 不自然な状況（1者入札，同一事業者による長期継続受注及び落札率100%案件）の情報集約・分析の取組

アンケート調査において，1者入札，同一事業者による長期継続受注，落札率100%案件といった不自然な状況が発生した場合に，特定の部署に報告して情報を集約したり，原因を分析したりする取組を行っているかを尋ねたところ，全体では，「①行っている」と回答した発注機関の割合は，1者入札の場合で38.7%，同一事業者による長期継続受注の場合で14.2%，落札率100%案件の場合で21.9%であった。発注機関別にみると，「①行っている」と回答した発注機関の割合は国の機関が最も高く，1者入札の場合で90.0%，同一事業者による長期継続受注の場合で45.0%，落札率100%案件の場合で50.0%であった。また，政府出資法人がこれに続いている。

問 1者入札（アンケートの問26）

貴発注機関では，競争入札であるにもかかわらず1社しか応札する事業者が出てこないといういわゆる「1者入札」が発生した場合に，特定の部署に報告して情報を集約したり，原因を分析したりする取組を行っていますか。

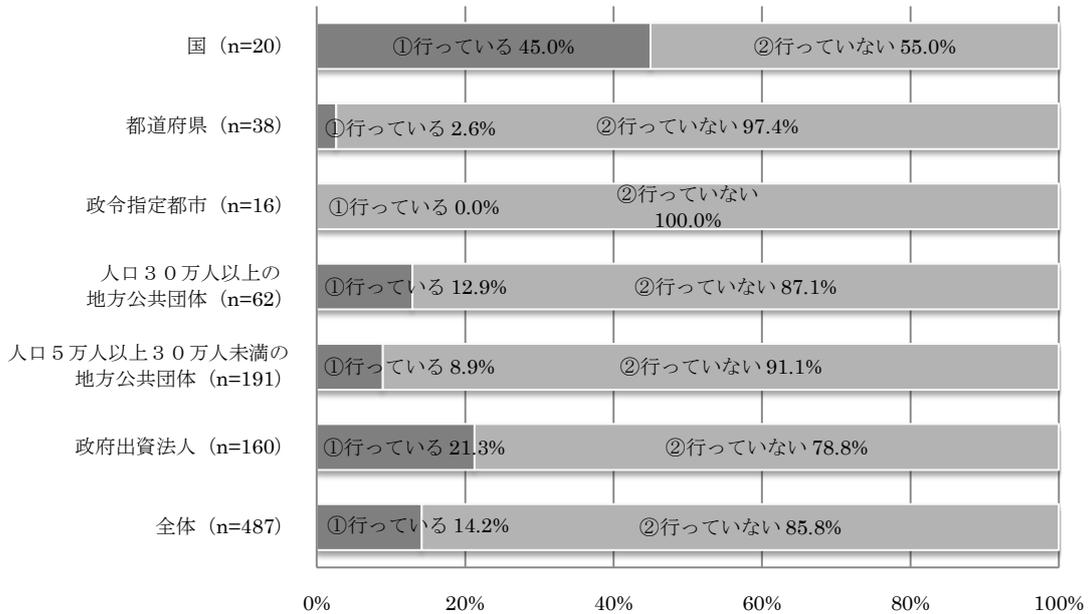
- ①行っている
- ②行っていない



問 同一業者による長期継続受注（アンケートの問28）

貴発注機関では、例えば庁舎の清掃のような同一内容の業務を継続的に発注している場合、同一業者が継続して受注しているときは、特定の部署に報告して情報を集約したり、原因を分析したりする取組を行っていますか。

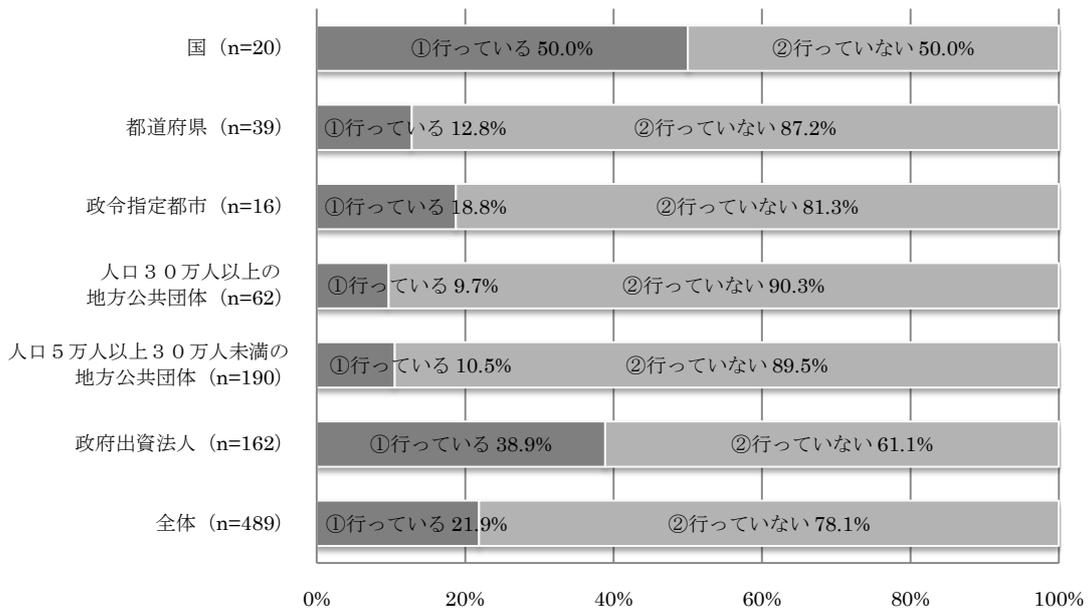
- ①行っている
- ②行っていない



問 落札率100%案件（アンケートの問30）

貴発注機関では、非公表の予定価格と受注者の応札価格が完全に同額となるいわゆる「落札率100%案件」が発生した場合、特定の部署に報告して情報を集約したり、原因を分析したりする取組を行っていますか。

- ①行っている
- ②行っていない



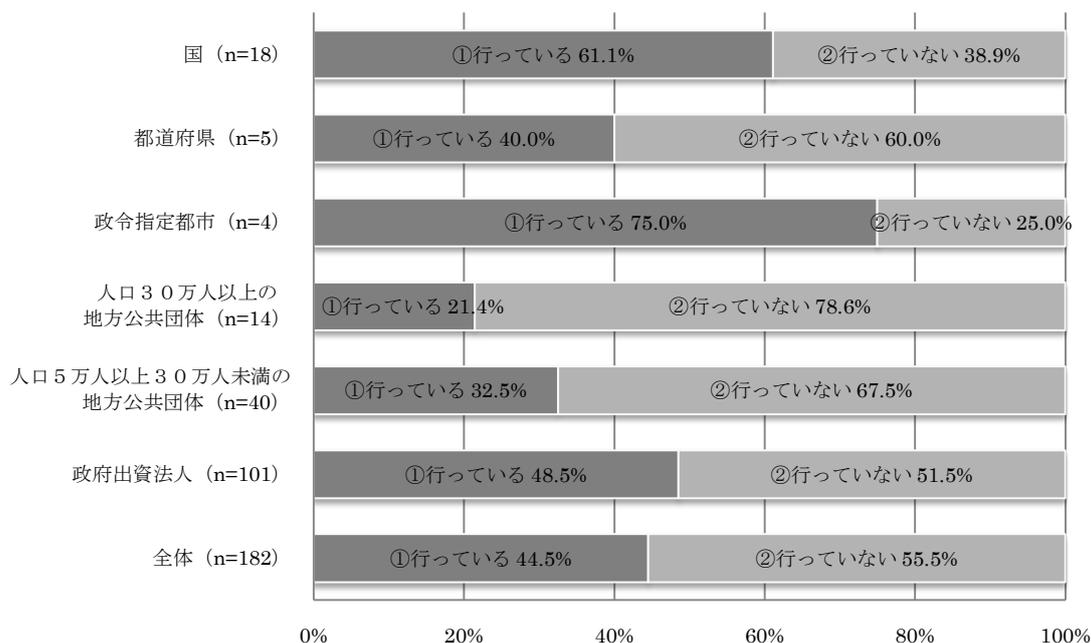
(4) 不自然な状況への具体的な取組内容

アンケート調査において、1者入札、同一事業者による長期継続受注、落札率100%案件といった不自然な状況が発生した場合に、特定の部署に報告して情報を集約したり、原因を分析したりする取組を行っているかと回答した発注機関に対し、集約した情報や分析した結果を踏まえて、官製談合事件の未然防止の観点から何か取組を行っているかを尋ねたところ、全体では、「①行っている」と回答したものの割合が1者入札の場合で44.5%、同一事業者による長期継続受注の場合で51.5%、落札率100%案件の場合で46.2%であった。

問 1者入札が発生した場合の対応（アンケートの問27）

問26で「①行っている」と回答した方にお尋ねします。貴発注機関では、1者入札が発生した場合の情報の集約や原因を分析した結果を踏まえて、官製談合事件の未然防止の観点から何か取組を行っていますか。

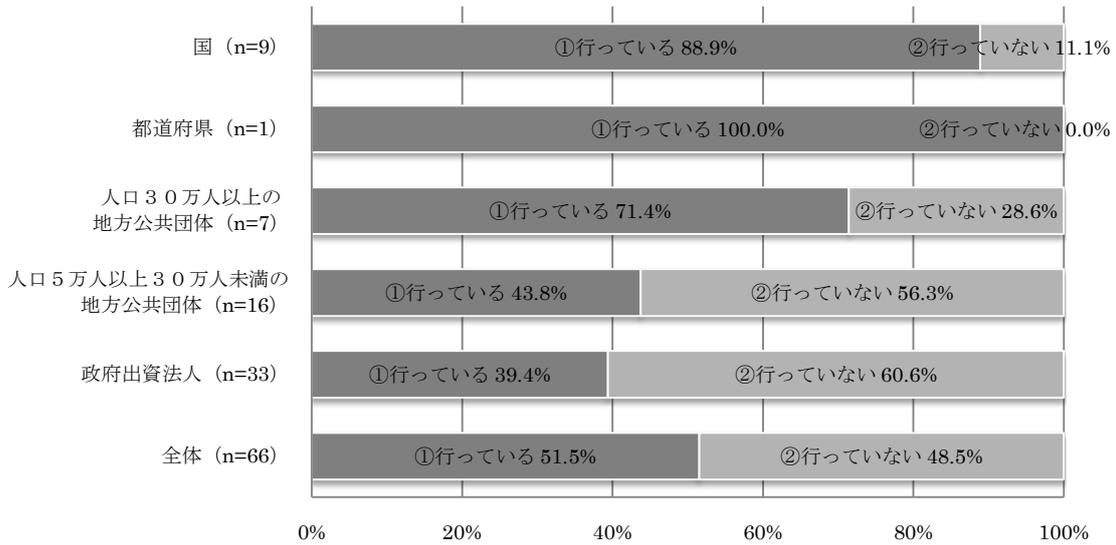
- ①行っている（具体的な内容）
- ②行っていない



問 同一業者による長期継続受注が発生している場合の対応（アンケートの問29）

問28で「①行っている」と回答した方にお尋ねします。貴発注機関では、同一内容の業務を同一業者が続けて受注している場合に、集約した情報や分析した結果を踏まえて、官製談合事件の未然防止の観点から何か取組を行っていますか。

- ①行っている（具体的な内容）
- ②行っていない

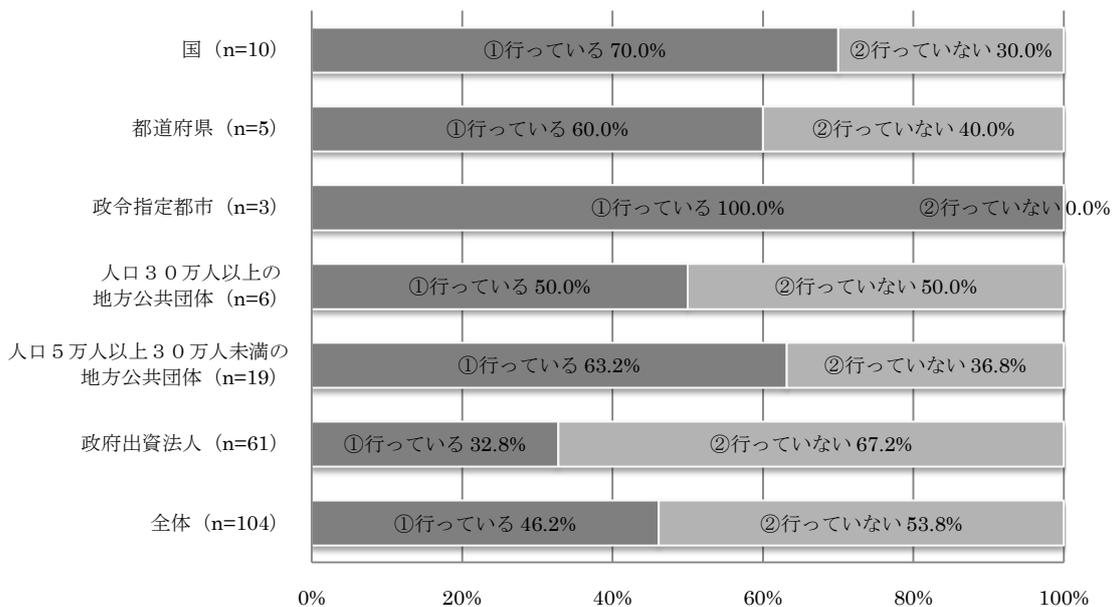


(注) 政令指定都市については、アンケートの問28で「①行っている」を選択した者がいない。

問 落札率100%案件が発生した場合の対応（アンケートの問31）

問30で「①行っている」と回答した方にお尋ねします。貴発注機関では、落札率100%案件が発生した場合に、集約した情報や分析した結果を踏まえて、官製談合事件の未然防止の観点から何か取組を行っていますか。

- ①行っている（具体的な内容）
- ②行っていない



具体的な取組内容としては、それぞれ次のような回答がみられた。

【1者入札】

- 競争性を確保するため、「1者応札・1者応募に係る改善方策」を策定し、新規参入事業者でも入札参加が可能となるよう、仕様書の策定に関し、業務内容や業務量の必要な情報を具体化したり、業務内容に関し、経済性を考慮した上で場合によって高度な業務とそれ以外の業務とに分割発注するなどの方策を講じている。また、応札しなかった入札説明書等の受領事業者から応札しなかった理由をアンケート調査し、原因分析を行い、仕様書や競争参加資格の検討に反映させる取組を実施している。(国の機関)
- 各発注機関に入札・契約手続審査委員会を設置し、次の事項について審査を行い、競争性の確保に努めている。(国の機関)
 - ① 競争性の阻害要因の有無・より競争性の高い契約形態への移行の可否等の事前審査
 - ② 1者入札案件について、事業者にアンケートを行い、理由の分析及び改善策の検討の事後審査
- 1者入札については、当該入札を中止し、仕様書等の見直しも含め再度契約事務を最初からやり直すことにしている。(市)
- 仕様書を取りに来たが入札に不参加だった事業者への理由の聞き取りを行っている。(政府出資法人)
- 1者入札については、その経緯、原因及び今後の対処方針をまとめ、文部科学省の入札監視委員会に個別報告をしている。(国立大学法人)

【同一業者による長期継続受注】

- 長期継続受注業者が結果として有利とならないために入札準備期間を十分確保するため十分な公告期間を確保したり、業務開始日までの準備期間を十分確保することが可能となる

よう入札公告，入札日等の設定に配慮したり，参加資格要件を過度の制約とならないよう必要最小限のものとするなどの取組を行い競争性の確保に努めている。また，契約監視委員会において，入札契約や随意契約に関して，当該契約の適正性，妥当性等の審議を行っている。（国の機関）

- 契約期間の上限設定・成績評価の導入（特別区）
- 指名業者の入替え（市）
- 入札案件（業務委託）については，業者選考会議を開き，指名業者の選考基準の見直し等を発注担当課に指示するなど，指名業者の固定化を防止している。（市）
- 建築物清掃業務委託については，同一業者が長期継続して受注している場合，翌年度に指名しない等の対応をとっている。（市）

【落札率100%案件】

- 落札決定後，入札金額の内訳書を提出させるなどして，金額の妥当性について確認を行っている。（国の機関）
- 案件の主管課に対し，予定価格の設定方法等について情報収集を行っている。また，予定価格作成のため事業者から下見積を徴収する場合の注意事項（複数から徴収し，一事業者に片寄らないこと，入札参加とは無関係である旨を明言しておくこと）等を，日常，各部署に対し，注意喚起している。（特別区）
- 落札率が99%を上回る入札案件があった場合は，その経緯，原因及び今後の対処方針をまとめ，文部科学省の入札監視委員会に個別報告をしている。（国立大学法人）
- 入札会場において，該当事業者に調査票に記入させ，入札価格決定の経緯等を調査している。（国立大学法人）

ヒアリング調査においては、落札率が著しく高い場合、同一工種で固定化された入札参加者が継続的に入札している場合、入札内容に疑義が認められる場合などに、内部調査委員会を開催することになっているとする事例（市）がみられた。

(4) 第三者機関の設置によるチェック

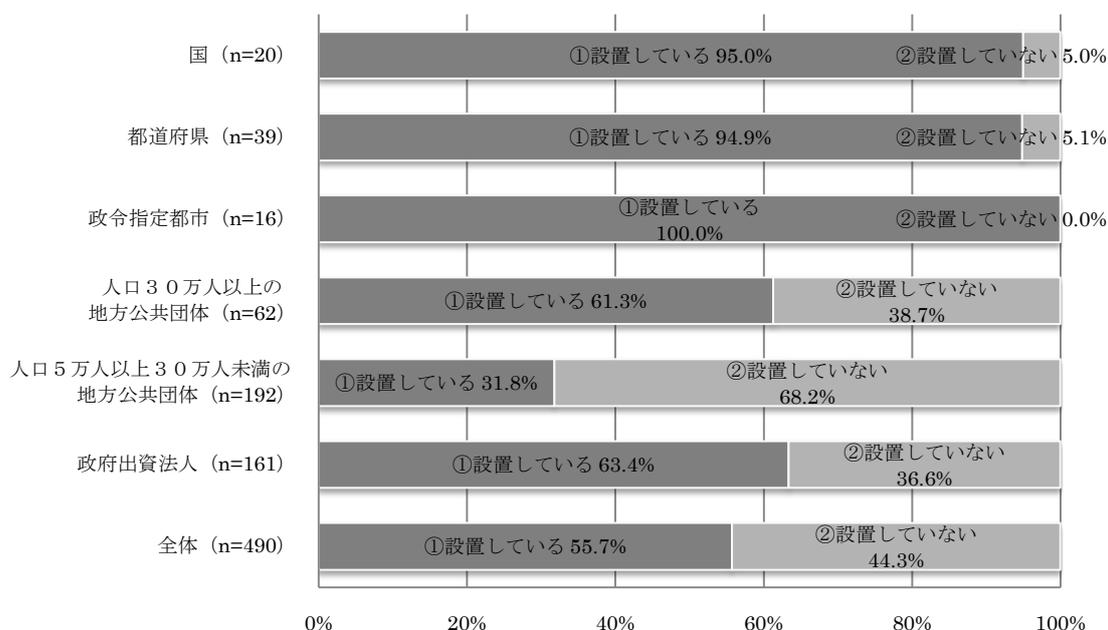
ア 入札等に関する第三者機関の設置状況

アンケート調査において、入札等に関する問題を検討する常設の第三者機関を設置しているかを尋ねたところ、全体では、「①設置している」と回答した発注機関の割合は55.7%であった。発注機関別にみると、国の機関、都道府県及び政令指定都市では全数又は全数に近い発注機関が「①設置している」と回答した。

問 入札等に関する第三者機関の設置（アンケートの問24）

貴発注機関では、外部の有識者等を構成員とし、入札等に関する問題を検討する常設の第三者機関（構成員の一部に外部の第三者を加えている場合を含みます。）を設置していますか。

- ①設置している
- ②設置していない



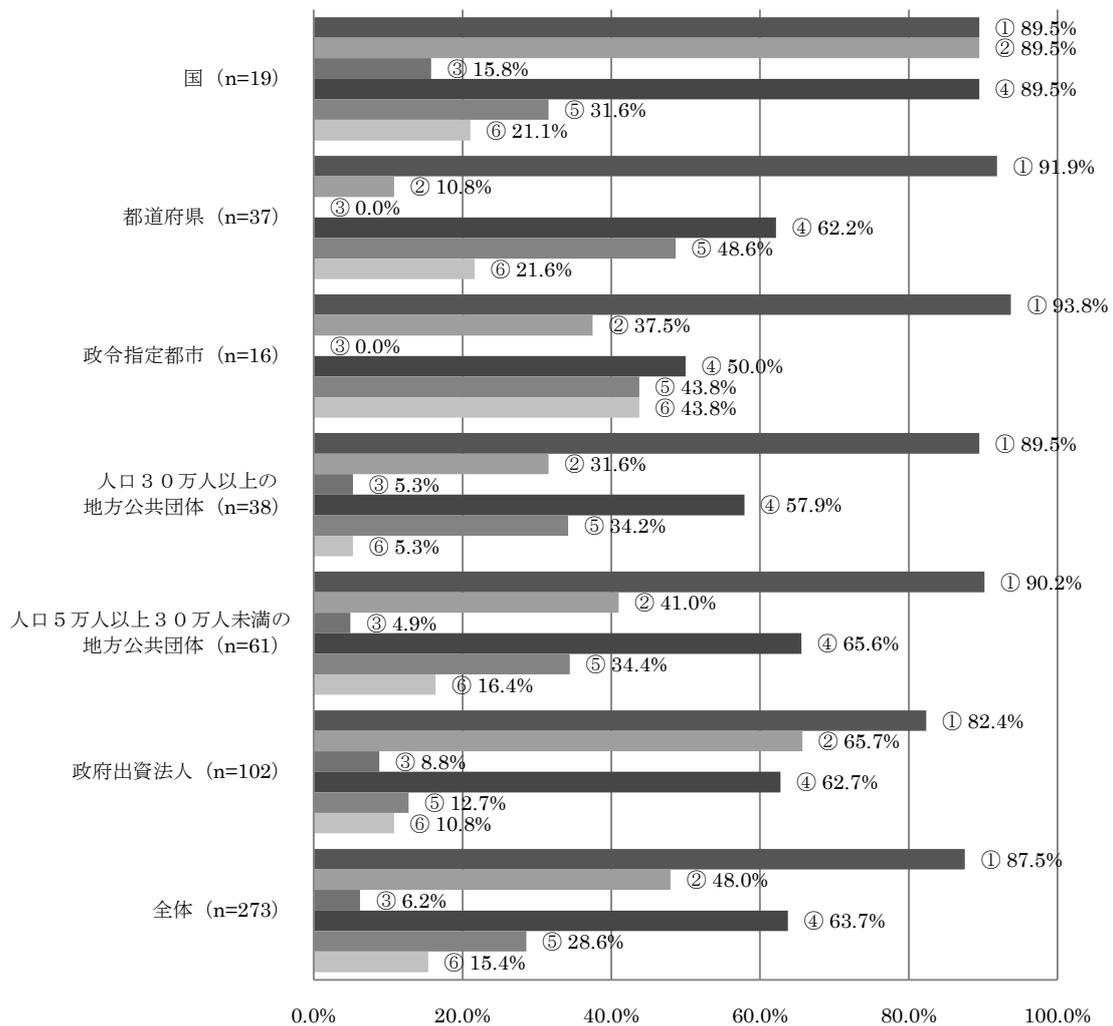
イ 第三者機関の設置目的

アンケート調査において、入札等に関する第三者機関を設置していると回答した発注機関に対し、当該第三者機関の設置目的を尋ねたところ、全体では、「①個々の工事の入札等に関して、入札参加条件や指名業者の選定内容等が適当であったかを検討すること」と回答した発注機関が87.5%で最も多く、「④入札・契約手続の改善について検討すること」(63.7%)、「②個々の物品又は業務の入札等に関して、入札参加条件や指名業者の選定内容等が適当であったかを検討すること」(48.0%)と回答したものがこれに続いた。他方、「③発注に関わる職員のコンプライアンスに関する取組について評価・検討すること」及び「⑤談合情報が寄せられた入札等の取扱いについて審議すること」と回答したものの割合は低かった。

問 第三者機関の設置目的（アンケートの問25）

問24で「①設置している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該第三者機関の設置目的は何ですか（複数回答可）。

- ①個々の工事の入札等に関して、入札参加条件や指名業者の選定内容等が適当であったかを検討すること
- ②個々の物品又は業務の入札等に関して、入札参加条件や指名業者の選定内容等が適当であったかを検討すること
- ③発注に関わる職員のコンプライアンスに関する取組について評価・検討すること
- ④入札・契約手続の改善について検討すること
- ⑤談合情報が寄せられた入札等の取扱いについて審議すること
- ⑥その他（具体的な内容）



ヒアリング調査においては、官製談合事件の後の再発防止のためのコンプライアンス活動がしっかりと行われているかチェックするために、市民から選定した委員による「入札事件再発防止施策評価委員会」を設置したとする事例（市）がみられた。

(5) 公益通報窓口等

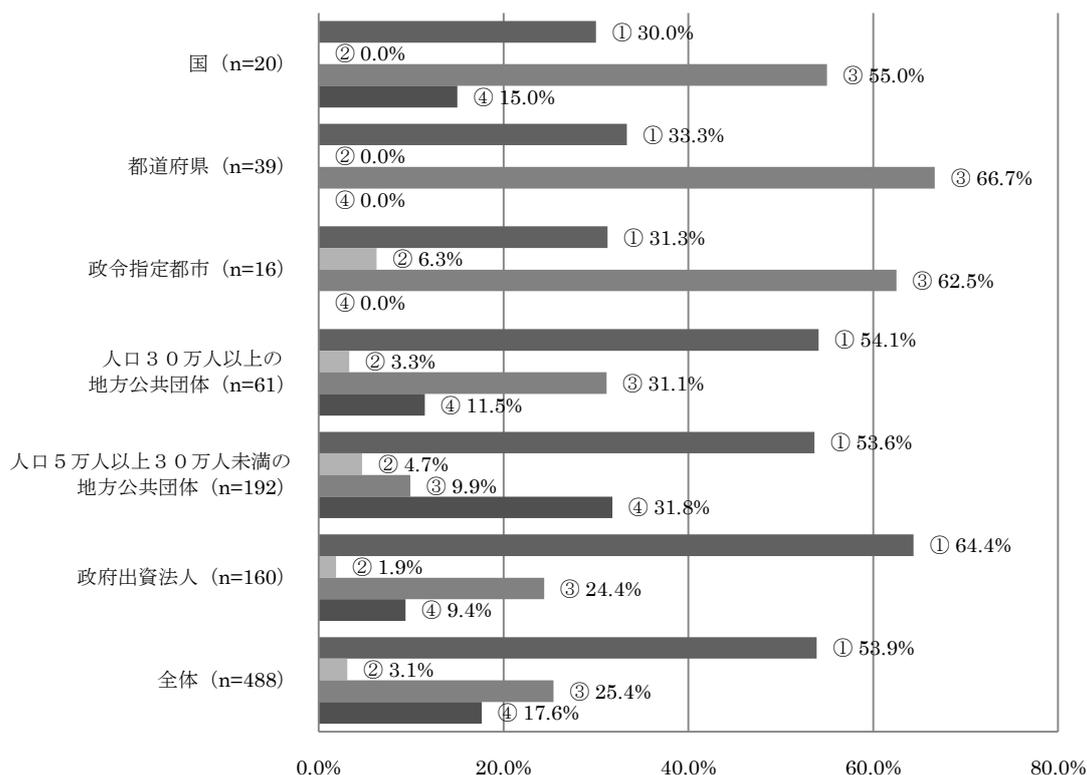
ア 公益通報窓口の設置

アンケート調査において、職員が職場における不正行為を見聞きした際に利用できる公益通報窓口を設置しているかを尋ねたところ、全体では、「①設置している（総務課等の組織内部に通報窓口を設けている。）」と回答した発注機関が53.9%と最も多く、「②設置している（弁護士事務所等の組織外部に通報窓口を設けている。）」（3.1%）及び「③設置している（組織内部と外部の両方に通報窓口を設けている。）」（25.4%）を合わせると、8割以上の発注機関では何らかの通報窓口を設けていることが明らかとなった。発注機関別にみると、国の機関、都道府県及び政令指定都市では「③設置している（組織内部と外部の両方に通報窓口を設けている。）」と回答したものが最も多く、それ以外の発注機関では「①設置している（総務課等の組織内部に通報窓口を設けている。）」と回答したものが最も多かった。

問 公益通報窓口の設置（アンケートの問14）

貴発注機関では、職員が職場における不正行為等を見聞きした際に利用できる公益通報窓口を設置していますか。

- ①設置している（総務課等の組織内部に通報窓口を設けている。）
- ②設置している（弁護士事務所等の組織外部に通報窓口を設けている。）
- ③設置している（組織内部と外部の両方に通報窓口を設けている。）
- ④設置していない

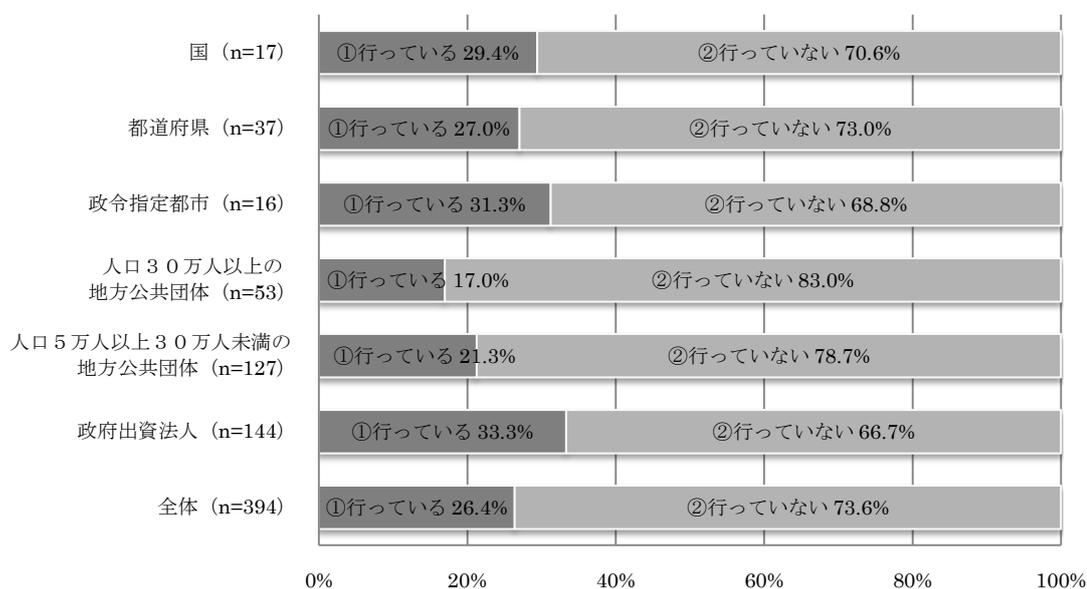


ヒアリング調査においては、公益通報窓口の設置について、通報の実効性を高めるため、法令違反行為の事実の解明に重要な情報を提供した職員に対しては、たとえ違反行為に関与していた場合にも懲戒処分の減免を行うこととしているとする事例（市）がみられた。

イ 官製談合に関する通報窓口の利用を促す取組

アンケート調査において、公益通報窓口を設置していると回答した発注機関に対し、当該公益通報窓口について、官製談合事件に関する情報についても通報の対象となる旨を職員に周知しているかを尋ねたところ、全体では、「①行っている」と回答したものの割合は26.4%であった。

問 官製談合に関する通報窓口の利用を促す取組（アンケートの問15）
 問14で①～③のいずれかと回答した方にお尋ねします。公益通報窓口について、官製談合事件に関する情報についても通報の対象となる旨を職員に周知する取組を行っていますか。
 ①行っている
 ②行っていない



ウ 外部からの情報収集

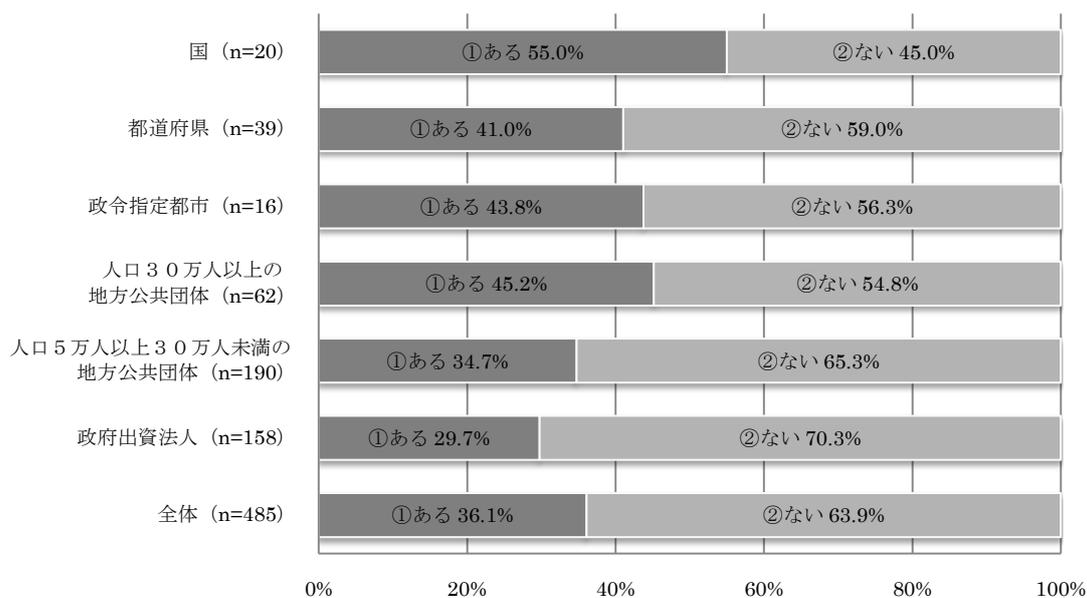
アンケート調査において、職員以外の者から官製談合事件に関する情報を集める取組や制度があるかを尋ねたところ、全体では、「①ある」と回答した発注機関の割合が36.1%であった。発注機関別にみると、国の機関では「①ある」と回答したものの割合が55.0%であった。

職員以外の者から官製談合事件に関する情報を集める取組や制度の具体的な内容としては、「投書方式による『何でも投書箱』と市HP又は携帯電話から会員登録する『よいまちモニター制度』により情報収集を行っている」（市）などの回答がみられた。

問 外部からの情報収集（アンケートの問16）

貴発注機関には、職員以外の者から官製談合事件に関する情報を集める取組や制度（例えば、市民からの投書窓口等）がありますか。

- ①ある（具体的な内容）
- ②ない



(6) 秘密情報の管理

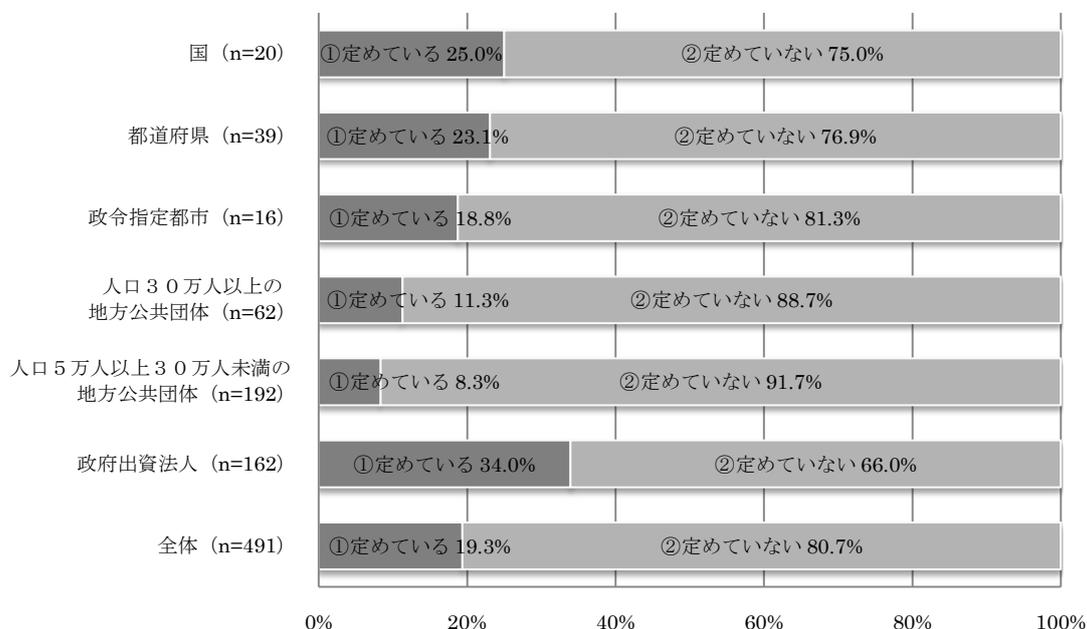
ア 秘密情報の管理に関する取組

アンケート調査において、入札等に係る秘密情報の管理についての規程を定めているかを尋ねたところ、全体では、「①定めている」と回答した発注機関の割合は19.3%であり、80.7%の発注機関はそのような規程を定めていなかった。

問 秘密情報の管理に関する取組（アンケートの問12）

貴発注機関では、入札等に係る秘密情報（公表されていない予定価格、指名業者名、公表前の発注予定工事情報等）の管理についての規定を定めていますか。

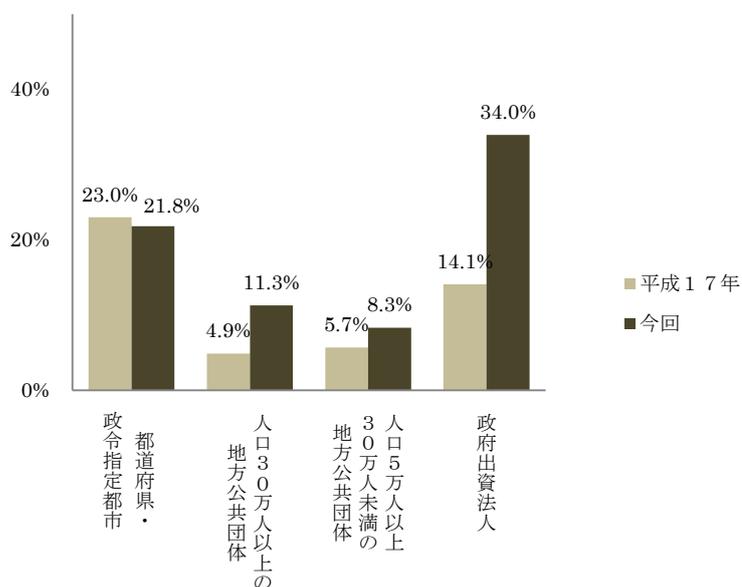
- ①定めている
- ②定めていない



(参考) 平成17年調査との比較

平成17年調査では、入札に係る秘密情報の管理についての規程を定めているかを尋ねている。今回の調査結果と比較すると次のとおりであり、秘密情報の管理についての規程を定めている発注機関はおおむね増えている。

■ 入札等に係る秘密情報の管理についての規程の有無



(注) 平成17年の数値は、平成17年調査における「貴団体では、入札に係る秘密情報（公表されていない予定価格、指名業者、公表前の発注予定工事情報等）の管理についての規定を定めていますか。」との問に対し、「①定めている」と回答したものの割合である。

イ 秘密情報管理規程の内容

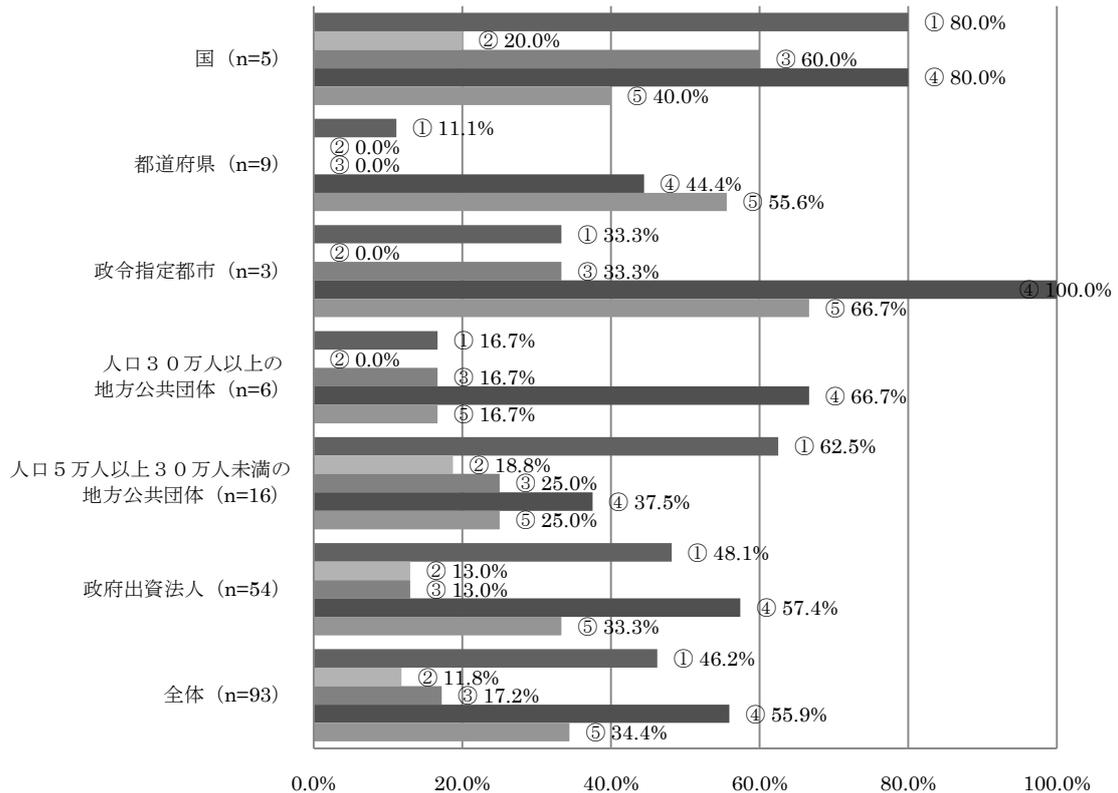
アンケート調査において、入札等に係る秘密情報の管理についての規程を定めていると回答した発注機関に対し、当該規程の内容を尋ねたところ、全体では、秘密情報管理規程の内容として、「④重要度に応じて機密区分を設け、保管方法（重要なものは金庫で保管等）を指定している」との回答が55.9%で最も多く、「①文書の持ち出しを制限している」との回答が46.2%でこれに続いた。発注機関別にみても、いずれにおいても「①文書の持ち出しを制限している」及び「④重要度に応じて機密区分を設け、保管方法（重要なものは金庫で保管等）を指定している」と回答したものの割合が高い。

「⑤その他」の内容としては、「情報システムの使用に際し、ログインID及びパスワードを設定し、使用者を制限している」（市）、「公表前情報については、当該情報を知り得る者の限定や施錠による厳重保管、また、設計書等についても、決裁者・関わる者の限定、施錠保管など規定している」（政府出資法人）、「予定価格調書の保管にあたっては、施錠が出来る金庫等に保管する」（政府出資法人）、「文書の複写を制限している」（国立大学法人）などの回答がみられた。

問 秘密情報管理規程の内容（アンケートの問13）

問12で「①定めている」と回答した発注機関にお尋ねします。当該規定の内容を教えてください（複数回答可）。

- ① 文書の持ち出しを制限している
- ② F A X，メールの通信記録を取ることとしている
- ③ 秘密情報を扱う部署への立入りを制限している
- ④ 重要度に応じて機密区分を設け，保管方法（重要なものは金庫で保管等）を指定している
- ⑤ その他（具体的な内容）

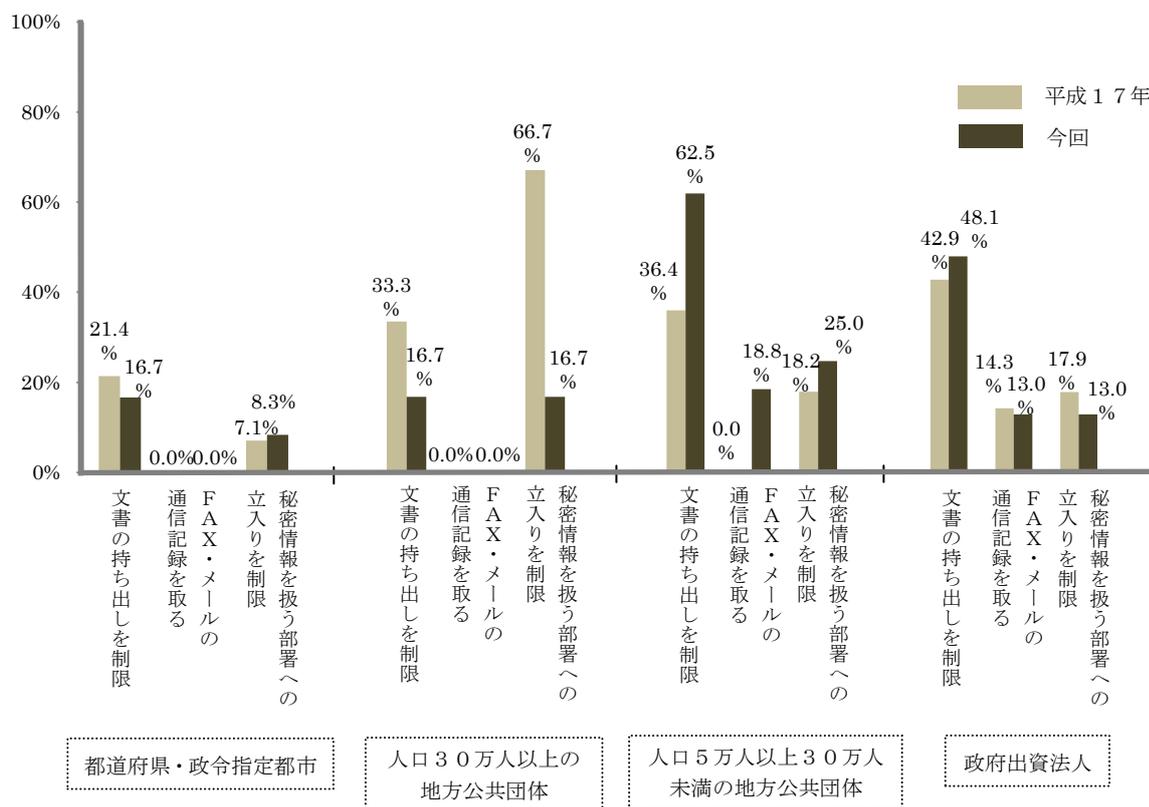


ヒアリング調査においては，入札等に係る秘密情報の管理について，当該案件の担当者と決裁権者以外の者がLAN等を通じて他の発注情報の電子データをのぞき見ることができないよう電子データのアクセス制限を詳細に設定し，同じ課の職員でもその案件の担当者以外は当該情報を見ることができないようにしているとする事例（市）がみられた。

(参考) 平成17年調査との比較

平成17年調査では、入札に係る秘密情報の管理規程の具体的内容を尋ねている。今回の調査結果と比較すると次のとおりである。

■ 秘密情報管理規程の内容



(注) 平成17年の数値は、それぞれ、平成17年調査における「上記(3)で①(※入札に係る秘密情報の管理規定を定めている。)と回答した団体で、具体的にどのような規定を定めていますか(複数回答可)。との問に対し、「①文書の持ち出しを制限している」、「②FAX・メールの通信記録を取っている」及び「③秘密情報を扱う部署への立入りを制限している」と回答したものの割合である。

3 入札談合等関与行為等を防止するための施策

(1) 公共調達に関する外部からの働きかけに対する対応

ア 外部からの働きかけに対する対応状況

アンケート調査において、法令に違反するような行為をすることを求める働きかけを受けた場合に、その内容を文書化して上司等に報告すること等を義務付けるといった取組を行っているかを尋ねたところ、全体では、「①行っている」と回答した発注機関の割合は30.9%であった。発注機関別にみると、政令指定都市では68.8%、都道府県では53.8%の発注機関が「①行っている」と回答する一方、政府出資法人では「①行っている」と回答したものの割合は21.6%であった。

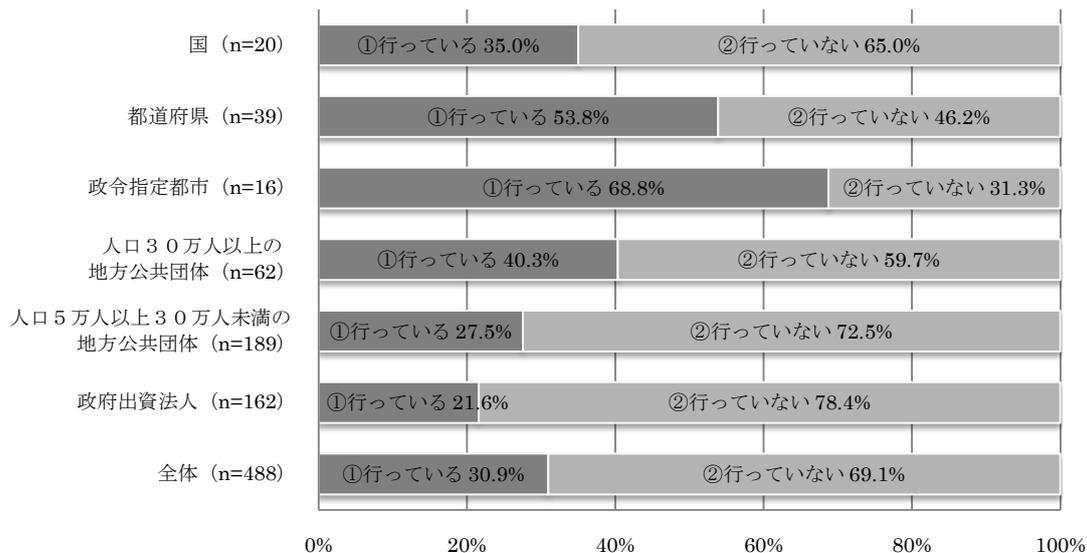
具体的な取組内容としては、次のような回答がみられた。

- 発注者綱紀保持規程に基づき、不当な働きかけを受けたときは、所属の長及び発注者綱紀保持担当者に対し、報告書を提出する。また、当該報告については、発注者綱紀保持委員会へ報告し、その後、閲覧及びホームページにより公表することとしている。(国の機関)
- 通達により、「職員が、入札契約に関連して、退職者あるいは企業関係者から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた時は、その概要を記録し、所属長に報告させるとともに、働きかけの内容及びそれに対する対応は公表する」こととしている。また、外部からの働きかけに対する報告窓口を設置している。(国の機関)
- 公共調達に限らず、公職等にある者及びOBから、公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけを受けた場合の記録・公表等の取扱いについて要綱を定めている。この取組を始めた後、外部からの働きかけ自体が激減した。(県)
- 秘密情報を問い合わせる行為の記録及び公表についての取扱い要領を定めている。(市)

問 外部からの働きかけに対する対応（アンケートの問10）

近年、発注機関の中には、官製談合事件の防止のための取組として、公共調達に関し、職員が事業者・OB等の外部の者から、予定価格、設計金額、入札参加事業者名等の秘密情報等を漏らす、特定の事業者が入札等に参加できるようにするなどの法令に違反するような行為をすることを求める働きかけを受けた場合、その内容を文書化して上司等に報告すること等を義務付けるといった取組が見られますが、貴発注機関ではこのような取組を行っていますか。

- ①行っている（具体的な内容）
- ②行っていない



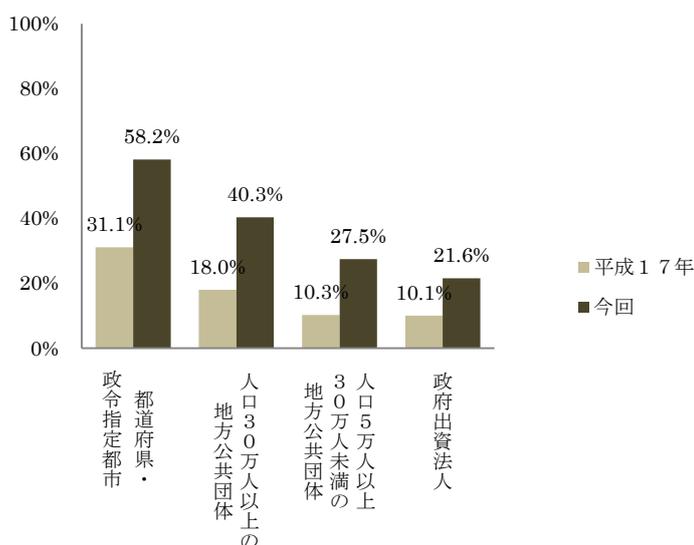
ヒアリング調査においては、外部からの働きかけに対する対応について、国や地方公共団体の議員、首長、政治家の秘書及び県庁職員OB等の一定の公職にある者等から、県庁職員に対して書面ではなく口頭（電話等）によって行われた要望等については、その内容を問わず記録し、情報公開の対象とすることを内容とした取扱要領を作成し、これによって各種手続の透明性を確保するようにしたところ、導入後には、働きかけ自体が減少し、ゼロ件に近づきつつあるとする事例（県）、外部からの働きかけの事実を記録し、上司への報告及び対外公表を義務付ける制度を導入したところ、働きかけ元に対するけん制効果が生じ、近年では働きかけ自体がなくなっているとする事例（県）、外部から受けた働きかけについて、上司への報告を義務付けるとともに、イントラネット上に掲載することにより、一部の職員のみで処理することなく組織として対処することができるようになったとする事例（県）、最低制限価格の事後公表化によって、最低制限価格を事前に聞き出そうとする外部からの働きかけの発生が懸念されたため、その対策として、これら働きかけの事実の記録・報告・公表を内容とする対応要領を策定したとする事例（市）、市議会の制定した倫理条例により、職員

以外の者が職員に対しその職務に関し特定の団体又は個人を他のものと比べて有利に取扱うなど特別の取扱いをすることを要求してきた場合などの対応を明確化したところ、職員もおかしの要求に対して「今はこのような条例がありますので」と断ることができるようになりとても助かっているとする事例（市）などがみられた。

（参考）平成17年調査との比較

平成17年調査では、外部から働きかけを受けた場合に文書化して報告することを義務付ける等の取組を行っているかを尋ねている。今回の調査結果と比較すると次のとおりであり、このような取組を行っている発注機関の割合が高くなっている。

■ 外部からの働きかけに対する取組を行っている割合



(注) 平成17年の数値は、平成17年調査における「近年、発注機関では、入札談合及び入札談合行為の防止のための取組として、職員が事業者・職員OB等からの働きかけを受けた場合に文書化して報告することを義務付ける等の取組が見られますが、貴団体ではこうした取組を行っていますか。」との問に対し、「①行っている」と回答したものの割合である。

イ 外部との接触における留意点の作成・周知

アンケート調査において、発注担当職員と事業者又はOBの接触に関して、留意すべき事項を定め、発注担当職員に周知しているかを尋ねたところ、全体では「①周知している」と回答した発注機関の割合は25.5%であった。発注機関別にみると、国の機関、都道府県及び政令指定都市において、それぞれ52.6%、43.6%及び50.0%と高かった。

具体的な内容としては、次のような回答がみられた。

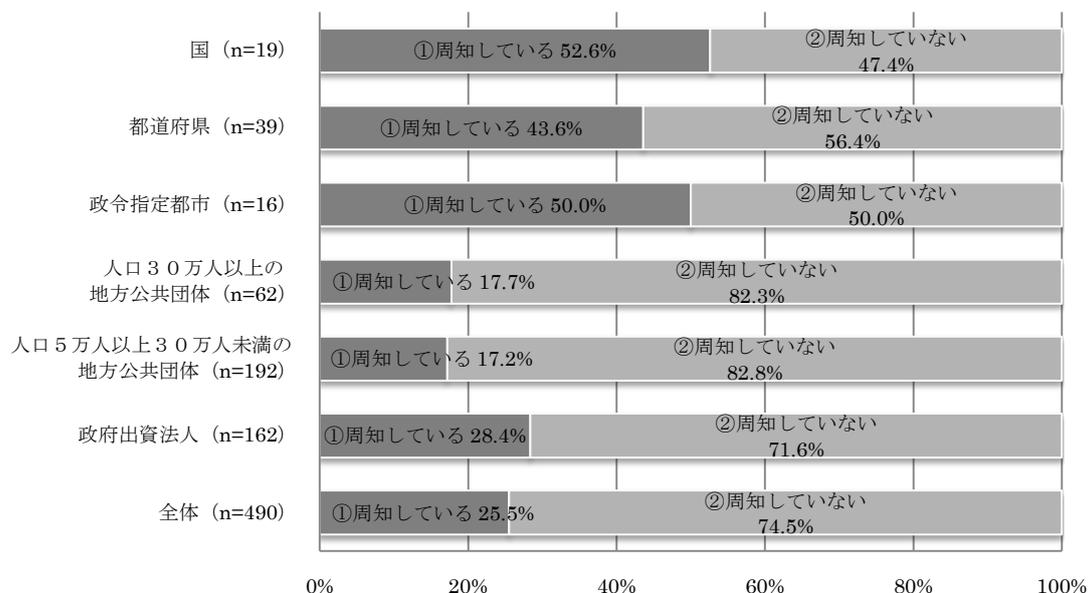
- 事業者の事務室内への立入りを原則禁止している。(市)
- 事業者との対応については、「1人で行わないこと」、「個室では行わないこと」について、説明会等の機会がある都度、口頭で周知している。(政府出資法人)
- 発注担当職員が事業者と対応するときは、原則として、カウンターにて対応する。発注担当職員は、庁舎外において、事業者との接触は極力控える。(市)
- 通達により、「発注担当職員が事業者等と応接するときは、原則、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応し、これによることができない場合は、事前に所属長（応接しようとするものが所属長であるときは、その上司）の承認を得る」こととしている。(国の機関)

問 外部との接触における留意点の作成・周知（アンケートの問11）

貴発注機関では、発注担当職員と事業者又はOBとの接触に関して、例えば、対応は一人では行わない、定められた場所に対応するなど、留意すべき事項を定め、発注担当職員に周知していますか。

①周知している（具体的な内容）

②周知していない



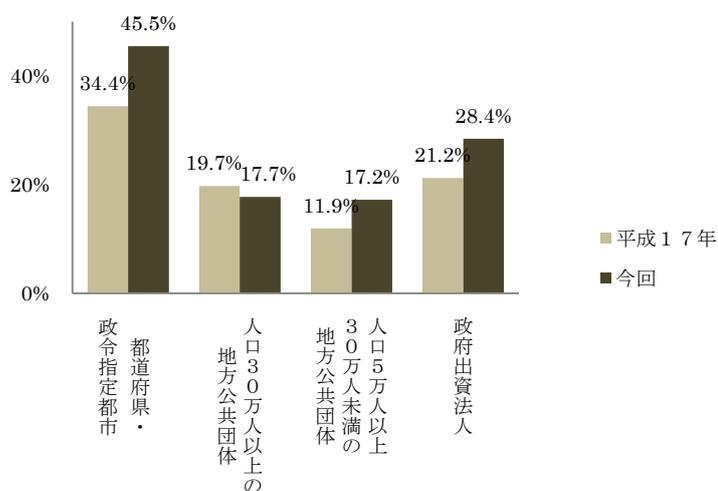
ヒアリング調査においては、外部との接触における留意点の作成・周知について、次のような取組がみられた。

- 外部の者が執務室に勝手に入室することを防ぐため受付カウンターを設置した。(市)
- 執務室の入り口に電話を設置し、用事のある職員を呼び出す方式にして営業目的の入室を防止した。(市)
- 密室になることを避けて、打合せスペースを誰からも目のつくオープンスペースに移した。(市)
- 全ての県庁職員に、退庁後も含め利害関係者と接触する場合は管理職に「いつ」、「誰と会うか」を届け出る制度を導入している。(県)
- 対応に当たっては複数人で会うことを徹底している。(市)

(参考) 平成17年調査との比較

平成17年調査では、契約締結までの間における職員と事業者又はOBの接触に関して、接触に際しての留意点を定める等の取組を行っているかを尋ねている。今回の調査結果と比較すると次のとおりであり、このような取組を行っている発注機関の割合はおおむね増加している。

■ 外部との接触における留意点の作成・周知を行っている割合



(注) 平成17年の数値は、平成17年調査における「貴団体では、契約締結までの間における職員と事業者又はOBとの接触に関して、接触に際しての留意点を定める等の取組を行っていますか。」との問いに対し、「①行っている」と回答したものの割合である。

(2) 人事上の配慮

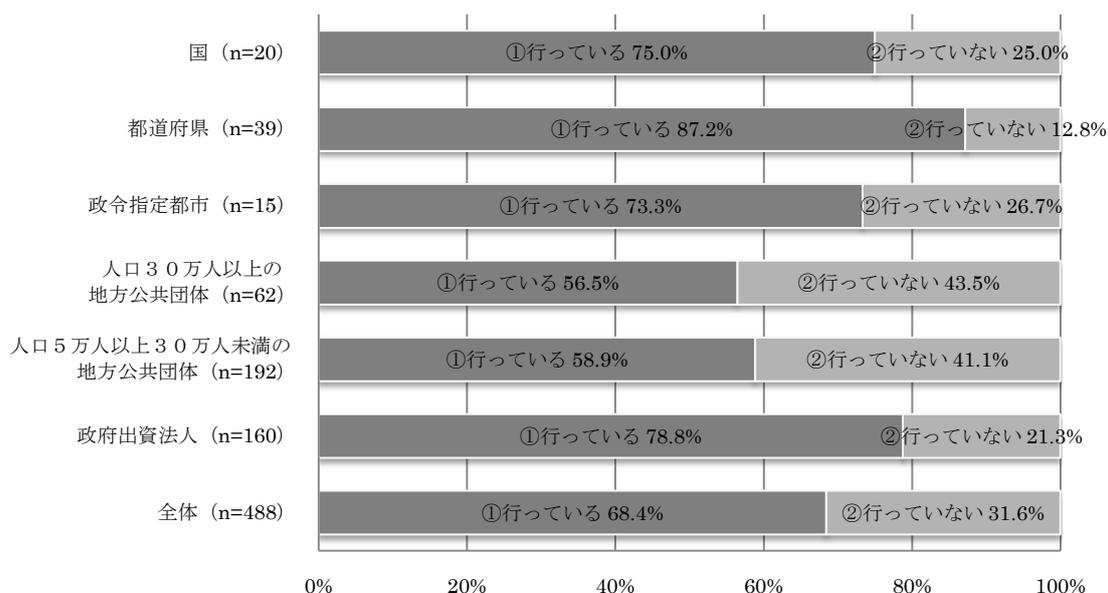
ア 発注担当職員の長期配属の防止

アンケート調査において、発注担当職員と特定の事業者又は事業者団体との癒着等を防ぐために、発注担当職員が長期間同一ポストに配置されることを避けるようにする人事上の配慮を行っているかを尋ねたところ、全体では、68.4%の発注機関が「①行っている」と回答した。発注機関別にみても、人口30万人以上の地方公共団体及び人口5万人以上30万人未満の地方公共団体で若干割合が低いものの、いずれも「①行っている」と回答したものが過半数であった。

問 発注担当職員の長期配属（アンケートの問19）

貴発注機関では、発注担当職員と特定の事業者又は事業者団体との癒着等を防ぐために、発注担当職員が長期間同一ポストに配置されるのを避けるようにする人事上の配慮を行っていますか。

- ①行っている
- ②行っていない



ヒアリング調査においては、発注担当職員の配属について、工事を発注する部署の中でも積算や設計を担当する技術系職員は職務の性格上長期配属となる傾向が強いところ、職場で長年指導してもらったOBなどから頼まれると断りにくいのではないかという問題意識から、事務系職員のポストと意識的に人事交流を行うようにしているとする事例（市）がみられた。

イ 長期配属の期間

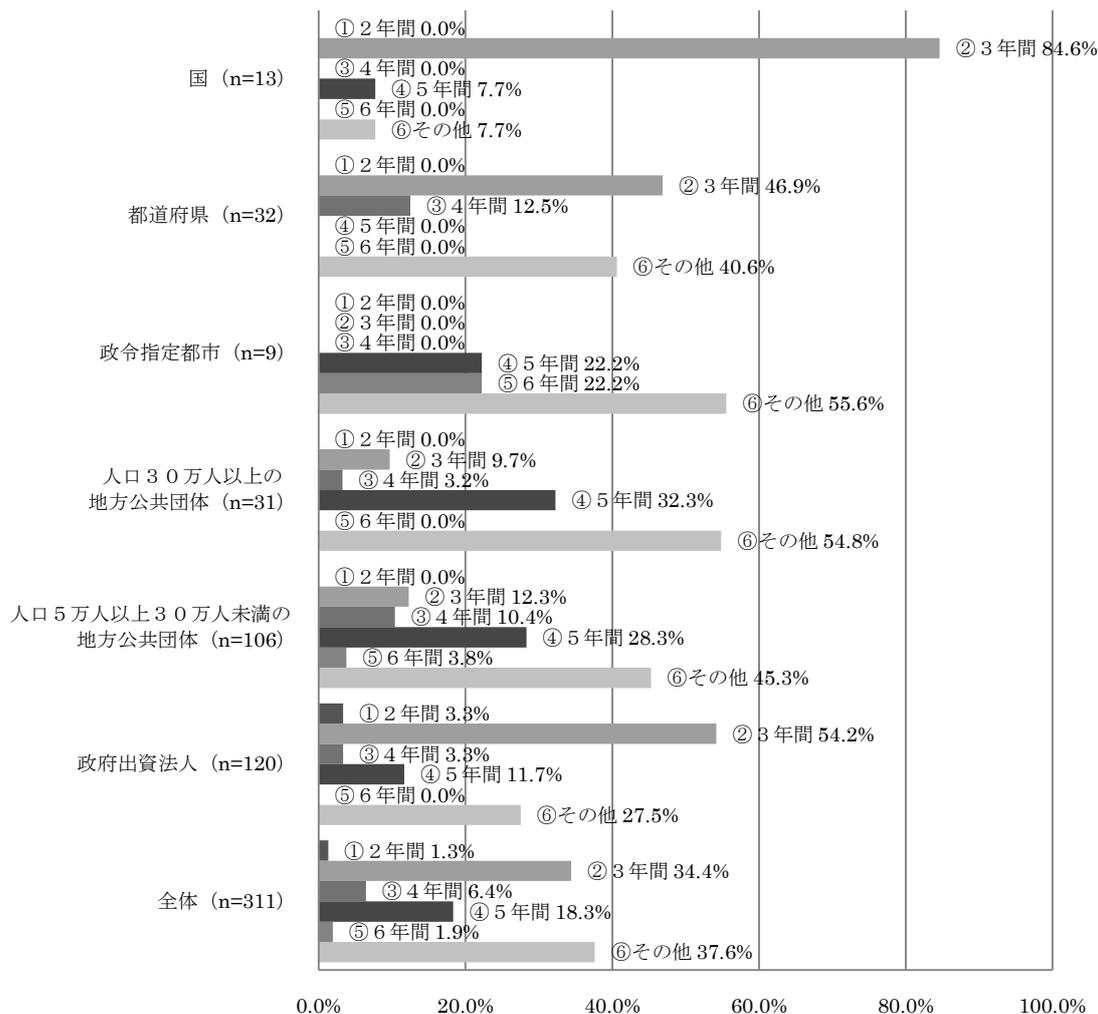
アンケート調査において、発注担当職員が長期間同一ポストに配置されることを避けるようにする人事上の配慮を行っているとは回答した発注機関に対し、長期配属の限度をどの程度の期間としているかを尋ねたところ、全体では、「⑥その他」と回答した発注機関を除くと、「②3年間」（34.4%）と回答したものが最も多く、「④5年間」と回答したものがこれに続いた。発注機関別にみると、国の機関、都道府県及び政府出資法人では「②3年間」と回答したものの割合が最も高かったが、それ以外の発注機関では、「②3年間」と回答したものの割合よりも「④5年間」と回答したものの割合が高かった。

「⑤その他」の内容としては、「幹部職員1～3年、一般職員3～5年」（市）などの回答がみられた。

問 長期配属の期間（アンケートの問20）

問19で「①行っている」と回答した方にお尋ねします。発注担当職員と特定の事業者又は事業者団体との癒着等を防ぐために、最長でどれくらいの期間の長期配属を限度としていますか。

- ① 2年間
- ② 3年間
- ③ 4年間
- ④ 5年間
- ⑤ 6年間
- ⑥ その他（具体的な内容）



(3) OBへの対応

ア OBの再就職先の把握

アンケート調査において、OBが入札参加事業者等に再就職しているかどうか把握しているかを尋ねたところ、全体では、「①把握している」と回答した発注機関の割合は24.1%となった。発注機関別にみると、都道府県（69.2%）及び政令指定都市（60.0%）では「①把握している」と回答したものの割合が高かった。

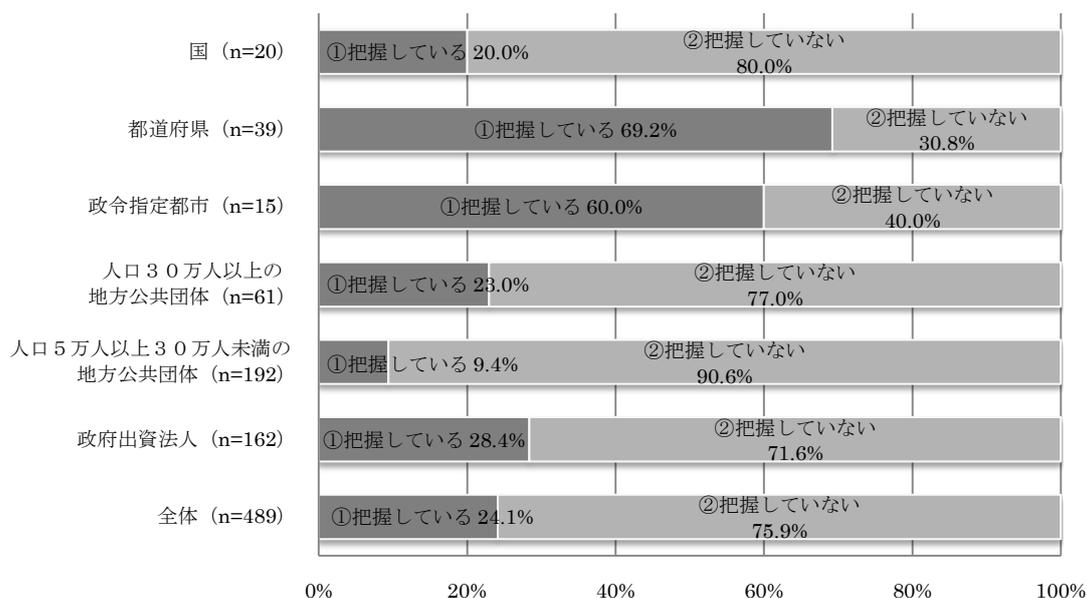
（注）ただし、アンケート調査では、OBの退職時の役職や所属部署、再就職の経緯等を限定せずにOBの再就職先の把握状況を質問しているものであり、また、回答作成部署は人事担当部署ではなく発注・契約担当部署であることが多い。

問 OBの再就職先の把握 1（アンケートの問21）

過去の官製談合事件では、発注機関職員が退職後に、入札等に参加する可能性のある事業者又はその業界団体（以下「入札参加事業者等」といいます。）に再就職し、元の職場などに営業活動等を行っており、当該OBが現職の職員に対して法令に違反するような行為を求める働きかけを行った、あるいは現職の職員がOBに秘密情報を漏えいしたという例があります。

貴発注機関では、OBが入札参加事業者等に再就職しているのかどうかを把握していますか。

- ①OBが入札参加事業者等に再就職しているかどうか把握している
- ②OBが入札参加事業者等に再就職したかどうか把握していない



イ OBの再就職先における業務内容の把握

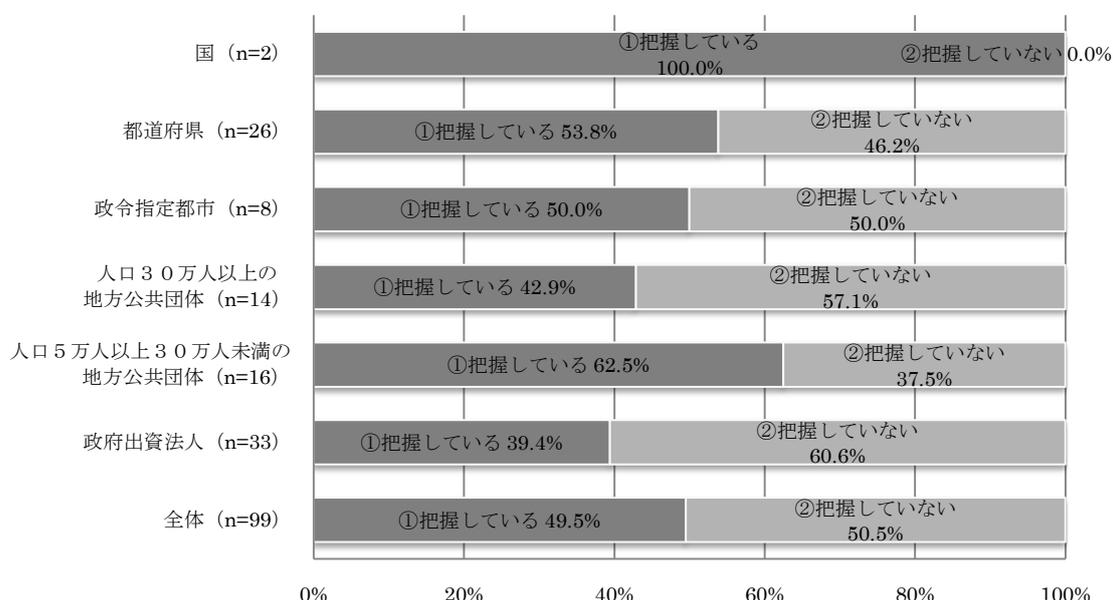
アンケート調査において、OBが入札参加事業者等に再就職しているかどうかを把握していると回答した発注機関に対し、OBがどのような仕事をしているかを把握しているかを尋ねたところ、全体では、「①把握している」と回答した発注機関の割合が49.5%であった。

問 OBの再就職先の把握2（アンケートの問22）

問21で、「①OBが入札参加事業者等に再就職しているかどうか把握している」と回答した方にお尋ねします。

入札参加事業者等に再就職したOBがどのような仕事をしているかを把握していますか。

- ①OBがどのような仕事をしているのか把握している
- ②OBがどのような仕事をしているのか把握していない
- ③OBが入札参加事業者等に再就職していない



(注) グラフでは「③OBが入札参加事業者等に再就職していない」と回答したものを除いて集計を行っている。
 なお、「③OBが入札参加事業者等に再就職していない」と回答した発注機関数は、17機関（国の機関：2機関、人口5万人以上30万人未満の地方公共団体：2機関、政府出資法人：13機関）である。

ヒアリング調査においては、発注事務を行う各課に再就職したOBの氏名等を周知し、当該OBと市民からみて不適切と思われるような行為を起こさないよう注意喚起しているとする事例（市）や、OBの再就職先に対し、当該OBが内部で異動した場合は連絡するように依頼しているとする事例（政府出資法人）がみられた。

ウ OBに対する取組

アンケート調査において、OBが入札参加事業者等に再就職しているかどうかを把握していると回答した発注機関に対し、官製談合事件の未然防止の観点から何か取組を行っているかを尋ねたところ、全体では、34.5%の発注機関が「①行っている」と回答した。発注機関別にみると、都道府県（63.0%）と政令指定都市（88.9%）では「①行っている」と回答したものの割合が高かった。

具体的な取組内容としては、次のような回答がみられた。

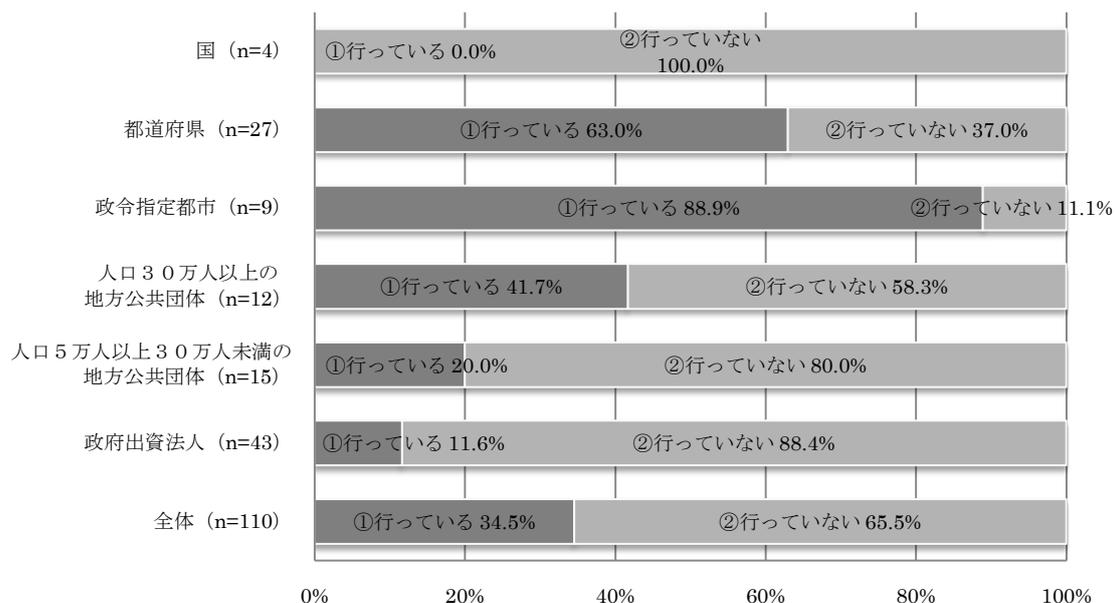
- 再就職先が民間企業の場合、当該企業が県の公共事業と関係のある場合は、本人に「県の公共事業に係る営業に2年間は従事しない」旨の誓約書を提出させ、当該企業に対しても同趣旨の要請を行い、公正な行政運営に配慮している。（県）
- 管理職員であったOBの再就職先について県HPを利用して県民に公表している。（県）
- 職員の民間企業等への再就職に関する要綱を定め、退職前5年間に担当した職務と密接に関連した民間企業等への再就職については退職後2年間は自粛するよう要請している。退職後2年以内に前記に該当する再就職をする場合は、「再就職報告書」の提出を求め、提出者本人へは「契約活動等の自粛要請」通知を民間企業等へは「民間企業等への自粛要請」通知をそれぞれ送付するとともに、区HPへ再就職の状況等を掲載する。（特別区）
- OBに対して、本市退職後3年間は、その退職前5年間に担当していた業務と密接な関係にある登録業者等への再就職を自粛するよう要請している。特別な事情によりやむを得ず再就職する場合は、本市への営業活動を行わないよう、OB及び再就職先に対し要請する。（市）

問 OBに対する取組（アンケートの問23）

問21で「①OBが入札参加事業者等に再就職しているかどうか把握している」と回答した方にお尋ねします。貴発注機関では、入札参加事業者等に再就職したOBがいる場合、当該OBが再就職している入札参加事業者等に対して、OBを入札等関連業務に従事させないように要請したり、OBを対象とした研修会を行ったりするなど、官製談合事件の未然防止の観点から何か取組を行っていますか。

①行っている（具体的な内容）

②行っていない



ヒアリング調査においては、OBに対する取組について、市職員の再就職に関する取扱要領を定め、退職前5年間に担当していた業務に関する本市への営業活動を禁止しているとする事例（市）がみられた。

第4 入札談合等関与行為等の防止に向けて

1 調査結果の分析・評価

(1) 発注機関・職員における法令遵守意識の向上

入札談合は、競争入札を通じて本来得られるべき価格・品質での物品・役務の調達を妨げるものであり、発注機関の利益を損ない、ひいては納税者である国民の公共の利益を損ねる違法行為である。そして、入札談合等関与行為等は、当該発注機関の利益を追求すべき職員がその利益を自ら損なうという利益背反行為に等しいものである。幹部も含めた発注機関の各職員は、入札談合等関与行為等は職務の適正な執行という自らの本来的責務に反するものであることを自覚し、法令遵守意識の向上に努めることが求められる。発注機関自身も、組織として、コンプライアンスを向上させ、職員による入札談合等関与行為等の防止に努めることが求められる。

ア 研修の拡充

入札談合等関与行為等の発生を防ぐためには、幹部を始めとする各職員に対して、遵守すべき内容を実際に周知・啓発する機会を確保することが重要である。

なお、公正取引委員会は、発注機関における入札談合等関与行為等の未然防止に向けたコンプライアンス活動を支援するため、発注機関の実施する職員向け研修への講師派遣等を行っている（研修事業の実施状況については参考資料6参照）。

(7) 研修の積極的な実施

発注機関における入札談合等関与行為防止法の研修の実施状況についてみると、過去3年間で入札談合等関与行為防止法の研修を実施した発注機関は約4分の1にとどまっており、相当数の発注機関職員が入札談合等関与行為防止法の内容を十分把握しないまま業務に従事している可能性がある。発注機関別にみると、研修の実施状況に相当程度のばらつきがみられ、最も実施率の高い政令指定都市で半数強となっている一方、人口30万人以上の地方公共団体では約3割、人口5万人以上30万人未満の地方公共団体及び政府出資法人では約2割にとどまる。しかし、過去の入札談合等関与行為の事例では、中小規模の地方公共団体や政府出資法人においても入札談合等関与行為が発生している。また、本省庁だけでなく出先機関においても入札談合等関与行為が発生している。したがって、組織の規模や発注額の

多寡，あるいは，本省庁・出先機関の別にかかわらず，積極的に研修を実施していく必要がある。

(イ) 幹部・管理職や発注担当職員に対する研修の強化

研修の対象者についてみると，発注担当部署の職員に対する研修と契約担当部署の職員に対する研修の実施状況は同程度となっている。また，役職別にみると，幹部・管理職よりも一般職員が研修対象となっている場合が多い。他方，過去の入札談合等関与行為の事例では，関与した職員のほとんどは発注担当部署所属であり，また，全ての事例で幹部・管理職が関与している状況にあることから，幹部・管理職や発注担当職員における法令遵守意識の向上が特に求められる。研修の実効性を高めるためには，こうした職員への研修を強化していくことが肝要である。

(ウ) 研修の適時の実施

研修の頻度についてみると，年1回程度行われている場合が多い。人事異動等による担当職員の入替えのタイミングに合わせての研修も効果的であると考えられる。

イ コンプライアンス・マニュアルの整備

組織として法令遵守体制を強固なものとし，入札談合等関与行為等を防止するためには，法令・条例をより具体化したコンプライアンス・マニュアルを整備していくことが重要である。

コンプライアンス・マニュアルの整備状況についてみると，作成していない発注機関が半数近くあり，中小規模の地方公共団体においては作成していない発注機関が6～7割であった。コンプライアンス・マニュアルを作成している場合でも，8割程度のマニュアルでは，入札談合等関与行為防止法を遵守すべき対象として明記していない。

また，発注担当職員が官製談合事件に問われることのないよう業務上特に注意すべき事項等を整理した発注担当職員向けのマニュアルの作成状況についてみると，作成していない発注機関は8割程度に上っている。

東証一部上場企業では独占禁止法に関する遵守マニュアルを整備しているものが7割近くに上っている（公正取引委員会「企業における独占禁止法に関するコンプライアンスの取組状況について」（平成22年6月公表））。これに比べると，入札談合等関与行為防止法の遵守を

コンプライアンス・マニュアルに明記している発注機関は、国の機関や都道府県といった組織規模の大きいものでも3割程度にとどまってお
り、入札談合等関与行為等に対する取組に力点が置かれているとはい
えない。発注機関の職員による入札談合等関与行為防止法の遵守を
実効性あるものとするためには、コンプライアンス・マニュアルの整備
を一層進めるとともに、その内容も業務環境に即した具体的・実践
的なものとなるよう工夫していくことが望まれる。

ウ 組織としての意思の明確化

過去の入札談合等関与行為の事例では、入札談合等関与行為に至
った背景・要因として、発注機関職員が、入札談合に加担することが
むしろ地元業者の保護・育成に役立つという意識を持っていたことや、
随意契約から入札へ切り替えたことによる混乱を避け入札業務を円滑
に進めようとしたことなどが挙げられる。発注機関としては、職員が、
地元業者育成などの政策は適正な入札執行に優先しても構わないとの
考えや、入札業務を滞らせないことや品質の確保の方が適正な入札執
行よりも重要との考えから、入札談合等関与行為等を行うこともやむ
を得ない、許されるといった考え方をすることのないよう、入札談合
等関与行為等は許容しないとの組織としての意思を、幹部・管理職が、
所属する各職員に対し、明確に示すことが重要である。入札談合等関
与行為防止法の遵守を明記したコンプライアンス・マニュアルの整備
は、そうした組織としての意思を具現化する意味でも重要である。

また、入札談合等関与行為等を懲戒処分対象として懲戒規程に明記
している発注機関は、2割程度にとどまっている。しかし、入札談合
等関与行為等が懲戒処分の対象となることを明らかにすることも、入
札談合等関与行為等を許容しないという組織としての意思を明確化す
ることに資すると考えられる。

(2) 入札談合等関与行為等を防止する体制面の整備

入札談合等関与行為等を未然に防止するためには、発注機関自身が組
織として包括的に取り組んでいくことが必要である。そのためには、組
織・体制面において、入札談合等関与行為等の発生リスクを低減させる
機能を組み込んでおくことが重要である。

ア 法令遵守を推進する体制の整備

法令遵守に向けた各種取組を推進するコンプライアンス担当部署の

設置状況についてみると、多くの発注機関においてコンプライアンス業務は既存部署の担当者により他の業務と併せて担当されている状況にある。また、組織規模が小さくなるとコンプライアンス業務担当部署自体が設置されていない場合も多くなっている。さらに、コンプライアンスを担当する管理職は、政令指定都市では6割程度で置かれているが、その他の発注機関ではほとんど置かれていない。出先機関を含め法令遵守を推進するための取組を実効的に行うためには、その実施について一定の権限と責任の下に主体的・一元的に推進していくことが重要であり、体制整備など適切な対応が望まれる。

イ 入札談合等関与行為等の未然防止・発見のためのチェック体制の整備

(ア) 入札手続・条件の事前チェック体制の整備

過去の入札談合等関与行為の事例では、発注機関の職員が特定の事業者を入札に指名したり、受注予定者を円滑に決定できる指名業者の組合せを設定することで入札談合を容易にする事例がみられる。これを未然に防止するためには、入札に係る仕様書等や入札参加資格が適正に設定されているかを、入札の実施過程においてチェックする体制を整備することが有効であると考えられる。

入札に係る仕様書等や入札参加資格のチェック体制についてみると、発注機関の8割以上が発注担当部署と契約担当部署を分離し、約6割が発注担当部署とは別の契約担当部署が仕様書等や入札参加資格のチェックを行っている。しかし、都道府県においては8割以上が発注担当部署内でチェックを行っているなど、4割弱の発注機関では発注担当部署による内部チェック体制となっていることから、発注担当部署とは別の部署によるチェック体制を充実することが望まれる。

なお、外部の有識者等を構成員とする第三者機関を事前チェックに活用している発注機関はごくわずかであった。

(イ) 入札結果の事後検証により問題行為を発見する仕組みの構築

コンプライアンスの取組の実効性を確保するためには、法令遵守意識向上や体制整備による「予防」とともに、万一問題行為が発生した場合にこれを「発見」する機能を備えることも必要である。こうした発見機能は、問題行為が行われることのけん制にもつながる。

入札談合等関与行為等が存在している場合には、入札結果に不自然・不合理な点が生じることがある。例えば、1者入札や同一事業

者による長期継続受注がみられた場合には、その背景として、入札物件の仕様内容や入札参加資格が恣意的に設定されている可能性や、特定事業者が受注できるように発注機関から当該特定事業者を受注者として希望する旨の意向が示されている可能性が考えられる。また、予定価格を事前公表していない発注物件で落札率が100%となった場合は、予定価格等の秘密情報の漏えいがある背景にある可能性が考えられる。したがって、問題行為を抑止・発見するためには、入札結果にこうした不自然・不合理な点がないかを検証・分析することが有効であると考えられる。

1者入札や同一事業者による長期継続受注、落札率100%案件といった不自然な入札結果に関する情報を集約して分析する取組の状況についてみると、こうした取組を行っていない発注機関は6～8割に上り、不自然な入札結果に対する問題意識の低さがうかがわれる。

入札談合等関与行為等の予防・発見の取組をより実効あるものにするためには、このような観点から入札結果の事後検証に取り組むことが望まれる。

(ウ) 第三者機関による事後検証の強化

入札等に関する問題を事後的に検証する上では、発注機関内部でのチェックに加え、第三者機関を活用することも考えられる。発注機関における入札等に関する問題を検討する第三者機関の設置状況を見ると、過半の発注機関で設置されている状況にある。

第三者機関の設置目的についてみると、個々の工事の入札等における入札参加資格等が適当であったかを検討するためとするものが約9割であるのに対し、個々の物品や業務の入札等における入札参加資格等が適当であったかを検討するためのものは半数以下にとどまっている。入札談合等関与行為は、工事以外の発注物件においても発生していることから、発注機関においては、第三者機関も活用して、入札談合等関与行為等の事後チェック機能を強化していくことが望まれる。

(イ) 公益通報窓口の設置

入札談合等関与行為等は組織内部での問題行為であるため、公益通報のスキームが機能しないと、職員が入札談合等関与行為に係る情報に接した場合にもそれが表面化せず、組織的な対応が難しく

なることが想定される。

8割以上の発注機関において公益通報窓口が設置されているものの、このうち官製談合事件に関する情報が通報対象になっている旨を内部で周知している発注機関の割合は3割弱にとどまっている。

入札談合等関与行為等に係る有効な情報を収集し、それによって入札談合等関与行為等の抑止を図る観点からは、入札談合等関与行為等に係る情報が通報対象として求められている旨が職員の間で十分認識されるようにすることが望まれる。

ウ 秘密情報の管理徹底

過去の入札談合等関与行為の事例では、発注機関の職員が設計金額や発注予定時期等の秘密情報を関係事業者に漏えいし、入札談合を容易にしている事例がみられる。また、入札談合等関与行為に類似する行為について立件された刑事事件でも、秘密情報の漏えいに関するものが多くみられる。入札等に係る秘密情報の漏えいを防止するためには、こうした情報が適切に管理されるよう体制を整備する必要がある。秘密情報に関する管理規程を定めている発注機関の割合は、平成17年調査時の状況と比べて進展がみられたものの、いまだ2割程度にとどまっている。発注機関別にみると、発注機関の組織規模が小さくなるにつれて管理規程が整備されなくなる傾向がうかがえる。しかし、過去の発注に係る秘密情報の漏えい事例は、組織規模にかかわらず発生している。入札等に係る秘密情報の管理の徹底は、情報漏えいのリスクを低減するとともに、万一漏えいした場合の事実確認にも資するものであり、発注機関においては、秘密情報の保管方法やアクセス制限について規程を定めるなど、積極的な対応が望まれる。

(3) 入札談合等関与行為等を防止するための施策

ア 外部からの働きかけに対する対策

過去の入札談合等関与行為の事例では、指名業者の組合せについて関与職員が事業者から提示された組合せ案に沿って実施していた事例や、OBが提示した受注予定者を選定した「割付表」に従って関与職員が受注予定者を承認していた事例、事業者の情報収集活動に応じて秘密情報である設計金額を漏えいしていた事例など、事業者からの働きかけを通じて関与行為に至るものが複数認められる。発注業務において担当職員等が事業者と接触する機会は必然的に生ずるものであることから、発注機関としては、このような日常的な業務環境に内在す

るリスクを認識し、積極的に対策を講じておくことが望まれる。

入札等に係る秘密情報の漏えい、特定の事業者に便宜を図る等の法令に違反するような行為を求める働きかけを外部から受けた場合の対応として、その内容を文書化して上司等に報告すること等を義務付けるといった取組を行っている発注機関の割合は、3割程度となっている。発注機関別にみると、平成17年調査時と比べ、このような取組を行う発注機関は増加する傾向にあるものの、都道府県や政令指定都市での実施状況が5～7割程度に達している一方、人口5万人以上30万人未満の地方公共団体や政府出資法人については2～3割程度にとどまるなど、取組状況にはばらつきが存在する。ヒアリング調査においては、外部からの働きかけの内容を記録・報告・公表する制度を導入した結果、働きかけ自体が減少したとする発注機関があり、このような取組が推進されることが望まれる。

また、外部との接触に際して、対応は一人では行わない、定められた場所で対応するなどのルールを策定し、職員に周知している発注機関の割合は4分の1程度である。この取組についても、実施する発注機関の割合はおおむね増加傾向にある。

イ 人事上の配慮

前記アで挙げたような、事業者からの働きかけにより入札談合等関与行為が行われた事例が示すように、長年の接触機会を通じて事業者と発注機関職員との間に一定の関係が醸成されることにより、事業者と発注機関職員双方が互いに無理を言いやすい環境や、発注機関職員が法令に違反するような行為を求める働きかけを断りにくい状況が生まれている。このことが、入札談合等関与行為等が引き起こされる要因の一つとなっていると考えられる。

発注担当職員と特定の事業者の癒着等を防ぐために、約7割の発注機関が、長期間同一ポストに配置することを避けるという人事上の配慮を行っている。中小規模の地方公共団体では、限られた人員で業務の専門性・継続性を確保しつつ定期的な配置換えを行うことは難しい面もあると思われるものの、担当者が定期的に入れ替わる環境では、仮に入札談合等関与行為等が開始されたとしてもその隠匿・存続は困難となるものであり、一層の取組が望まれる。

ウ 入札参加事業者に再就職したOBへの対応

過去の入札談合等関与行為の事例では、入札参加事業者に再就職し

たOBの要請に応じて工事を分割発注するなど、OBが入札談合等関与行為に係る事例が多くみられる。入札談合等関与行為等の未然防止のためには、こうしたOBによる現職職員への影響力の行使を適切に排除することも重要となる。実際、ヒアリング調査においても、「職場で長年指導してもらったOBなどから頼まれると断りにくい」旨を指摘する発注機関がみられた。

一方、OBの入札参加事業者等への再就職実態を把握している発注機関は約2割であり、また、再就職状況を把握していても具体的にどのような業務に就いているかまで把握している発注機関は、更にその半分程度という状況であった(注)。

発注機関としては、OBの働きかけによって入札談合等関与行為等が引き起こされないように配慮することが望まれる。この点、発注機関の中には、OBや再就職先企業に対し関係する受注活動業務に従事しないよう要請したり、OBに対するコンプライアンス研修の機会を提供したりしているものもある。

(注) 56ページの(注)を参照。

2 公正取引委員会としての今後の対応

入札談合は発注機関における競争機能を通じた効率的な公共調達活動を損なう悪質な行為であり、発注機関の職員がそれに関与することは決して許容されないものである。公正取引委員会としては、今後とも入札談合に対し独占禁止法を厳正に執行していくとともに、入札談合等関与行為の事実が認められる場合には入札談合等関与行為防止法に基づき適切に対処していく。

今回の調査では、入札談合等関与行為等の背景・実態を分析するとともに、その未然防止に向けて発注機関が行っている各種取組を紹介している。発注機関においては、本調査結果も参考としつつ入札談合等関与行為等の未然防止の取組を推進していくことが期待される。公正取引委員会としても、各種研修事業や情報発信等を通じた発注機関のコンプライアンス活動の支援について、本調査結果を踏まえながら引き続き積極的に取り組んでいく。

(参考)

発注機関の実施する職員向け研修への講師派遣について

<http://www.jftc.go.jp/kansei/haken.html>

研修用テキスト「入札談合の防止に向けて」

<http://www.jftc.go.jp/kansei/text.html>

参 考 资 料

別紙

発注機関による官製談合の未然防止のための取組状況等に関するアンケート調査（調査票）

【回答に当たった際の注意事項】

- ① 本アンケート調査について、窓口となる部署を決めていただき、その部署で取りまとめの上、提出していただくようお願いいたします。
- ② 文中に特に指定のないものについては、平成23年3月末現在の状況に基づいて御回答ください。
- ③ 本アンケート調査の回答の際には、原則として、選択肢の番号から1つを選び（「複数回答可」と記載されている設問については、この限りではありません。）、調査票に直接○を付けてください。具体的内容を記載していただく場合も、調査票に直接御記入ください。
- ④ その他、御不明な点があれば依頼文書（2ページ）に記載している「3 お問い合わせ先」まで御連絡ください。

【用語の定義】

- 本アンケート調査において使用する用語の定義は、次のとおりです。
 - ・ 「入札等」：入札、競り売りその他競争により契約の相手方を選定する方法をいい、公募型プロポーザル方式等による随意契約や見積り合わせを経た上での随意契約を含みますが、一者特命随意契約は除きます。
 - ・ 「官製談合事件」：発注機関の職員が入札談合等に関与することにより、下記に該当する事件をいいます（法令は次ページ参照のこと。）
 - ①職員が独占禁止法の不当取引制限の罪（第89条）の共犯となった事件
 - ②職員について公正取引委員会の不当取引制限の罪（第89条）に基づき入札談合等関与行為（第2条第5項各号）を認定した事件
 - ③職員が入札談合等関与行為防止法の職員による入札等の妨害の罪（第8条）を犯した事件
 - ④職員が刑法の競売入札妨害罪（第96条の3第1項）を犯した事件
 - ⑤職員が刑法の談合罪（第96条の3第2項）の共犯となった事件
 - ・ 「契約担当部署」：発注機関において、会計及び公共調達契約に関する事務を担当する部署をいいます（例えば、会計課、契約課等）。
 - ・ 「発注担当部署」：発注機関において公共調達の希望する部署であって、工事や物品等の発注の計画、仕様書や設計書の作成等を行う部署をいいます（例えば、●●建設部○建設課等）。

【参考】

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律【独占禁止法】（抜粋）

不当な取引制限の定義

第2条第6項

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

不当な取引制限の禁止

第3条

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

不当な取引制限の罪

第89条

次の各号のいずれかに該当するものは、5年以下の懲役または500万円以下の罰金に処する。

- 一 第3条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者

○入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律【入札談合等関与行為防止法】（抜粋）

入札談合等関与行為

第2条第5項

この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
- 二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
- 三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。
- 四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を補助すること。

職員による入札等の防害

第8条

職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を促すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

○刑法（抜粋）

競売入札妨害罪・談合罪

第96条の3第1項

偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

第96条の3第2項

公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

回答者・連絡先等

貴発注機関名	① 国の機関 ② 都道府県又は政令指定都市 ③ 中核市又は人口30万人以上の地方公共団体（上記②を除く。） ④ 上記②及び③以外の地方公共団体 ⑤ 政府出資法人
区分	
所在地	都 道 府 県
本調査票の担当部署名	
担当者の職名	
担当者の氏名	
電話番号	
E-MAIL	
年間発注実績	平成()年度実績 ① 10億円未満 ② 10億円以上50億円未満 ③ 50億円以上100億円未満 ④ 100億円以上500億円未満 ⑤ 500億円以上1000億円未満 ⑥ 1000億円以上

※ 貴発注機関の平成22年度の調達（工事、製造、財産の買入れ、物件の借入れ、役務及び運送、保管）の総額について、右の選択肢の中から該当する区分を選択して回答してください。
平成22年度の発注実績が確定していない場合には、平成21年度の実績でも構いません。

研修

問1 入札談合等関与行為防止法の研修

貴発注機関では、過去3年間（平成20年度～22年度）に、職員に対して、入札談合等関与行為防止法の内容を周知するための研修を実施したことがありますか。

なお、職員の細紀保持のための研修の中で、入札談合等関与行為防止法に関する説明を併せて行っている場合は、「①ある」を選んでください。

- ①ある
②ない

問2 研修対象職員の所属部署

問1で「①ある」と回答した発注機関にお尋ねします。研修の対象は、どの部署ですか（複数回答可）。

- ①契約担当部署
②発注担当部署
③その他

具体的な内容

問3 研修の対象職員

問1で「①ある」と回答した発注機関にお尋ねします。上記研修は、どのような役職の職員を対象としたものですか（複数回答可）。

- ①部長級より上の幹部職員（部長級は②に含みます。）
②部長級以下の管理職
③一般職員
④非常勤職員
⑤1年以内に退職を予定している職員
⑥対象は限定していない
⑦その他

具体的な内容

問4 研修の開催頻度

問1で「①ある」と回答した発注機関にお尋ねします。研修の開催頻度はどれくらいですか。

- ①半年に1回程度

- ② 1年に1回程度
- ③ 2年に1回程度
- ④ 3年に1回程度
- ⑤ 不定期に実施している

コンプライアンス専任部署の設置

問5 コンプライアンス専任部署の設置
貴発注機関では、職員のコンプライアンスを担当する部署を設置していますか。

- ① 担当管理職のいる専任部署を設置している
- ② 人事課・総務課等の既存部署の中に専任の担当班等を設置している
- ③ 人事課・総務課等の既存部署の中に専任の担当者を置いている
- ④ 人事課・総務課等の既存部署の中の担当班等が、他の業務と併せて担当している
- ⑤ 設置していない
- ⑥ その他

具体的な内容

コンプライアンス・マニュアル

問6 コンプライアンス・マニュアルの作成
貴発注機関では、コンプライアンスに関する服務規程やマニュアル等（以下「コンプライアンス・マニュアル」といいます。）を作成していますか。

- ① 作成している
- ② 作成していない

問7 入札談合等関与行為防止法の明記

問6で「①作成している」と回答した発注機関にお尋ねします。コンプライアンス・マニュアルに、入札談合等関与行為防止法に違反する行為を行わないよう明記していますか。
① 明記している
② 明記していない

問8 発注担当職員向けマニュアルの作成

貴発注機関では、問6のコンプライアンス・マニュアルとは別に、発注担当職員が官製談合事件に関わることにないように特に注意すべき事項（入札談合等関与行為防止法等の関係法令、問題が生じた際に採るべき行動）等を整理し

た発注担当職員向けのマニュアルを作成（発注・契約事務の進め方についてのマニュアルに記載している場合を含みます。）していますか。

- ① 作成している（差し支えなければ、1部お送りください。）
- ② 作成していない

懲戒規定の整備

問9 官製談合事件に関わった職員に対する懲戒

貴発注機関の懲戒規定において、官製談合事件を想定した規定や標準例（例えば、次のような具体例を明記したものをいいます。）はありますか。

なお、官製談合事件が生じたときは「信用失墜」等の一般規定を適用するという場合は「②ない」と回答してください。

【例1】

入札談合等関与行為の排除及び防止（並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰）に関する法律第2条第5項各号に規定する「入札談合等関与行為」を行った職員は〇〇とする。

【例2】

入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他のものに談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は〇〇とする。

- ① ある
- ② ない

公共調達に関する外部からの働きかけに対する対応／秘密情報の管理

問10 外部からの働きかけに対する対応

近年、発注機関の中には、官製談合事件の防止のための取組として、公共調達に関し、職員が事業者・OB等の外部の者から、予定価格、設計金額、入札参加事業者等の秘密情報等を漏らす、特定の事業者が入札等に参加できるよゆうにするなどの法令に違反するよゆうな行為をすることを求める働きかけを受けた場合、その内容を文書化して上司等に報告すること等を義務付けるといった取組が見られますが、貴発注機関ではこのよゆうな取組を行っていますか。
① 行っている

具体的な内容（差し支えなければ、関係資料を1部お送りください。）

- ② 行っていない

問1 1 外部との接触における留意点の作成・周知

貴発注機関では、発注担当職員と事業者又はOBとの接触に関して、例えば、応対は一人では行わない、定められた場所での応対するなど、留意すべき事項を定め、発注担当職員に周知していますか。

①周知している

②周知していない

具体的な内容 (差し支えなければ、関係資料を1部お送りください。)

①周知している

②周知していない

問1 2 秘密情報の管理に関する取組

貴発注機関では、入札等に係る秘密情報 (公表されていない予定価格、指名業者名、公表前の発注予定工事情報等) の管理についての規定を定めていますか。

①定めている (差し支えなければ、関係資料を1部お送りください。)

②定めていない

問1 3 秘密情報管理規定の内容

問1 2で「①定めている」と回答した発注機関にお尋ねします。当該規定の内容を教えてください (複数回答可)。

①文書の持ち出しを制限している

②FAX、メールの通信記録を取ることとしている

③秘密情報を扱う部署への立入りを制限している

④重要度に応じて機密区分を設け、保管方法 (重要なものは金庫で保管等) を指定している

⑤その他

具体的な内容

公益通報窓口

問1 4 公益通報窓口の設置

貴発注機関では、職員が職場における不正行為等を見開きした際に利用できる公益通報窓口を設置していますか。

①設置している (総務課等の組織内部に通報窓口を設けている。)

②設置している (弁護士事務所等の組織外部に通報窓口を設けている。)

③設置している (組織内部と外部の両方に通報窓口を設けている。)

④設置していない

問1 5 官製談合に関する通報窓口の利用を促す取組

問1 4で①～③のいずれかと回答した方にお尋ねします。公益通報窓口について、官製談合事件に関する情報についても通報の対象となる旨を職員に周知する取組を行っていますか。

①行っている

②行っていない

問1 6 外部からの情報収集

貴発注機関には、職員以外の者から官製談合事件に関する情報を集める取組や制度 (例えば、市民からの投書窓口等) がありますか。

①ある

具体的な内容

②ない

発注担当部署と契約担当部署の分離

問1 7 発注担当部署と契約担当部署の分離

発注機関によっては、事業者と接触する機会の多い発注担当部署と契約担当部署を分離しているところもあるようですが、貴発注機関では、発注担当部署と契約担当部署を分離していますか。

なお、一定金額以上の予定価格、物件の内容等により一部実施しているといった場合には「①分離している」を選択してください。

①分離している

②分離していない

問1 8 仕様書等のチェック

入札等に付す工事や物品の仕様書、設計書や入札参加資格についてのチェックを行っていますか。

①発注担当部署で内部チェックを行っている

②発注担当部署とは別の契約担当部署でチェックを行っている

③「入札監視委員会」等の第三者機関がチェックを行っている

④特に行っていない

人事上の配慮

問1 9 発注担当職員の長期配属

貴発注機関では、発注担当職員と特定の事業者又は事業者団体との癒着等を

防ぐために、発注担当職員が長期間同一ポストに配置されるのを避けるようにする人事上の配慮を行っていますか。

- ①行っている
- ②行っていない

問20 長期配属の期間

問1.9で「①行っている」と回答した方にお尋ねします。発注担当職員と特定の事業者又は事業者団体との癒着等を防ぐために、最長でどれくらいの期間の長期配属を限度としていますか。

- ①2年間
- ②3年間
- ③4年間
- ④5年間
- ⑤6年間
- ⑥その他

具体的な内容

問21 O Bの再就職先の把握1

過去の官製談合事件では、発注機関職員が退職後に、入札等に参加する可能性のある事業者又はその業界団体（以下「入札参加事業者等」といいます。）に再就職し、元の職場などに営業活動等を行っており、当該O Bが現職の職員に対して法令に違反するような行為を求めめる働きかけを行った、あるいは現職の職員がO Bに秘密情報を漏えいしたという例があります。

貴発注機関では、O Bが入札参加事業者等に再就職しているのかどうかを把握していますか。

- ①O Bが入札参加事業者等に再就職しているかどうか把握している
- ②O Bが入札参加事業者等に再就職したかどうか把握していない

問22 O Bの再就職先の把握2

問2.1で、「①O Bが入札参加事業者等に再就職しているかどうか把握している」と回答した方にお尋ねします。

入札参加事業者等に再就職したO Bがどのような仕事をしているかを把握していますか。

- ①O Bがどのような仕事をしているのか把握している
- ②O Bがどのような仕事をしているのか把握していない
- ③O Bが入札参加事業者等に再就職していない

問23 O Bに対する取組

問2.1で「①O Bが入札参加事業者等に再就職しているかどうか把握している」と回答した方にお尋ねします。貴発注機関では、入札参加事業者等に再就職したO Bがいる場合、当該O Bが再就職している入札参加事業者等に対して、O Bを入札等関連業務に従事させないように要請したり、O Bを対象とした研修会を行ったりするなど、官製談合事件の未然防止の観点から何か取組を行っていますか。

- ①行っている

具体的な内容（差し支えなければ、関係資料を1部お送りください。）

- ②行っていない

入札等に関する第三者機関の設置

問24 入札等に関する第三者機関の設置

貴発注機関では、外部の有識者等を構成員とし、入札等に関する問題を検討する常設の第三者機関（構成員の一部に外部の第三者を加えている場合を含みます。）を設置していますか。

- ①設置している
- ②設置していない

問25 第三者機関の設置目的

問2.4で「①設置している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該第三者機関の設置目的は何ですか（複数回答可）。

- ①個々の工事の入札等に関して、入札参加条件や指名業者の選定内容等が適当であったかを検討すること
- ②個々の物品又は業務の入札等に関して、入札参加条件や指名業者の選定内容等が適当であったかを検討すること
- ③発注に関わる職員のコンプライアンスに関する取組について評価・検討すること
- ④入札・契約手続の改善について検討すること
- ⑤談合情報が寄せられた入札等の取扱いについて審議すること
- ⑥その他

具体的な内容

不自然な状況等への対応

問26 1者入札

貴発注機関では、競争入札であるにもかかわらず1社しか応札する事業者が出てこないといういわゆる「1者入札」が発生した場合に、特定の部署に報告して情報を集約したり、原因を分析したりする取組を行っていますか。

- ①行っている
- ②行っていない

問27 1者入札が発生した場合の対応

問26で「①行っている」と回答した方にお尋ねします。貴発注機関では、1者入札が発生した場合の情報の集約や原因を分析した結果を踏まえて、官製談合事件の未然防止の観点から何か取組を行っていますか。

- ①行っている

具体的な内容 (差し支えなければ、関係資料を1部お送りください。)

- ②行っていない

問28 同一業者による長期継続受注

貴発注機関では、例えば庁舎の清掃のような同一内容の業務を継続的に発注している場合、同一業者が継続して受注しているときは、特定の部署に報告して情報を集約したり、原因を分析したりする取組を行っていますか。

- ①行っている
- ②行っていない

問29 同一業者による長期継続受注が発生している場合の対応

問28で「①行っている」と回答した方にお尋ねします。貴発注機関では、同一内容の業務を同一業者が続けて受注している場合に、集約した情報や分析した結果を踏まえて、官製談合事件の未然防止の観点から何か取組を行っていますか。

- ①行っている

具体的な内容 (差し支えなければ、関係資料を1部お送りください。)

- ②行っていない

問30 落札率100%案件

貴発注機関では、非公表の予定価格と受注者の応札価格が完全に同額となるいわゆる「落札率100%案件」が発生した場合、特定の部署に報告して情報を集約したり、原因を分析したりする取組を行っていますか。

- ①行っている
- ②行っていない

問31 落札率100%案件が発生した場合の対応

問30で「①行っている」と回答した方にお尋ねします。貴発注機関では、落札率100%案件が発生した場合に、集約した情報や分析した結果を踏まえて、官製談合事件の未然防止の観点から何か取組を行っていますか。

- ①行っている

具体的な内容 (差し支えなければ、関係資料を1部お送りください。)

- ②行っていない

取組事例の紹介等

問32 貴発注機関で成果のあった取組 (自由記載)

貴発注機関が行っている取組において、官製談合事件の未然防止の観点から有効と考えられる取組等がありましたら、是非御教示ください。

具体的な内容

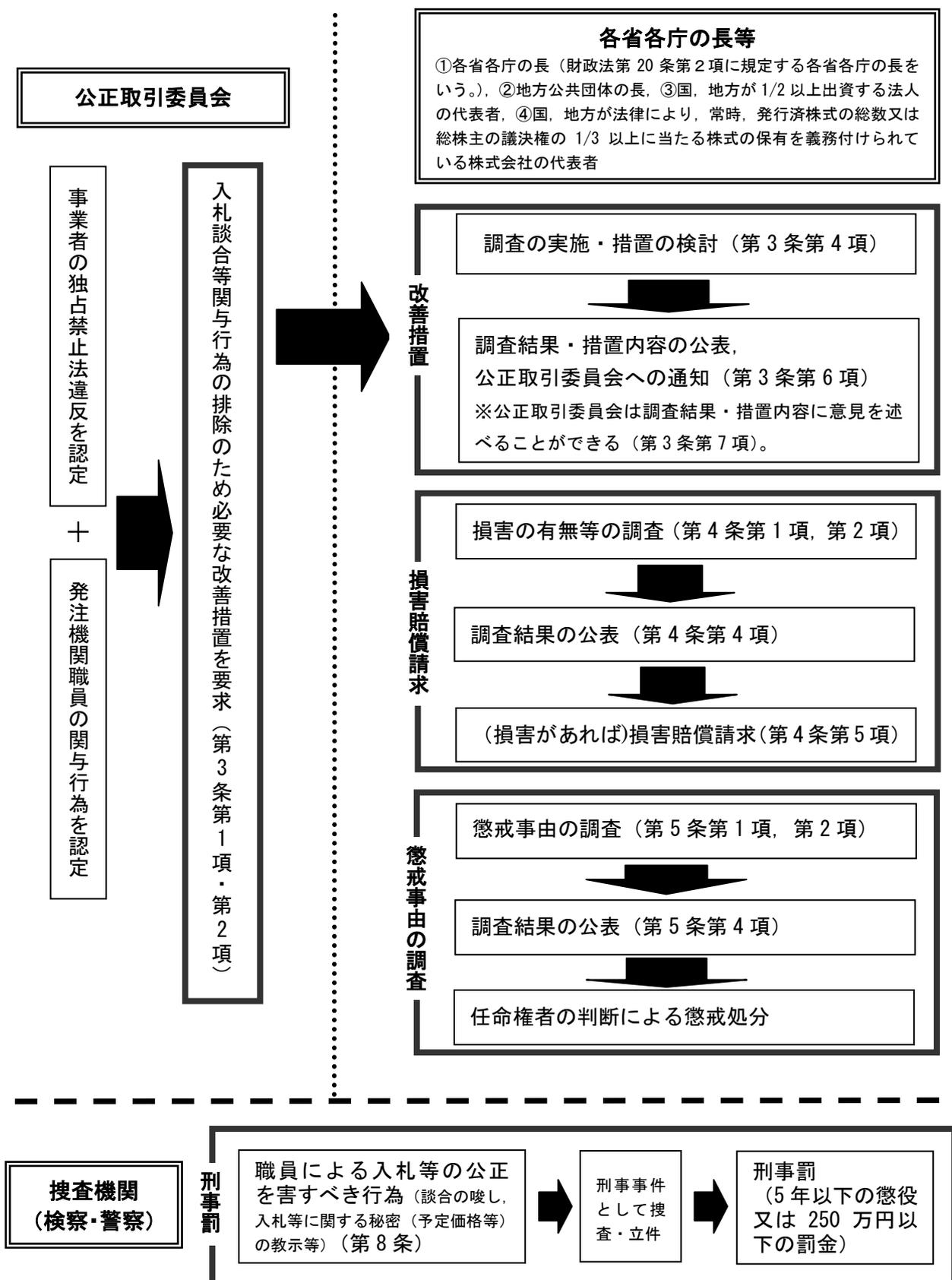
問33 今後の課題 (自由記載)

貴発注機関において官製談合事件を未然に防止するための今後の課題であると考えているものがありましたら、是非御教示ください。

具体的な内容

以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。

入札談合等関与行為防止法の概要



過去の入札談合等関与行為の事例

発注機関	関与行為の内容
①岩見沢市 (平成15年1月30日, 岩見沢市長に対し改善措置要求)	岩見沢市の職員は, 同市が発注する建設工事について, 反復, 継続して, 落札予定者を選定し, 落札予定者の名称及び工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示する等していた。
②新潟市 (平成16年7月28日, 新潟市長に対し改善措置要求)	新潟市の職員は, 同市が発注する建設工事の受注予定者として入札参加業者間で決定された者からの求めに応じて, 継続的に, 秘密として管理されている建設工事の設計金額を入札執行前に教示する等していた。
③日本道路公団 (平成17年9月29日, 日本道路公団総裁に対し改善措置要求)	日本道路公団役員は, 鋼橋上部工工事について, ①同公団の退職者から競争入札の落札予定者を選定した「割付表」の提示を受け, その都度, その内容について承認する等し, ②公団の退職者からの要請を受け, 当初一括発注が予定されていた工事の分割発注を実施させる等し, ③公団の退職者からの要請を受け, 工事の発注基準を従来の15億円以上から10億円以上に引き下げさせていた。これらの行為は, 同公団退職者の再就職先を確保する目的をもって行われたものであり, 全体として単に入札談合を黙認・追認していたにとどまらず, 事業者に入札談合を行わせたものと認められた。 また, 同公団職員は, 発注予定時期などの未公表情報の教示を行っていた。
④国土交通省 (水門設備工事) (平成19年3月8日, 国土交通大臣に対し改善措置要求)	国土交通省の職員は, 水門設備工事について, 工事の発注前に, 当該工事の落札予定者についての意向を, 受注調整を円滑に行うための「世話役」等と称する事業者に示す等していた。
⑤防衛施設庁 (平成19年6月20日, 防衛施設庁に対し通知)	防衛施設庁の職員は, 土木・建築工事について, 入札の執行前に, 割り振りを行い, その結果を窓口役のOBに直接又はその補助役のOBに伝達し, 窓口役のOBは, 割り振りの結果を業界側連絡役等に伝達していた。また, 落札予定者に確実に受注させるため, 防衛施設庁の地方支分部局の担当職員に対し, 割り振りの対象とした工事の指名競争入札の工事については, 当該工事名及び落札予定者名を伝え, 当該落札予定者を当該工事の入札に指名するよう指示する等していた。

発注機関	関与行為の内容
<p>⑥独立行政法人緑資源機構 (平成19年12月27日, 緑資源機構に対し通知)</p>	<p>緑資源機構の職員は, 林道調査測量設計業務において, 反復的かつ継続的に, 落札予定者を決定し, 入札前に, 落札予定者に対し, 落札予定者となった旨を伝達していた。また, 同機構の役員は, 前記の落札予定者の選定結果について承認を与えていた。</p>
<p>⑦札幌市 (平成20年10月29日, 札幌市長に対し改善措置要求)</p>	<p>札幌市の職員は, 札幌市発注の下水処理施設に係る特定電気設備工事のほとんどすべてについて, 当該工事の入札前に落札予定者についての意向を落札予定者に示し, これにより, 入札参加業者に入札談合を行わせていた。</p>
<p>⑧国土交通省 (車両管理業務) (平成21年6月23日, 国土交通大臣に対し改善措置要求)</p>	<p>国土交通省の職員は, 特定の事業者に対し, 毎年, 車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に, 未公開情報である当該入札に係る指名業者の名称又は当該入札の実施を予定する事務所等の名称等を教示していた。</p>
<p>⑨防衛省航空自衛隊 (平成22年3月30日, 防衛大臣に対し改善措置要求)</p>	<p>防衛省の職員は, 防衛省航空自衛隊が第一補給処において発注する什器類について, 当該什器類の入札前に納入予定メーカーについての意向を納入予定メーカーに示し, これにより, 入札参加業者に入札談合を行わせていた。</p>
<p>⑩青森市 (平成22年4月22日, 青森市長に対し改善措置要求)</p>	<p>青森市特別理事の職にあった者は, 青森市発注の特定土木一式工事について, 特定の事業者の役員から提示された受注予定者を円滑に決定するための組合せ案に従い, 青森市契約課に対し指名業者の組合せを指示していた。</p>
<p>⑪茨城県 (平成23年8月4日, 茨城県知事に対し改善措置要求)</p>	<p>茨城県の職員(境土地改良事務所の工務課長)は, 境土地改良事務所発注の特定土木一式工事について, 同事務所の所長の承認の下, 各工事の落札予定者を決定し, 当該工事の入札前に, 落札予定者についての意向を, 建設業協会の境支部の支部長に伝達していた。</p> <p>また, 茨城県の職員(境工事事務所の所長)は, 特定の事業者からの要望を受け, 境工事事務所発注の特定舗装工事について, 当該工事の入札参加業者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため, 発注工事及び指名業者の選定に係る業務を担当する同事務所の道路管理課長及び道路整備課長に指示して, 当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行わせていた。</p>

過去の入札談合等関与行為事例における改善措置

発注機関	改善措置 要求日	改善措置 公表日	改善措置の主な内容
岩見沢市	H15. 1. 30	H15. 7. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・「談合を誘発しないためのマニュアル」の作成及びその周知・徹底 ・市発注工事等の事業部門と入札執行部門を分離 ・指名停止期間を大幅に延長 ・一般競争入札の拡大 ・退職時に在職した所属と密接な関係にある企業等への再就職を制限 ・発注関係部署等への業者の出入り制限
新潟市	H16. 7. 28	H17. 4. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・マニュアルの作成及び研修等による周知徹底 ・働きかけの記録・公表制度、非違行為等の通報制度等の一体的整備 ・コンプライアンス担当組織の新設 ・指名停止期間の延長及び入札参加資格の取消し ・一般競争入札の範囲の拡大及び地域要件の廃止 ・市職員と業者との接触の制限、業者による営業の禁止 ・職員の関係業界への再就職について規制を強化、再就職した職員の市や現役職員への関与を組織的に排除
日本道路公団	H17. 9. 29	H18. 2. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理行動基準の厳格化、コンプライアンス講習会の実施 ・法令遵守等について役職員等から誓約書の徴取 ・コンプライアンス委員会、社内及び社外相談窓口の設置 ・指名停止期間の延長、違約金の引上げ ・一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止及び総合評価方式の改善・拡大 ・業者に対する営業活動の自粛要請の徹底 ・職員の関係業界への再就職の自粛及び早期退職慣行の見直し
国土交通省 (水門設備工事)	H19. 3. 8	H19. 6. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・「発注者綱紀保持マニュアル」を作成・周知徹底、コンプライアンスの研修・講習の実施 ・内部及び外部に「コンプライアンス窓口」の設置 ・外部からの不当な働きかけの内容の記録及び対応の公表 ・建設業法に基づく営業停止処分及び発注者として行う指名停止措置の強化 ・多様な発注方式の採用、一般競争方式の拡大、総合評価方式の拡充 ・入札契約担当職員の同一職の長期従事の抑制 ・入札談合事件に関与した企業への再就職の自粛
札幌市	H20. 10. 29	H21. 7. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道工事の発注の適正化：設計見積りの在り方の改善、入札参加資格の見直し、設計・積算時における情報管理の徹底、綱紀保持委員会の設置、執務環境の改善整備 ・監視体制強化：内部通報制度の強化、官製談合と天下りの関係について調査等 ・再就職規制強化 ・職員体質強化：コンプライアンス研修、長期配置の弊害防止のための人事異動等 ・組織強化：(仮称)コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス推進担当課の設置
国土交通省 北海道開発局 (車両管理業務)	H21. 6. 23	H22. 2. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・組織統制の強化、業務の適正な役割分担 ・車両管理業務の受注企業との適正な関係の構築 ・入札談合事件に関与した企業への再就職の自粛等 ・コンプライアンスの徹底、退職予定職員に対する指導 ・入札契約に係る情報の厳格な管理及び発注情報等の公表 ・品質の確保に向けた契約上の措置及び談合疑義案件の類型化等による入札契約プロセスの改善

発注機関	改善措置 要求日	改善措置 公表日	改善措置の主な内容
防衛省 航空自衛隊	H22. 3. 30	H22. 12. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 談合関連企業への再就職の自粛等 ・ 調達組織における再就職支援のための援護業務の廃止 ・ 航空自衛隊の補給・整備組織の見直し ・ オフィス家具等の事務用品の調達のアウトソーシング化 ・ 仕様書の作成要領の見直し ・ 予算執行のチェック機能の強化 ・ 入札談合等関与行為防止法等の遵守に関する教育の徹底 ・ 公益通報制度の周知・徹底 ・ 不自然な入札状況のチェック機能の強化（入札過程の監視及び入札結果の検証を行うチェックシートの規則化等）
青森市	H22. 4. 22	H22. 12. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の意識改革及び情報管理のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ① 職員の意識改革 ② 業者等からの働きかけ（口利き等）への対応 ③ 内部通報制度 ④ 監査機能の充実・強化 ⑤ 入札等に関する情報公開 ・ 退職職員の再就職（再就職状況の公開と営業自粛の要請） ・ 公共工事における契約のあり方（一般競争入札の全面的導入等）

(注) 本報告書の公表日時点において、茨城県の改善措置は公表されていない。

過去の入札談合等関与行為防止法刑事事件例

番号	発注機関名	事件概要
1	千葉県浦安市 (平成20年)	浦安市教育委員会の職員は、パソコン等の賃貸借等に係る入札に関し、予定価格を教示したなどとして、罰金50万円の略式命令を受けた。
2	埼玉県春日部市 (平成20年)	春日部市教育委員会の職員は、文化会館の管理業務委託に係る入札に関し、特定の会社に予定価格などを教えた上、他の指名業者の入札書を集めさせるなどし、入札が適正に行われたように装って同社に受注させたなどとして、罰金100万円の略式命令を受けた。
3	奈良県天川村 (平成21年)	天川村の職員は、建設工事の入札に関し、特定の建設業者が落札できるように同社の営業停止処分の解除後に指名業者の選定日を設定し、同社社員に最低制限価格を教えたなどとして、第8条及び競売入札妨害罪に問われ、罰金100万円の略式命令を受けた。
4	奈良県天川村 (平成21年)	天川村の職員(上記3とは別の人物)は、特定の建設会社に同村発注の建設工事の予定価格や最低制限価格を教えて現金を受け取ったなどとして、第8条、競売入札妨害罪及び加重収賄罪に問われ、懲役3年(執行猶予5年)及び追徴金1075万円の判決を受けた。
5	国立感染症研究所 (平成22年)	国立感染症研究所の職員は、庁舎改修工事の入札に関し、予定価格を教示したなどとして、第8条及び収賄罪に問われ、懲役2年(執行猶予3年)及び追徴金200万円の判決を受けた。
6	埼玉県さいたま市 (平成22年)	さいたま市の職員は、施設修繕工事に関し、業者に設計金額や見積り参加者名を教えるなどし、その謝礼を受け取ったとして、第8条及び収賄罪に問われ、懲役2年(執行猶予4年)及び追徴金75万円の判決を受けた。
7	特殊法人日本年金機構 (平成22年)	日本年金機構(旧社会保険庁)の職員は、年金記録照合の業務委託に係る入札に関し、入札日前に入札予定価格が推測できる予算関係資料を漏えいしたとして、罰金80万円の略式命令を受けた。
8	滋賀県大津市 (平成22年)	大津市の職員(2名)は、病院清掃管理委託業務の指名競争入札において、特定の会社に有利な指名選定案を作成し、同社に指名業者や予定価格を教えたとして、それぞれ罰金70万円、50万円の略式命令を受けた。
9	国土交通省 (平成23年)	国土交通省九州地方整備局のダム工事事務所の職員は、光ケーブル敷設工事の調査基準価格を、工事を落札したA社に対し、同社に資材を納入しているB社の幹部を通じて伝え、B社から現金400万円を受け取ったとして、第8条及び収賄罪に問われ、懲役2年6月(執行猶予4年)及び追徴金400万円の判決を受けた。

(注) 報道により公正取引委員会が把握しているものを記載している。

公正取引委員会の研修事業

公正取引委員会は、平成6年度以降、国の機関、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する研修への講師の派遣及び研修資料の提供等の協力を行うとともに、平成20年度からは、地方公共団体等の調達担当者に対する研修会を主催している。

近年における研修事業の実績は、以下のとおり。

	研修への講師派遣	研修の主催
平成18年度	75回	—
平成19年度	76回	—
平成20年度	87回	16回
平成21年度	99回	18回
平成22年度	142回	23回

■入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）

改正 平成15年法律第119号
 平成18年法律第110号
 平成19年法律第58号
 平成21年法律第51号

（趣旨）

第1条 この法律は、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等入札談合等関与行為を排除し、及び防止するための措置について定めるとともに、職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を定めるものとする。

（定義）

第2条 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。

2 この法律において「特定法人」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人

二 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（前号に掲げるもの及び政令で定めるものを除く。）

3 この法律において「各省各庁の長等」とは、各省各庁の長、地方公共団体の長及び特定法人の代表者をいう。

4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（以下「国等」という。）が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法（以下「入札等」という。）により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為をいう。

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。

二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。

三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

（各省各庁の長等に対する改善措置の要求等）

第3条 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合

等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除するために必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置（以下単に「改善措置」という。）を講ずべきことを求めることができる。

- 2 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があったと認めるときは、当該入札談合等関与行為が既になくなっていない場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができる。
- 3 公正取引委員会は、前2項の規定による求めをする場合には、当該求めの内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。
- 4 各省各庁の長等は、第1項又は第2項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があったことが明らかとなったときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。
- 5 各省各庁の長等は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 6 各省各庁の長等は、第4項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。
- 7 公正取引委員会は、前項の通知を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、意見を述べるることができる。

（職員に対する損害賠償の請求等）

- 第4条 各省各庁の長等は、前条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行わなければならない。
- 2 各省各庁の長等は、前項の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならない。
 - 3 各省各庁の長等は、前2項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
 - 4 各省各庁の長等は、第1項及び第2項の調査の結果を公表しなければならない。
 - 5 各省各庁の長等は、第2項の調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。
 - 6 入札談合等関与行為を行った職員が予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第3条第2項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により弁償の責めに任ずべき場合については、各省各庁の長又は公庫の長（同条第1項に規定する公庫の長をいう。）は、第2項、第3項（第2項の調査に係る部分に限る。）、第4項（第2項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）及び前項の規定にかかわらず、速やかに、同法に定めるところにより、必要な措置をとらなければならない。この場合においては、同法第4条第4項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）中「遅滞なく」とあるのは、「速やかに、当該予算執行職員の入札談合等関与行為（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項に規定する入札談合等関与行為をいう。）に係る同法第4条第1項の調査の結果を添えて」とする。
 - 7 入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定により賠償の責めに任ずべき場合については、第2項、第3項（第2項の調査に係る部分に限る。）、第4項（第2項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）及び第5項の規定は適用せず、地方自治法第243条の2第3項中「決定することを求め」とあるのは、「決定することを速やかに求め」と読み替えて、同条（地方

公営企業法第34条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

(職員に係る懲戒事由の調査)

- 第5条 各省各庁の長等は、第3条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分(特定法人(特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項において同じ。)及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。))を除く。)にあっては、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁)をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。ただし、当該求めを受けた各省各庁の長、地方公共団体の長、特定独立行政法人の長又は特定地方独立行政法人の理事長が、当該職員の任命権を有しない場合(当該職員の任命権を委任した場合を含む。)は、当該職員の任命権を有する者(当該職員の任命権の委任を受けた者を含む。以下「任命権者」という。)に対し、第3条第1項又は第2項の規定による求めがあった旨を通知すれば足りる。
- 2 前項ただし書の規定による通知を受けた任命権者は、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。
 - 3 各省各庁の長等又は任命権者は、第1項本文又は前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
 - 4 各省各庁の長等又は任命権者は、それぞれ第1項本文又は第2項の調査の結果を公表しなければならない。

(指定職員による調査)

- 第6条 各省各庁の長等又は任命権者は、その指定する職員(以下この条において「指定職員」という。)に、第3条第4項、第4条第1項若しくは第2項又は前条第1項本文若しくは第2項の規定による調査(以下この条において「調査」という。)を実施させなければならない。この場合において、各省各庁の長等又は任命権者は、当該調査を適正に実施するに足りる能力、経験等を有する職員を指定する等当該調査の実効を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定職員は、調査に当たっては、公正かつ中立に実施しなければならない。
 - 3 指定職員が調査を実施する場合においては、当該各省各庁(財政法第21条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)、地方公共団体又は特定法人の職員は、当該調査に協力しなければならない。

(関係行政機関の連携協力)

- 第7条 国の関係行政機関は、入札談合等関与行為の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(職員による入札等の妨害)

- 第8条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

(運用上の配慮)

- 第9条 この法律の運用に当たっては、入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力に十分配慮しなければならない。

(事務の委任)

第10条 各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局（法律で国務大臣をもってその長に充てることとされているものに限る。）の長に委任することができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成15年7月16日法律第119号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成18年12月15日法律第110号）

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成19年5月25日法律第58号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成20年10月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第8条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第10条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）又は地方公営企業等金融機構法（平成19年法律第64号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機構法によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

附 則（平成21年6月10日法律第51号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第8条の改正規定、第8条の2第1項及び第2項の改正規定、第8条の3の改正規定（「第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に改める部分に限る。）、第24条、第25条第1項及び第26条第1項の改正規定、第43条の次に1条を加える改正規定、第59条第2項の改正規定（「第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に改める部分に限る。）、第66条第4項の改正規定（「第8条第1項」を「第8条」に改める部分に限る。）、第70条の13第1項の改正規定（「第8条第1項」を「第8条」に改める部分に限る。）、第70条の15に後段を加える改正規定、同条に1項を加える改正規定、第84条第1項の改正規定、第89条第1項第2号の改正規定、第90条の改正規定、第91条の2の改正規定（同条第1号を削る部分に限る。）、第93条の改正規定並びに第95条の改正規定（同条第1項第3号中「(第3号を除く。)」を削る部分、同条第2項第3号中「、第91条第4号若しくは第5号(第4号に係る部分に限る。)、第91条の2第1号」を削る部分(第91条の2第1号に係る部分を除く。))及び第95条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同条第2項の次に2項を加える部分を除く。))並びに附則第9条、第14条、第16条から第19条まで及び第20条第1項の規定、附則第21条中農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8の2及び第73条の24の改正規定並びに附則第23条及び第24条の規定は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

■私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和22年法律第54号)(抄)

[定義]

第2条 (略)

- ⑤ この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。
- ⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

[私的独占又は不当な取引制限の禁止]

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

[事業者団体の禁止行為]

第8条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

■財政法(昭和22年法律第34号)(抄)

第20条 (略)

2 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣(以下各省各庁の長という。)は、毎会計年度、第18条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下予定経費要求書等という。)を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

第21条 財務大臣は、歳入予算明細書、衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣(内閣府を除く。)、内閣府及び各省(以下「各省各庁」という。)の予定経費要求書等に基づいて予算を作成し、閣議の決定を経なければならない。

■予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)(抄)

(予算執行職員の義務及び責任)

第3条 (略)

2 予算執行職員は、故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

3 (略)

(弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務)

第4条 会計検査院は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第1項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。但し、その事実の発生した日から3年を経過したときは、この限りでない。

2 会計検査院が弁償責任があると検定したときは、予算執行職員の任命権者(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第55条第1項に規定する任命権者をいい、当該予算執行職員が都道府県の職員である場合にあつては、都道府県知事とする。以下同じ。)は、その検定に従つて、弁償を命じなければならない。

3 (略)

4 各省各庁の長は、予算執行職員が前条第1項の規定に違反して支出等の行為をした事実があると認めるときは、遅滞なく、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

5～6 (略)

(公庫の予算執行職員に対する準用)

第9条 (略)

2 第3条第2項及び第3項並びに第4条から前条までの規定は、前項の公庫予算執行職員について準用する。ただし、国家公務員法の適用を受けない公庫予算執行職員については、第6条第2項の規定及び第3項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、この限りでない。

3～5 (略)

■地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

(職員の賠償責任)

第243条の2 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

一 支出負担行為

二 第232条の4第1項の命令又は同条第2項の確認

三 支出又は支払

四 第234条の2第1項の監督又は検査

2 (略)

3 普通地方公共団体の長は、第1項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

4～14 (略)

■地方公営企業法（昭和27年法律第292号）（抄）

(職員の賠償責任)

第34条 地方自治法第243条の2の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第1項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第8項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第7条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第243条の2第3項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第8項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と、同条第10項中「処分不服がある者は」とあるのは「処分不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができ、その裁決に不服がある者は」と、「した処分」とあるのは「した裁決」と、「審査請求をすることができ」とあるのは「再審査請求をすることができ」と、同条第12項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替えるものとする。

■独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（抄）

（定義）

第 2 条 （略）

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

■国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（抄）

（懲戒の場合）

第 82 条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第 5 条第 3 項の規定に基づく訓令及び同条第 4 項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 （略）

（信用失墜行為の禁止）

第 99 条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第 100 条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～5 （略）

■地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）（抄）

（懲戒）

第 29 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2～4 （略）

（信用失墜行為の禁止）

第 33 条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第 34 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2～3 （略）

■高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）（抄）

（株式）

第 3 条 政府（首都高速道路株式会社，阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（第四項において「首都高速道路株式会社等」という。）にあつては，政府及び地方公共団体）は，常時，会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

■日本郵政株式会社法（平成 17 年法律第 98 号）（抄）

（株式の政府保有）

第 2 条 政府は，常時，会社の発行済株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き，会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この条において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

■日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）（抄）

（株式）

第 4 条 政府は，常時，会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

公正取引委員会所在地

	所 在 地	管 轄 区 域
公正取引委員会 本局	〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 TEL 03-3581-5471	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県 千葉県・東京都・神奈川県 新潟県・山梨県・長野県
北海道事務所	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎5階 TEL 011-231-6300	北海道
東北事務所	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎8階 TEL 022-225-7095	青森県・岩手県・宮城県・秋田県 山形県・福島県
中部事務所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館3階 TEL 052-961-9421	富山県・石川県・岐阜県・静岡県 愛知県・三重県
近畿中国四国事務所	〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館10階 TEL 06-6941-2173	福井県・滋賀県・京都府・大阪府 兵庫県・奈良県・和歌山県
近畿中国四国事務所 中国支所	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館10階 TEL 082-228-1501	鳥取県・島根県・岡山県・広島県 山口県
近畿中国四国事務所 四国支所	〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎5階 TEL 087-834-1441	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州事務所	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館2階 TEL 092-431-5881	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県 大分県・宮崎県・鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館6階 TEL 098-866-0049	沖縄県

【申告・相談窓口（本局）】

- ①独占禁止法についての一般的な相談…………… 官 房 総 務 課
- ②入札談合等関与行為防止法についての
一般的な相談…………… 経 済 取 引 局 総 務 課
- ③事業者団体の活動についての相談…………… 相 談 指 導 室
- ④独占禁止法違反被疑事実についての申告…………… 情 報 管 理 室
- ⑤課徴金の減免に係る報告・相談…………… 課 徴 金 減 免 管 理 官

このほか、各地方事務所等、公正取引委員会ホームページ（<http://www.jftc.go.jp/>）でも、申告・相談をお受けしております。